

札幌市自治基本条例に基づく
評価及び検討の結果について

<報告書>

2016年（平成28年）11月
第3次市民自治推進会議

報告にあたって

2007年（平成19年）4月に札幌市自治基本条例（以下、「条例」という。）が施行され、9年余りが経過しています。この間、札幌市は、条例の本旨である「市民が主役のまちづくり」を目指すため、市民と行政の情報共有、市政及び身近な地域のまちづくりへの市民参加を推進するための様々な施策や制度の充実に取り組んできました。条例制定以降、市役所の仕事のやり方は着実に変わってきていると言え、市民自治を推進する取組も、着実に増加していることがみてとれます。

しかし、条例の認知度についての市民への意識調査では、「条例の内容を知っている」又は「条例を読んだことはある」と回答した市民がわずかに1割強にとどまっており、条例が札幌市のまちづくりの最高規範と位置づけられているにもかかわらず、市民に十分に浸透していないのが現状です。

第3次市民自治推進会議（以下、「推進会議」という。）は、条例第31条及び第32条に定める、市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び条例の規定についての検討を行うための機関として、2015年（平成27年）7月に発足しました。

推進会議の発足から現在までに、計6回の会議を開催してきました。評価の対象が条例全般に及ぶとともに、条例の規定についても検討が必要であり、広範かつ高度な議論が必要でしたが、各委員の市民自治に対する強い思いに基づき、活発な議論を重ねてきた結果、札幌市の施策・制度における現状の課題を見出すことができました。

今回は、条例の各条項に係る当面の評価と、条例の規定についての検討結果について報告するものです。当報告が、札幌市の施策・制度及び条例の規定についての見直しに役立てられ、それによって札幌市における市民自治の推進に寄与することを期待しています。

なお、本報告後も、任期中には引き続きさらなる議論を進め、札幌市の市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価を続けていく予定です。

<第3次市民自治推進会議 委員>

（座長以外50音順、敬称略）

佐藤 克廣（座長）

飯田 俊郎

石黒 匡人

梶井 祥子

木村 公子

松本 直子

森田 久芳

横江 光良

< 目 次 >

1 評価及び検討の概要	1
(1) 目的	1
(2) 施策・制度の評価の方法	1
(3) 条例の規定についての検討の視点	1
(4) 評価及び検討の工程	2
2 札幌市の施策・制度の整備及び運用の状況について	3
(1) 第2章 市民（第6条～第9条）	3
(2) 第3章 議会及び議員（第10条～第12条）	3
(3) 第4章 市長及び職員（第13条～第15条）	4
(4) 第5章 行政運営の基本（第16条～第20条）	6
(5) 第6章 基本原則によるまちづくりの推進（第21条～第29条）	6
(6) 第7章 他の自治体との連携・協力（第30条）	11
(7) 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及び条例の見直し（第31条～第33条）	11
3 条例第32条に基づく条例の規定についての検討結果	12
(1) 前文について	12
(2) 第2条について	13
(3) 第14条について	14
(4) 第24条について	14
(5) 第28条について	15
(6) 第30条について	16
4 条例第31条に基づく施策・制度の評価の結果	17
(1) 条例の認知度について（条例全般）	17
(2) 市民の積極的な参加について（第8条）	17
(3) 職員の地域活動への参加について（第14条）	18
(4) 女性の参加促進について（第21条）	18
(5) 市民参加を進めるために必要な条例の整備について（第21条）	18
(6) 子どもの参加促進について（第24条）	18
(7) わかりやすい情報提供について（第26条）	19
(8) まちづくりセンターについて（第28条）	19

(9) 区民協議会の担い手確保について (第 29 条)	19
(10) 国際的な視点について.....	20
(11) 行政評価と市民自治の連携について	20
資料集.....	21
札幌市自治基本条例.....	22
札幌市自治推進会議規則.....	28
第 3 次市民自治推進会議委員名簿.....	29
第 3 次市民自治推進会議の概要・資料.....	30

1 評価及び検討の概要

(1) 目的

自治基本条例（以下「条例」という。）第31条において、市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならないとされており、その評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるように努めることとされている。

また、条例第32条において、市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずることとされている。

市民自治推進会議（以下、「推進会議」という。）は、札幌市が第31条に基づく市民自治によるまちづくりに関する施策・制度についての評価及び第32条に基づく条例の規定についての検討を行うにあたって、市民の意見を聴き、適切に反映させるための仕組みの1つとして、第33条に基づき設置される機関である。

第3次推進会議（以下、「当推進会議」という。）は、2015年（平成27年）7月4日からの2年間を任期とし、公募による市民委員2名を含む8名の委員で構成され、第31条及び第32条に基づく評価及び検討を行うことを目的としている。

なお、第32条に基づく検討については、2016年（平成28年）7月をもって、前回の見直しから5年が経過することから、今般の第3次推進会議において検討を行うこととしたものである。

(2) 施策及び制度の評価の方法

当推進会議は、条例第33条に基づき、条例の各条文と、それに関連する札幌市の施策・制度を照らし合わせて、これらが条例の趣旨に沿ったものとなるべく整備・運用され、かつ、十分な成果を上げているかを確認しながら、施策・制度についての評価を行った。

評価にあたっては、札幌市からの説明のほか、必要に応じて、過去の推進会議による評価、市民アンケート結果など市民意識を示す指標、他部局や他都市の状況等も参考にしながら、できるだけ多角的な観点から評価を行うように努めた。

評価の結果、改善が必要と考えられるものについては、その課題や問題点を検証するとともに、改善に向けての方向性についても併せて提示した。また、問題のない事項であっても、より市民自治をレベルアップさせるための方策が考えられるものについては、積極的に提案を行った。

(3) 条例の規定についての検討の視点

条例改正の要否については、条例の目的である市民自治によるまちづくりの実現のために、現時

点において条例の規定が有効に機能しているか否かという観点から評価・判断した。

条例は、一般的には市民にとって分かりやすいものであることが望ましいが、一方で、自治基本条例は最高規範として位置づけられるものであり、多岐の分野にわたる市民自治に関する事項を総括的に規定する必要があるため、理念条例として相当程度の抽象度や包括性を持つ必要がある。

このため、個々の具体的な事項については個別条例で定めていることを踏まえると、自治基本条例においては、市民自治を推進するための現在の札幌市の取組が不足しており、かつ、条例の規定を改正しなければ取組を進めることが困難である場合において、改正を要するものである。

当推進会議は、このことを前提として、札幌市の取組、市民の意識、社会情勢の変化等を踏まえ、札幌市における市民自治のあるべき姿と照らし合わせながら、議論を行った。

(4) 評価及び検討の工程

当推進会議は、設置以来これまで、計6回の会議を開催し、評価及び検討を行ってきた。

第1回の会議において、札幌市のまちづくりに関する施策・制度についての説明を事務局から受け、第2回以降の会議において、適宜、札幌市からの説明及び関連資料の提示を受けながら、第31条及び第32条に基づく評価及び検討のための議論を行った。

第6回会議では、これまでの議論を踏まえ、札幌市の事業・制度等に対する当面の評価及び条例の規定についての検討の結果の報告内容について整理するとともに、今後検討すべき課題の整理を行った。

当推進会議のこれまでの開催状況及び議事等の概要は、次のとおりである。

表1 第3次市民自治推進会議の開催状況

第1回 2015年(平成27年)7月6日開催	座長の選出、推進会議の目的及び全体スケジュールの確認、事務局からの札幌市の施策・制度の説明
第2回 2015年(平成27年)9月11日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に前文・第1章～第5章)
第3回 2015年(平成27年)11月5日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第6章)
第4回 2015年(平成27年)12月14日開催	札幌市の施策・制度の評価、条例の規定についての検討 (主に第7章～第8章)
第5回 2016年(平成28年)2月29日開催	札幌市の施策・制度の評価の総括 条例の規定についての検討の総括
第6回 2016年(平成28年)9月8日開催	第3次市民自治推進会議の総括 報告書の内容決定

2 札幌市の施策・制度の整備及び運用の状況について

当推進会議が報告を受け把握した、札幌市が行っている市民自治によるまちづくりに関する施策・制度に関する整備及び運用の状況は、次のとおりである。

(1) 第2章 市民（第6条～第9条）

ア 市政の情報を知る権利（第7条）

第7条では、すべての市民は、市政に関する情報の公開又は提供を求めることができることを規定している。

札幌市では、情報公開条例（2000年（平成12年）4月施行）に基づき、市民の知る権利を具現化するため、情報公開の総合的な推進を行っている。

イ 事業者の責務（第9条）

第9条では、事業者の責務として、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることを規定している。

札幌市では、企業と連携してまちづくり活動を行うための体制の構築に取り組んでおり、企業が新たな地域・社会貢献活動を行うための情報提供やコンサルティングを行うなど、企業の社会貢献活動を支援している。[表2]

表2 企業との連携・協働に関する取組（第9条関係）

取組	概要	実績
さっぽろまちづくり パートナー協定 [市民文化局市民自治推進室]	企業と札幌市がまちづくりに関して協力体制を築くための包括的な協定（H20～）	（H28.3時点） 19社・団体と12協定を締結
買って食べてSAPPORO（サッポロスマイル）プロジェクト [市民文化局市民自治推進室]	参加店舗で指定商品の飲食や購入をすると、代金の一部が「さぼーとほっと基金」に寄付される（H25～）	（H27） 113店舗が参加 寄付金額計350,422円
企業の社会貢献活動導入時のコンサルタント派遣 [市民文化局市民自治推進室]	企業が社会貢献活動をする際に必要な情報の提供や具体的な活動方法のアドバイスをするコンサルタントを派遣（H26～）	（H27） 7社に派遣

(2) 第3章 議会及び議員（第10条～第12条）

札幌市議会では、市民に対し議会の役割や活動原則を明らかにするとともに、議員の活動原則、市民と議会の関係など、議会に関する基本的な事項を定めた「札幌市議会基本条例」を制定し、2013年（平成25年）4月に施行した。

条例第 11 条では、議会は、審議に関する情報の公開や、市民への活動内容の情報提供などにより、市民に開かれた議会運営に努めることが規定されている。

札幌市議会では、インターネットによる議会の動画配信や広報誌等により市民に幅広く議会の情報を提供し、市民にとって開かれた議会を実現するための取組を行っている。[表 3]

表 3 市民に開かれた議会の推進に関する取組（第 11 条関係）

取 組	概 要・実 績
議会基本条例 [市議会]	議会の役割や活動原則を明らかにするとともに、議員の活動原則、市民と議会の関係など、議会に関する基本的な事項を定める、議会の最高規範としての条例（2013年(平成25年)4月施行）
会議の動画配信 [市議会]	・インターネットによる本会議の動画配信（H17～） ・インターネットによる特別委員会の動画配信（H24～）
議会に関する情報提供 [市議会]	・「議会だより」の発行（年4回） ・子ども向けのキッズページ「なるほどギカイ」の設置

(3) 第 4 章 市長及び職員（第 13 条～第 15 条）

ア 市長の役割・責務（第 13 条）

条例第 13 条では、市長は市民の意思を把握し、市政の運営に反映させることなどが規定されている。

札幌市では、市民の声を聞く課及び各区広聴係で実施している個別広聴、市民が市長と直接対話できる集団広聴の機会を設けているほか、各種アンケート調査等を実施し、市民の意識の把握に努めている。[表 4] [表 5]

また、これからの行政運営は、人口減少等これまで経験したことのない厳しい局面が想定され、市民、企業、行政の総力としての「市民力」を結集したまちづくりの実現が求められることから、職員 1 人ひとりがより多くの市民対話を通じて市民感覚を養い、行政運営に活かしていくため、市民との対話を一層推進するよう、2015 年（平成 27 年）8 月に、職員に対して周知を行った。

表 4 集団広聴の取組（第 13 条関係）

取 組	概 要	実 績
市長と“おしゃべり”しませんか [総務局広報部]	市民が活動している施設や参加している催しなどで、市長が市民と懇談を行う	(H19～H26) 計 20 回
ふらっとホーム [総務局広報部]	住みよいまちづくりに向けて、区民と市長がじっくりとひざを交えて意見交換を行う	(H19～H26) 計 80 回
サッポロスマイルトーク [総務局広報部]	市政の課題等をテーマとして、関わりのある市民と市長が、誰もが自由に傍聴できる開放的な場で直接対話を行う（H27～）	(H27) 計 3 回

表5 市民の意識を把握するためのアンケート調査（第13条関係）

取組	概要	実績
市政世論調査 〔総務局広報部〕	市政や市民生活に関して、市民の意識・関心・要望の傾向などを推定し、市政の参考とするためのアンケート調査	(H26まで) 個別訪問質問紙留置法 年1回、1,500人 (H27) 郵送法 年1回、5,000人
市民アンケート調査 〔総務局広報部〕	各施策や事業についての周知度や要望を把握し施策推進の参考とするためのアンケート調査	(H26まで) 年2回、各回10,000人 (H27) 年3回、各回5,000人
指標達成度調査 〔総務局改革推進室〕	各事業に対する市民意見を採取し、事業の効果・成果を効率的に把握するためのアンケート調査	年1回 各回4,000人
市民自治に関するアンケート調査 〔市民文化局市民自治推進室〕	「情報共有」「市民参加」に対する意識や市の取組への評価等を調査するためのアンケート調査	H21・H26に実施 各回5,000人

イ 職員の責務・職員の育成（第14条・第15条）

条例第14条では、職員の責務として、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力向上に努めることなどを規定している。また、第15条では、市長その他の任命権者の責務として、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めることを規定している。

札幌市では、市民自治推進本部の設置などを通して、職員に市民自治の意識を定着させ、職員が自ら市民自治の推進に取り組むための環境整備に努めているほか、市民自治によるまちづくりを推進する職員を育成するため、札幌市職員人材育成基本方針において「市民志向」等の目指すべき職員像を掲げ、その実現に向けた研修等を実施している。[表6]

表6 市民自治に関する職員研修（第14・15条関係）

取組	概要	実績
新採用職員研修 〔総務局自治研修センター〕	新採用職員研修の科目として実施 ・自治基本条例（H20～） ・まちづくりセンター研修（センター訪問による実習を含む）（H24～）	年1回
職場研修 〔各部署〕	市民自治に関する内容の職場研修を実施する際に、市民自治推進室から講師として職員を派遣	年1～2回程度
自主学習システム 〔総務局自治研修センター〕	イントラネットを活用した職員のための職場学習システム「e-ラーニング」に自治基本条例の科目を配信	
ジョイまちゼミナール 〔総務局自治研修センター〕	市民と職員が一緒にまちづくり活動の企画立案方法について学ぶ市民参加型研修（H24～H26）	（H24～H26） 計11回

(4) 第5章 行政運営の基本（第16条～第20条）

条例第16条では、行政運営の基本として、市長は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならないことなどを規定している。また、条例第17条では市の行政運営の総合計画、第18条では財政、第19条では行政評価について、それぞれ市民の意見を聴き、市民に分かりやすく公表することで、透明性の高い行政運営を行うことを規定している。

札幌市では、札幌市まちづくり戦略ビジョンなどの各種計画の策定や予算・決算及び行政評価において、市民意見を適切に聴取しその反映に努めているとともに、市民にとって分かりやすい形で情報提供を行うよう努めている。[表7]

表7 市民自治の趣旨を踏まえた行政運営の取組（第16～19条関係）

取組	概要・実績
札幌市まちづくり戦略ビジョン [まちづくり政策局政策企画部]	今後10年間の新たなまちづくりの指針（H25.10策定）
札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015 [総務局改革推進室] [まちづくり政策局政策企画部]	札幌市まちづくり戦略ビジョンを実現するための中期実施計画H31年度までの5年間を計画期間として政策的事業及びその見通しを推計した「中期財政フレーム」を設定し、まちづくりの取組と行政運営の取組を一体化した（H27.12策定）
予算・決算その他財政状況の公表 [財政局財政部]	・予算編成方針・過程の公表 ・広報さっぽろにおける予算・決算、財政状況等の情報提供 ・財政状況を分かり易く解説した「さっぽろのおサイフ」の発行
行政評価制度 [総務局改革推進室]	・内部の視点からの評価 ・行政評価委員会による外部の視点からの評価 ・事業評価シートの公表 ・市民参加ワークショップによる市民意見の収集

(5) 第6章 基本原則によるまちづくりの推進（第21条～第29条）

ア 市政への市民参加の推進（第21条）

条例第21条では、市は、市民参加の機会保障及び制度充実に努めることとされており、市民参加における配慮事項、附属機関における市民委員の公募、意見公募制度、市民提案の反映、市民参加を進めるための条例等の整備等について規定している。

札幌市では、附属機関における市民委員の公募やパブリックコメントなどの制度的な仕組みに加えて、市民参加の情報をホームページやメールマガジン等で提供する取組を通して、市民参加の推進に取り組んでいる。また、市民参加を進めるための条例を制定している都市への文書及びヒアリング調査を実施した。[表8]

表8 市民参加の推進のための取組（第21条関係）

取組	概要	実績
附属機関における市民委員の公募制度 [総務局行政部]	委員の選任において、設置目的、審議内容等を勘案のうえ、公募制を実施することを規定（札幌市附属機関等の設置及び運営に関する要綱第5条第1項第7号）	(H27) 公募委員を導入している附属機関の割合 24.4%
パブリックコメント [各局]	条例や計画等の策定に際し、市民に案を示し意見を募集する制度	(H26) 33案件で実施
市民参加メールマガジン [市民文化局市民自治推進室]	登録者に対して、市政やまちづくり活動への市民参加の情報を提供（H24～）	(H28年3月時点) 登録者385名 提供情報累計204件
市民参加実施予定の公表 [市民文化局市民自治推進室]	各局の市民参加の実施予定を取りまとめて「市民参加通信」としてホームページ等で公表（H21～）	(H27) 66件
デジタルサイネージによる情報提供 [市民文化局市民自治推進室]	本庁舎の正面出入口の風除室内にデジタルサイネージを設置し、市民参加情報を提示（H26～）	
市民参加を進めるための条例等に関する基礎調査 [市民文化局市民自治推進室]	市民参加を進めるための条例について、他都市の状況の調査を実施	(H26) 文書照会102都市 ヒアリング調査8都市

イ 市民によるまちづくり活動の促進（第23条）

条例第23条では、市は、市民によるまちづくり活動を促進するために必要な支援を行うとともに、市民が学び、考えることができる環境づくりに努めるべきことを規定している。

札幌市では、市民まちづくり活動促進のために必要な基本的な理念や市民、事業者及び市の役割並びに必要な施策の基本的な事項を定めた「市民まちづくり活動促進条例」を制定し、2008年（平成20年）4月に施行した。

この市民まちづくり活動促進条例に基づき、市民、事業者、市が連携協力してまちづくりを進めるため取組を行っているほか、複雑・多様化する地域課題の解決に向けた支援として、地域活動の担い手となる人材の育成、地域活動の場の整備に対する助成、町内会やNPO等多様な主体の連携を促す事業等を実施している。[表9]

表9 市民によるまちづくり活動を促進するための取組（第23条関係）

取組	概要	実績
札幌市市民まちづくり活動促進条例 [市民文化局市民自治推進室]	自治基本条例第23条第1項に基づき、市民まちづくり活動促進のために必要な基本的な理念や市民、事業者及び市の役割並びに必要な施策の基本的な事項を定めた条例（2008年(平成20年)4月施行）	

札幌市市民まちづくり活動促進基本計画 〔市民文化局市民自治推進室〕	市民まちづくり活動促進条例に基づき、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本計画（H21～）	第1期（H21～25） 第2期（H26～30）
ソーシャルデザイナー養成事業 〔市民文化局市民自治推進室〕	地域課題の解決につなげるため、セミナーやワークショップを実施しまちづくり活動に携わる人材の育成を行う（H26～）	（H27）セミナー・ワークショップを開催 延べ参加者 約200名
地域活動の場整備支援事業 〔市民文化局市民自治推進室〕	地域におけるまちづくり活動と、活動を行うために必要な場の整備に対する助成を行う（H24～）	（H24～27） 17件を採択・助成
NPOによる地域ネットワーク事業 〔市民文化局市民自治推進室〕	NPOが主体となり、町内会等と連携して新たな地域課題の解決に取り組む事業に対して補助を行う（H25～）	（H27） 補助対象事業 8件
札幌市市民まちづくり活動促進基金（さぼーとほっと基金） 〔市民文化局市民自治推進室〕	寄付金を募り、町内会、ボランティア団体、NPO等が行うまちづくり活動に対して助成を行う（H20～）	（H27までの累計） 寄付額 約7億円 約800の活動に助成

ウ 青少年や子どものまちづくりへの参加（第24条）

条例第24条では、市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めることを規定している。

札幌市では、子どもの権利の保障を総合的に規定した「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」を2009年（平成21年）4月に施行し、同条例で子どもの参加のための配慮について規定し、子どもが市政やまちづくりに参加するための機会の提供に努めている。また、市内小学校3年生全員を対象に、「子どもまちづくり手引書」を補助教材として無償配布し、子どもが札幌市のまちづくりについて学び、考える機会を提供している。〔表10〕

表10 子どもの参加を推進するための取組（第24条関係）

取組	概要	実績
札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 〔子ども未来局子ども育成部〕	子どもの権利の保障を進めるための条例（2009年（平成21年）4月施行）	
子ども議会 〔子ども未来局子ども育成部〕	市内の子どもたちが子ども議員として、札幌のまちづくりについて考え、市長に提案をする場（H13～）	（H27） 小5年～高3の計64名が参加
キッズコメント 〔各部署〕	パブリックコメントに併せて、小5～中3の児童・生徒に対して実施（H23～）	（H25） 3案件、意見数2,968
子どもまちづくり手引書 〔市民文化局市民自治推進室〕	小学3年生を対象に無償配付している、札幌市のまちづくりを学ぶための手引書	

エ 情報公開（第25条）

条例第25条では、市は、市民に対する説明責任を果たすため、市が保有する公文書を公開することを規定している。

札幌市では、既存の情報公開条例に加えて、公文書管理条例を2013年（平成25年）4月に施行した。また、同年7月には札幌市公文書館を開設するとともに札幌市公文書館条例を施行し、市民が特定重要公文書を閲覧することを可能にした。[表11]

表11 公文書の公開に関する取組（第25条関係）

取組	概要・実績
公文書管理条例 [総務局行政部]	公文書の適正な管理と、保存期間が満了した公文書のうち市政上重要なもの（特定重要公文書）を永久保存して、広く市民に利用していただくためのルールを定めた条例（2013年(平成25年)4月施行）
札幌市公文書館 [総務局行政部]	特定重要公文書を整理・保存し、市民の閲覧に供するための施設（2013年(平成25年)7月開設）

オ 情報提供（第26条）

条例第26条では、市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ分かりやすく市民に提供することを規定している。

札幌市では、「広報さっぽろ」に代表される市政広報誌や、各種パンフレット類を配布しているほか、インターネットを活用し、ホームページでの情報提供に加えて、ソーシャルメディアを活用した情報発信も行っている。[表12]

表12 ソーシャルメディアを活用した情報提供（第26条関係）

アカウント名	メディア	概要
札幌市広報部	Twitter	市公式ホームページの新着情報を中心に、各種施策、防災情報、札幌の四季折々の情景をツイート
札幌市観光コンベンション部	Twitter	双方向コミュニケーションを採り入れながら、札幌の観光についてツイート
マルヤマン@円山動物園（公式）	Twitter	円山動物園に関する情報や動物写真をツイート
札幌市長 秋元 克広	Facebook	市長の動向について、活動記録を中心に記事や写真を投稿
SAPPORO SMILE	Facebook	シティプロモート戦略に基づいて「笑顔になれる街」をコンセプトに推進する
環境広場さっぽろ	Facebook	未来の地球とエネルギーを考える総合環境イベント「環境広場さっぽろ」のイベント情報や出店情報などを投稿
Sapporo PRD	YouTube	札幌にまつわる動画を掲載

カ まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり（第28条）

条例第28条では、まちづくりセンターの役割等についても規定している。

札幌市では、まちづくりセンターを、地域におけるまちづくり活動の拠点として位置づけ、地域支援の強化を行ってきた。その結果、まちづくりセンターが関わる地域のまちづくり活動の事例数は年々増加を続けており、2010年（平成22年）度には777事例であったものが、2016年（平成28年）5月5月末時点では1,271事例へと増加している。

また、まちづくりセンターの運営を地域に委託する「まちづくりセンター自主運営化」の制度を2010年（平成20年）10月から開始し、現在、9か所のまちづくりセンターが自主運営を行っている。自主運営を行っているまちづくりセンターは、地域活動ビジョンを策定することで毎年交付される地域交付金を、地域の実情に応じたさまざまなまちづくり活動に活用しており、条例の本旨である「市民が主役のまちづくり」の実現に寄与しているところである。[表13]

表13 身近な地域のまちづくり活動を支援するための取組（第28条関係）

取組	概要	実績
まちづくりセンター地域自主運営制度 〔市民文化局市民自治推進室〕	地域の創意工夫を生かした主体的なまちづくり活動を行うため、まちづくりセンターの運営を地域団体に委託する（H20～）	（H28.3現在） 9か所
地域マネジメント推進事業 〔市民文化局市民自治推進室〕	地域における課題を共有し、解決を図っていくための「地域活動ビジョン」の策定を支援し、同ビジョンの実現のための活動に対する交付金を支給する（H27～）	（H27） 2か所
町内会活動総合支援事業 〔市民文化局市民自治推進室〕	町内会への加入を促進するとともに、町内会活動の支援や担い手育成を支援し、町内会の活性化を図るための取組（H25～）	町内会シンポジウム 担い手育成塾 アドバイザー派遣
地域コミュニティ検討委員会 〔市民文化局市民自治推進室〕	地域コミュニティの活性化を目的に、地域、行政、町内会等の関係主体が果たすべき役割や支援の仕組みについて検討する委員会（H27～）	（H27～28） 6回開催

キ 区におけるまちづくり（第29条）

条例第29条では、市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題や特性を踏まえたまちづくりを進めることなどが規定されている。

札幌市では、従前から、各区が裁量により区のまちづくり活動に活用できる「元気なまちづくり支援事業」を実施し、区の特性を生かしたまちづくり活動への支援を行っているが、区民の意見を生かしたまちづくりの推進のため、2013年（平成25年）度から当事業に「区民協議会特別推進枠」を新たに設け、区民の意見をまちづくりに反映させるための支援を行っている。また、2016年（平成28年）度からは、当事業を「未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業」へと再編し、従前の支援のほか、地域課題解決に向けた地域活動主体のネットワーク化を促進するための取組等に対する新たな支援の制度を設け、地域のまちづくり活動への支援の強化の取組を行うこととしている。

(6) 第7章 他の自治体との連携・協力 (第30条)

条例第30条では、海外を含めた他の自治体等との連携について規定している。

札幌市では、主に北海道内の自治体との連携の推進に努めている。

また、国際化推進施策の基本的な考え方や関連する市の施策を国際化推進の観点から体系的にとりまとめた「札幌市国際戦略プラン」を策定し、創造性と活力あふれ、誰もが住みたくなる国際都市を目指すための施策を展開している。[表14]

表14 他の自治体との連携の取組及び国際戦略 (第30条関係)

取組	概要・実績
札幌広域圏組合 [市長政策室創造都市推進担当部]	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村で構成する一部事務組合。研修・研究事業及び圏域振興推進事業を実施。(H9～)
道内連携推進プロジェクト [市長政策室政策企画部]	「道産食彩 HUG マート」の設置、札幌駅前通地下歩行空間での情報発信における連携等を実施。
札幌☆取扱説明書 [市長政策室政策企画部]	札幌の施設や広報媒体等を幅広く紹介し、道内市町村や団体等が「札幌」が使いやすくなるための情報やノウハウをまとめた冊子 (H26.7 発行)
札幌市国際戦略プラン [総務局国際部]	人口減少やグローバル化の進展など、札幌を取り巻く社会・経済状況の変化に対応し、新たな創成期にふさわしい国際都市さっぽろの実現を目指すための計画 (H25 策定)

(7) 第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及び条例の見直し (第31条～第33条)

条例第31条では、市の施策・制度の整備及び運用について評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならないことが規定されている。札幌市は、この評価及び見直しを行うための仕組みとして推進会議を設置しているほか、市民ワークショップや市の内部での事業評価において評価を行っている。[表15]

表15 市の施策・制度の評価及び自治基本条例の見直しに関する取組 (第31～33条関係)

取組	概要	実績
市民自治推進会議 [市民文化局市民自治推進室]	市の施策・制度の評価及び自治基本条例の規定についての検討を行うための附属機関 (H23～)	年4～6回開催
市民によるまちづくり会議 [市民文化局市民自治推進室]	条例に基づく市の情報共有・市民参加等の取組の評価にあたり市民の意見を聴くためのワークショップ (H19～)	年1回開催
事業評価における市民自治の取組の評価 [市民文化局市民自治推進室]	行政評価の一環として実施する事業評価において、市民参加の実施状況を確認・検証する (H27～)	年1回実施

3 条例第 32 条に基づく条例の規定についての検討結果

当推進会議は、条例第 32 条に基づき、6 項目について検討を行った。その結果、2 項目 3 点について、条例を見直す必要があるとの結論に至った。

概要については表 16 のとおりであり、検討の詳細については(1)以下に記載する。

表 16 条例第 32 条に基づく条例の規定についての検討項目

対象条項	概要	検討結果
前文	防災など市民の関心が高いまちづくりの観点を前文に盛り込むことについて	見直し不要。
第 2 条	条例における「市民」の対象範囲に、市税を納税するだけの者を新たに加えることについて	現時点では見直し不要。
第 14 条	職員の責務に、職員が地域活動に率先して参加すべき旨の内容を加えることについて	見直し不要。
第 24 条	青少年や子どもの参加を進めるための「必要な配慮」をより具体的な表現に改めることについて	見直し不要。
第 28 条 第 29 条	まちづくりの基礎単位である地域の意見反映に向けた、まちづくりセンター・区・本庁の連携推進に係る記述の盛り込みについて	まちづくりセンターが地域の意見を聴き、市政への反映に努める旨、また、地域の声を市として一体的に受け止めて市政に反映させるための表現を加えるべき。
第 30 条	海外も含めた他都市との連携による市民自治や市民への影響を明確化する内容を加えることについて	海外との連携により得られた情報等を市民に広く提供する旨の表現を加えるべき。

(1) 前文について

□ 検討事項

前文は国際的な意識が強いが、一方で、福祉や防災等、市民にとって身近な事柄に関する記述が薄い傾向がみられる。特に、防災については、近年の大規模災害の発生等により市民の意識が高まってきていることも踏まえ、このような市民に身近な観点からの表現を盛り込むべきか否かについて検討を行った。

□ 検討結果

見直しは不要。

ただし、少子高齢化、人口減少により地域課題が複雑化・多様化している昨今の情勢を踏まえ、市民と市が連携し、協働してまちづくり活動を行っていくことがより重要性を増してきており、そのことについて市民に適切に周知すべきである。

□ 検討における議論の概要

前文では、これまでの札幌の発展の経過と、市民自治によるまちづくりを進めるうえでの理念的な事柄を述べており、防災などのまちづくりの視点や目的については、第2条における「安全・安心の推進」の中に包含されている。

市民の関心の高いまちづくりの事項は多岐にわたるものであり、前文という位置づけを考えると、前文にすべての事柄を盛り込むことはできない。このため、前文に個別の事柄を盛り込むのではなく、市民の関心が高い個別具体的な事柄については、各条項において個々に取り組んでいくべき課題である。

(2) 第2条について

□ 検討事項

現行条例では、第2条において、市民とは「市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」と定義されている。

しかし、この定義による「市民」の範囲に含まれない市税納税者（札幌市内に不動産を所有し固定資産税を納付するのみで、札幌市に居住も通勤・通学その他の活動も全く行っていない者をいう。以下「納税者」という。）についても、まちづくりに参加する権利と責務を有するとする考え方があるため、納税者を新たに条例の適用範囲に加えるべきか否かについて、検討を行った。

□ 検討結果

現時点では見直しは不要。

ただし、将来的に少子高齢化や人口減少が一層進み、納税者にも一定の役割を担ってもらわなければまちづくり活動を円滑に行うことが困難になる可能性もあり得るため、今後の社会情勢の変化等を踏まえ、適切な時期に再度検討を要する。

□ 検討における議論の概要

現条例は情報共有と市民参加によるまちづくりを根幹としている。納税者に対する情報提供や納税者の現実的なまちづくり活動への参加は困難であることを踏まえると、納税者を新たに適用範囲としても、実質的な条例の趣旨目的に沿うための取組を行うことが困難である。

空き地・空き家に係る諸問題等、納税者が市のまちづくりにおいて一定の位置を占める場合があるが、これらは自治基本条例ではなく、個々の条例や個別の施策等において対処していくべき課題である。

また、条例の対象となる者の範囲を拡大することは、新たに責務を課すこととなるため、十分な議論や調査、検討が必要であり、現時点で納税者を新たに条例の適用範囲に加えるのは、時期尚早である。

(3) 第14条について

□ 検討事項

職員の責務として、職員が地域活動に率先して参加すべき旨の内容を加えるべきか否かについて、検討を行った。

□ 検討結果

見直しは不要。

ただし、地域におけるまちづくり活動に市の職員が参加することによるメリットがあるので、市民は、職員が参加しやすい環境を作ることが望ましい。同じ市民として、同一の立場で協力して活動するという視点を持つことが、市民にも必要である。

また、職員も、条例の趣旨を十分に理解し、地域との共感・協働の視点を持つべきであり、市民の1人として、地域活動に積極的に参加するように心がけるべきである。

□ 検討における議論の概要

現行条例では、市民・議会・市長の三者が連携すべき旨を定めているが、条例の起草時における市民会議では、この三者に加えて「職員」も入れて四者の連携にすべきとの意見があった。しかし、これに対して「職員を市長と並列して四者にするのはおかしい」「職員を市民と別に特殊な市民と位置づけるのもおかしい」という意見が大勢を占めたという経緯がある。

まちづくり活動においては、市民が主役となるべきであって、職員は全体の奉仕者の立場であり、市民自治によるまちづくりを推進すべき立場にあることから、職員の立場で市民をさしおいて率先するべきでない。

ただし、職員であることをもって参加が不要ということではない。職員も市民であることから、職員としての立場ではなく、あくまでも市民の1人として、市民と同じ立場で参加を求められているものとするべきである。

(4) 第24条について

□ 検討事項

第24条では、市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならないことが規定されている。

近年、地域活動の担い手が不足し、特に若年層の参加が望まれていることから、この条項は非常に重要性が高いが、「必要な配慮」という表現が抽象的であるため、これをより具体的に示す必要があるか否かについて検討を行った。

□ 検討結果

見直しは不要。

□ 検討における議論の概要

自治基本条例は最高規範であり、多岐の分野にわたる市民自治に関する事項を総括的に規定する必要があるため、理念条例として相当程度の抽象度や包括性を持つ必要がある。青少年や子どもの参加については、個別条例である「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」（以下、「子どもの権利条例」という。）において具体的に記載されており、本条例における「必要な配慮」が、子どもの権利条例において具体化されていると考えることができる。

(5) 第28条について

□ 検討事項

第21条では、市政への市民参加や市民の声を市政に反映するように努めるべきことについて、総括的に規定されているが、より細かな単位については、第29条で区のまちづくり、さらには第28条でまちづくりセンターを単位とする地域のまちづくりについて規定されている。

条例においては、第21条第2項で市全体として総括的に市民意見の反映に努めることを規定しており、第29条では区民の意見を市政に反映するよう努めるものと規定されている。

一方で、第28条で規定している「地域」は、市民にとって最も身近なまちづくりの基礎単位であるが、同条の規定は、市から地域への支援に関する内容が中心であるため、同条においても、地域住民の声を適切に取り上げて市政に反映するように努める旨の規定を設けるべきか否かについて、検討を行った。

□ 検討結果

- ① 市がまちづくりセンターを単位とする地域の意見を聴き、市政への反映に努める旨の規定を設けるべきである。
- ② 地域の住民の声に対して、まちづくりセンター、区役所及び市役所（本庁）が連携して、札幌市として一体的に対応するように努める旨の規定を設けるべきである。

改正案

○第28条第1項に、 線部を追加

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。この場合において、市は、地域住民の意見を市政に反映させるように努めるとともに、関係各局等が連携して地域課題の解決に向けて必要な調整をするための仕組みの整備に努めるものとする。

□ 検討における議論の概要

条例上直接的な規定はないが、地域の意見を聴くことはまちづくりセンターの事務分掌にも規定されているとともに、地域の声に対して札幌市として一体的に対応するための仕組みも実際に整備されているところであり、現状において市の取組が不足しているとまではいえない。

しかし、市民の意見を聴き、意見が市政に適切に反映されるように努めることが市民自治の推進において重要であり、地域課題の複雑・多様化により、地域の重要性が高まってきているところである。このことを踏まえ、地域重視の姿勢を明確化するとともに、現状における市の取組を条例において担保するため、上記のとおり改正を行うことが望ましい。

(6) 第30条について

□ 検討事項

第30条では、海外を含めた各自治体や国との連携・協力について規定されている。このうち海外との連携について定めた第3項においては、連携・協力を深めることと、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすことを記載している。条例の趣旨である「市民が主役のまちづくり」の観点から、市民への情報提供が必要であり、国際交流によって得られた情報や知恵を市民に広く提供する旨の表現を加えるべきか否かについて、検討を行った。

□ 検討結果

海外との連携により得られた情報等を市民に広く提供する旨の表現を加えるべきである。

改正案

○第30条第3項に、 ___線部を追加

第30条

3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を 市民に広く提供し、札幌のまちづくりに生かすものとする。

□ 検討における議論の概要

すでに第26条において、まちづくりに必要な情報を速やかに、かつ分かりやすく市民に提供できるよう努めることを定めた規定があり、市においても国際部を中心にホームページ等で情報提供を行っていることから、必ずしも第30条第3項に「市民への情報提供」を規定しなければ十分な情報提供が行われないというものではない。

しかし、市民にとって、海外に関する情報は、国内や市内の情報と比べると遠い存在であり、市民が入手する機会が限られてしまうことから、この条文に規定して市民への情報提供を担保することが望ましい。

4 条例第 31 条に基づく施策・制度の評価の結果

当推進会議が、条例第 31 条に基づき行った、札幌市のまちづくりに関する施策・制度についての当面の評価は、次のとおりである。

(1) 条例の認知度について（条例全般）

2014 年（平成 26 年）度実施した市民自治に関するアンケート調査の結果では、「条例の内容をよく知っている」又は「条例を読んだことはある」と答えた市民の割合がわずかに 10.6%であり、条例の認知度は依然として低く、市民へ十分に浸透していないのが現状である。

市は、引き続き条例の周知を図っていく必要があるが、一方で、基本条例という性質上、理念的な規定が多く、市民の日常生活と直接的な関わりが薄いため、条例そのものに市民の関心を向けることは容易ではなく、単純に周知するだけでは効果が望めない。

例えば、市民は、日常生活に直接関わるような具体的なテーマには高い関心を持つため、市民の関心を把握し、具体的なテーマを入口として、そこから市民自治の理念につなげながら、条例を周知していく方法も考えられる。また、子どもへの浸透を図ることは、将来的な条例の認知度の向上はもちろん、市民の市民自治に対する意識の向上にもつながる。条例を学校教育課程に採り入れたりと、学年に合わせて理解できるようなパンフレットを作成したりする方法も考えられる。このように、周知の方法や対象を工夫して、周知の効果をより高める方法を検討していくべきである。

また、条例の本来の目的は「市民が主役のまちづくり」の実現であることを考えると、市は、条例の周知と併せて、地域活動への支援、情報提供、市民参加等、具体的な取組の推進を通して、市民が市政やまちづくりに関心を持ち、より多くの市民に参加してもらえるための周知も図っていく必要がある。

(2) 市民の積極的な参加について（第 8 条）

条例の最大の目的は「市民が主役のまちづくり」である。市民が主役となるためには、市民が積極的にまちづくり活動に参加することが必要である。市の厳しい財政状況が続いており、少子高齢化、人口減少社会を迎え、地域課題も複雑・多様化している中、行政がすべてを担うことは困難になってきており、これからの社会においては、市民と行政の協働が一層重要になる。

市は、このことを十分に認識し、市民に対して、市民自らがまちづくりにおける主役であることを理解してもらい、より積極的にまちづくりに参加してもらうために、必要な情報提供や市民参加制度の一層の整備・周知に努める必要がある。

また、市民も、市民と市が協働してまちづくりを行うという意識を持つことが必要である。市民は、市に何をしてもらおうかという視点だけでなく、市にどんな協力ができるかという視点を持つべきであり、市もその視点の必要性を認識すべきである。

(3) 職員の地域活動への参加について (第 14 条)

職員も市民の 1 人であることから、条例が市民参加を求め、市が市民参加の意識の向上を図っている以上、市民である職員にも同様に市民参加の意識を持つことが求められている。職員は、条例の趣旨を十分に理解し、職員の立場で市民のまちづくり活動を促進することと同時に、市民の立場で、市民の一員としてまちづくりを考え、積極的に地域活動に参加するという意識を持つことが必要である。

ただし、地域活動への参加においては、職員はあくまでも市民の一員であり、市民とは別な存在として市民に率先して参加することを条例が求めているわけではないことに注意を要する。

市民もこのことを認識し、職員も同じ市民の 1 人として、同じ立場でともに協力してまちづくり活動を行っていくという意識を持つ必要がある。地域のまちづくり活動において、職員の理解と協力を得ることは非常に有効であり、職員の協力によって地域のまちづくり活動が大きく前進する場合もある。職員が参加することによるメリットをまちづくりに生かすためにも、職員が参加しやすい環境づくりを行うことも必要である。

(4) 女性の参加促進について (第 21 条)

市は、附属機関の女性委員比率を 40%以上とすることを目標としているが、2014 年(平成 26 年)度の女性委員比率は 36.9%であった。附属機関の性質等により異なる場合もあるが、女性委員の比率がまだ少ないと感じている。行政においては、特定の層に偏らず、幅広く市民参加を推進することが求められるところであり、バランス良く女性も市政に参加できるような取組の推進が必要であるとする。市は、附属機関の女性委員比率 40%を達成するように引き続き努めるとともに、女性の意見を積極的に聴くことを、これまで以上に心がけるべきである。

(5) 市民参加を進めるために必要な条例の整備について (第 21 条)

市民参加を推進するとともに市民参加の保障を担保するための、市民参加に係る条例について、市では、条例を制定している他都市への詳細なヒアリング調査等を 2014 年(平成 26 年)度を実施しており、今般の会議においてその結果について報告を受けたところである。その結果を踏まえ、条例制定の必要性について今後検討していくこととする。

(6) 子どもの参加促進について (第 24 条)

まちづくり活動の担い手が不足していると言われている中、子どもがまちづくり活動に関心を持ち、市民自治の意識を学ぶことは、これからの社会において非常に重要である。また、他の自治体において、子どもが参加することによって地域課題の解決につながった事例もあり、子どもならではの力を発揮できる可能性もみられるところである。

子どもの参加をスムーズかつ効果的に進めるためには、学校との連携が大切である。例えば、学年に応じた地域活動を教育の課程として行うことで、多くの子どもたちが参加でき、まちづくり活動への関心が高まるとともに、地域に対する愛着を深めることもできると考える。

市は、学校との連携をより密にしなが、子どもの参加を促すための取組をより充実させていくことが望ましい。

(7) 分かりやすい情報提供について (第26条)

市の公式ホームページで公開している「札幌市まちづくり戦略ビジョン」のイメージ映像が、非常に分かりやすい。このような映像化した情報は、紙面だけの情報よりも、高齢者や若者等にとっても理解しやすく、市政への関心の向上にもつながると考える。

条例第26条第1項において、情報を分かりやすく市民に提供するように努めることとされている。市では、従前の広報媒体に加えて、ホームページやSNSなどインターネット環境を活用した情報提供にも努めているところであるが、今後も、より市民に伝わりやすい方法や幅広い世代に伝わりやすいような手段での情報提供を行うように努めていくべきである。

(8) まちづくりセンターについて (第28条)

① まちづくりセンターの活用について

まちづくりセンターは、原則として平日の日中しか稼働していないため、活用できる人が限られ、特に、平日の日中に働いていたり学校に通っていたりする世代にとっては、活用しにくいのが現状である。

また、自主運営のまちづくりセンターを除き、まちづくりセンターには市の正職員が1人しかいないため、時間外や休日にまちづくりセンターを開所して活用することが困難である。条例において、まちづくりセンターを地域のまちづくり活動の拠点として位置づけていることから、時間外や休日の活用を可能にするような方策を検討することが、多様な世代や立場の人たちが広く活用できるようにするために有益であると考えられる。

② まちづくりセンターの地域自主運営化について

まちづくりセンター自主運営化の推進については、2014年(平成26年)4月1日に簾舞まちづくりセンターが自主運営化されたのを最後に、この2年ほどの間自主運営化が進んでいない。

また、自主運営化されたまちづくりセンターの9か所中6か所が南区にあり、残りは北区、東区、豊平区に1か所ずつあるのみである。上記①の問題点を考慮するならば、市は、さらなる自主運営化の推進に努力すべきであると考えられる。

(9) 区民協議会の担い手確保について（第28条）

区民協議会においては、幅広い団体や市民が参加できるように努めるべきということが、第1次市民自治推進会議において指摘されているところであるが、今なお人材が不足しており、いつも同じ人が担っているのが実情である。町内会、学校、NPO、その他各種地域団体等、さまざまな団体が地域活動を企画して実行しているため、区民協議会にも新たな担い手を確保できるような工夫が必要と考える。

他の自治体では、無作為に抽出した市民2,000人に対して、区民協議会の委員への就任を呼びかけ、最終的には80人余りが区民協議会に携わっているという事例があると聞く。必ずしもこの方法に拘るものではないが、担い手を確保する新たな方法を模索していくことも必要であると考え。

(10) 国際的な視点について（第30条）

札幌には毎年、多くの外国人が訪れ、世界的な知名度もあることから、国際都市としての「おもてなし」の視点を持つことが必要であり、国際的な観点を市民にも持ってもらうために必要な情報提供を行っていくべきである。

市は、海外都市との連携や交流によって得られた情報を、札幌市のまちづくりの施策等に効果的に反映させるべきであり、海外を含めた他都市との連携によって得られるメリット等を、市民に分かりやすく提示していくべきである。

また、市民自治推進室で実施している市民自治に関するアンケートには、国際的な観点からの評価の項目がない。他の部局でも市民に向けたアンケート調査等を実施しているので、それらの項目等を確認し、必要に応じて市民自治に関するアンケートに反映するよう検討すべきである。

(11) 行政評価と市民自治の連携について（第31条）

市民自治の評価と行政評価は、現状では連携していない。行政評価において、市民自治に関する項目を新たに取り入れたことから、今後は、行政評価委員会で市民自治の不足点が指摘されたら市民自治推進会議でそれを審議する仕組みや、市民自治推進会議で指摘をしたら行政評価委員会に反映される仕組みがあると、効率的な検証が可能となり、職員の意識にもより浸透しやすくなると思われる。

資料集

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 市民

第 1 節 市民の権利（第 6 条・第 7 条）

第 2 節 市民の責務（第 8 条・第 9 条）

第 3 章 議会及び議員（第 10 条—第 12 条）

第 4 章 市長及び職員（第 13 条—第 15 条）

第 5 章 行政運営の基本（第 16 条—第 20 条）

第 6 章 基本原則によるまちづくりの推進

第 1 節 市民参加の推進（第 21 条—第 24 条）

第 2 節 情報共有の推進（第 25 条—第 27 条）

第 3 節 身近な地域におけるまちづくりの推進（第 28 条・第 29 条）

第 7 章 他の自治体等との連携・協力（第 30 条）

第 8 章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し（第 31 条—第 33 条）

附則

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。

「わたしたちは、時計台の鐘なる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和 38 年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。

私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。

私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。

そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。

3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市（議会及び市長等をいう。以下同じ。）が担うものをいう。

（この条例の位置付け）

第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

（基本理念）

第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。

2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。

3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。

（まちづくりの基本原則）

第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。

2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。

3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。

第2章 市民

第1節 市民の権利

（まちづくりに参加する権利）

第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。

（市政の情報を知る権利）

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

第2節 市民の責務

（市民の責務）

第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。

2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。

3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。

（事業者の責務）

第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第3章 議会及び議員

（議会の役割及び責務）

第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。

3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。

(市民に開かれた議会)

第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。

2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。

(議員の役割及び責務)

第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。

3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。

第4章 市長及び職員

(市長の役割及び責務)

第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。

2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。

(職員の責務)

第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。

(職員の育成)

第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。

第5章 行政運営の基本

(行政運営の基本)

第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。

3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。

4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。

(総合計画等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市

民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。

3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。

4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画（総合計画を除く。）について準用する。

（財政運営）

第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。

（行政評価）

第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。

2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。

（公正で信頼の置ける行政運営の確保）

第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。

2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。

3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進

（市政への市民参加の推進）

第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。

2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。

(1) 実施の時期が適切であること。

(2) 効果的かつ効率的な方法によること。

(3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。

(4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。

4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。

5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。

6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。

7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。

（住民投票）

第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(市民によるまちづくり活動の促進)

第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。

2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。

(青少年や子どものまちづくりへの参加)

第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。

第2節 情報共有の推進

(情報公開)

第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。

(情報提供)

第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。

(個人情報の保護)

第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進

(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。

- (1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。
- (2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。
- (3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。

(区におけるまちづくり)

第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。

2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。

3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。

第7章 他の自治体等との連携・協力

(他の自治体等との連携・協力)

第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。

- 2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。
- 3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。(この条例の見直し)

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民自治推進会議)

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほか、推進会議に臨時委員を置くことができる。
- 7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成18年条例第41号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年条例第42号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(札幌市自治基本条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に札幌市市民自治推進会議（第1条の規定による改正後の札幌市自治基本条例第33条第1項に規定する札幌市市民自治推進会議をいう。以下同じ。）に相当する合議体（以下「旧推進会議」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、同条第3項の規定により札幌市市民自治推進会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧推進会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

札幌市市民自治推進会議規則

平成26年10月6日規則第52号
改正 平成28年3月31日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第33条第8項の規定に基づき、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第2条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第3条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項等に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、座長が招集する。

2 座長は、推進会議の会議の議長となる。

3 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 部会は、推進会議の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を推進会議に報告する。

2 部会は、座長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、座長がこれを指名する。

4 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に所属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「推進会議」とあるのは「部会」と、第4条第1項及び第2項中「座長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民文化局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、座長が推進会議に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 第2条第1項及び第3項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の推進会議に相当する合議体の座長又はその職務を代理する委員である者は、それぞれこの規則の施行の日に推進会議の座長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

附 則（平成28年規則第21号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

第3次市民自治推進会議 委員名簿

※ 2015年(平成27年)7月6日委嘱、座長以外50音順、敬称略

さとう かつひろ 佐藤 克廣 (座長)	北海学園大学法学部 教授
いいだ としろう 飯田 俊郎	札幌国際大学スポーツ人間学部 教授
いしぐろ まさと 石黒 匡人	小樽商科大学商学部 教授
かじい しょうこ 梶井 祥子	札幌大谷大学社会学部 教授
きむら ともこ 木村 公子	鉄西連合町内会 副会長・女性部長
まつもと なおこ 松本 直子	市民委員
もりた ひさよし 森田 久芳	市民委員
よこえ みつよし 横江 光良	NPO 法人北海道未来ネット 代表理事

第3次市民自治推進会議の概要・資料

「■会議資料」の項目には、会議で配付・使用した資料を記載しており、【 】は当該資料の本書への掲載ページを示す。

なお、「札幌市自治基本条例の現状評価、課題について」（第1回資料4、第2回資料1、第3回資料1、第4回資料3、第5回資料1）は、同一の資料を使い、各回会議の都度加筆していく形式のため、第1回から第4回までの分は掲載を省略し、完成版となる第5回のもののみを掲載している。

また、冊子となっている参考資料「平成26年度札幌市オンブズマンの活動状況報告書」（第3回で配付）、「平成27年度市民によるまちづくり会議報告書」（第5回で配付）及び「札幌市国際戦略プラン」（同）については、掲載を省略している。

第1回	2015年(平成27年)7月6日(月) 15:00~16:30	札幌市役所14階1号会議室
-----	---------------------------------	---------------

■出席委員

全員（8名）

■会議の概要

① 委員の委嘱

当推進会議の発足に伴い、公募の市民委員2名を含む委員8名の委嘱を行った。

② 座長の選出

市民自治推進会議規則第2条第1項に基づき、委員の互選により佐藤委員を座長に選出した。

③ 事務局からの説明（会議の目的及びスケジュールについて）

当推進会議では、平成28年度前半にかけて6回の会議を開催し、条例第31条に基づく市の施策及び制度の評価に加えて、条例第32条に基づく条例の規定の検討を行うことを説明した。

④ 事務局からの説明（札幌市の取組について）

上記の評価及び検討に先立ち、札幌市において実施しているまちづくりの施策及び制度の整備・運用の状況、市民意識の調査結果（アンケート結果）等について説明した。

■会議資料

- ・資料1 市民自治推進会議委員名簿【29ページ】
- ・資料2 市民自治推進会議関係規程【22~28ページ】
- ・資料3 第3次市民自治推進会議について【34ページ】
- ・資料4 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について【省略】
- ・資料5 市民自治に関する市民意識調査結果<概要>【35~36ページ】
- ・資料6 札幌市における市民自治の主な取組の状況【37~40ページ】
- ・資料7 札幌市市民まちづくり活動促進条例【41~43ページ】

■出席委員

佐藤座長、飯田委員、石黒委員、木村委員、松本委員、森田委員、横江委員(7名)

■会議の概要

① 条例第31条・第32条に基づく評価及び検討

条例の前文及び第1章から第5章まで(第1条から第20条まで)について、市の施策・制度の評価及び条例の規定についての検討を行った。

② 事務局からの説明(市民参加条例に関する他都市調査結果)

条例第21条第7項に定める「市民参加を進めるために必要な条例」(以下「市民参加条例」という。)の制定要否の検討に先立ち、札幌市が平成26年度に行った国内各都市への調査結果について、すでに市民参加条例を定めている各都市での条例の特徴や、制定によるメリット・デメリット等に関する説明を行った。

■会議資料

- ・資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について【省略】
- ・資料2-1 市民自治推進会議の作業工程(案)【44ページ】
- ・資料2-2 札幌市自治基本条例の章別項目一覧【45ページ】
- ・資料3 政令指定都市の自治基本条例条文比較表【46~47ページ】
- ・資料4 他都市における市民参加に関する条例の制定状況と札幌市の現状【48ページ】

■出席委員

佐藤座長、飯田委員、石黒委員、梶井委員、木村委員、森田委員、横江委員(7名)

■会議の内容

① 事務局からの説明(第2回会議での質問事項等に対する説明)

- ・自治基本条例と議会基本条例を比較し、両者の整合性に特段問題はみられないことを説明した。
- ・「職員」と「市職員」という表記の区別については、他都市の自治基本条例の解説等にも特筆すべき説明はないことを説明した。
- ・札幌市オンブズマンに対する苦情等の数や苦情処理の概況について、札幌市オンブズマン発行の冊子「平成26年度札幌市オンブズマンの活動状況報告書」により説明した。

② 条例第31条・第32条に基づく評価及び検討

条例の第6章(第21条から第29条まで)について、市の施策・制度の評価及び条例の規定についての検討を行った。

■会議資料

- ・資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について【省略】
- ・資料2 自治基本条例と議会基本条例について【49～55 ページ】
- ・資料3 他都市の自治基本条例における「職員」の記載【56 ページ】
- ・参考資料「平成26年度札幌市オンブズマンの活動状況報告書」【省略】

第4回 2015年(平成27年)12月14日(月)10:00～11:45 札幌市役所18階第四常任委員会会議室

■出席委員

全員(8名)

■会議の概要

- ① 事務局からの説明(第3回会議での審議事項の補足説明等)
 - ・前回までの会議で委員から出された評価や意見を再確認した。
 - ・個人や地域など、様々な単位での市民の意見等を聴く仕組みや、市民の意見等を市の各所管部署等に伝え、共有するための仕組みについて、図表を用いて説明した。
- ② 条例第31条・第32条に基づく評価及び検討
条例の第7章及び第8章(第30条から第33条まで)について、市の施策・制度の評価及び条例の規定についての検討を行った。

■会議資料

- ・資料1 平成27年度市民自治推進会議 評価・意見の概要【57～58 ページ】
- ・資料2 地域の意見の反映について【59 ページ】
- ・資料3 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について【省略】

第5回 2016年(平成28年)2月29日(月)10:00～12:30 札幌市役所14階1号会議室

■出席委員

全員(8名)

■会議の概要

- ① 事務局からの説明(報告書の作成に向けて)
 - ・今後の流れとして、今回の会議で、報告書に掲載する事項について審議し、それをもとに報告書の素案を作成し、第6回会議においてその内容について決定することを確認した。
 - ・報告書の構成案について説明するとともに、報告書は今後、座長において適宜事務局と調整しながら素案を作成し、次回の最終回となる第6回会議において素案を提示して内容を審議のうえ決

定することを確認した。

② 条例第31条・第32条に基づく評価及び検討の総括

第4回までの会議での審議内容をもとに、市に提出する報告書に記載する市の施策及び制度の評価について確認を行うとともに、条例の見直しの要否について、6つの項目に分けて検討を行った。その結果、3つの項目について条例の見直しを要することとした。

■会議資料

- ・資料1 札幌市自治基本条例の現状評価、課題について【60～71 ページ】
- ・資料2 第3次市民自治推進会議 報告書の構成について（案）【72～73 ページ】
- ・資料3 第3次市民自治推進会議 報告書作成に向けての論点整理【74～81 ページ】
- ・資料4 まちづくりセンターの事務分掌【82 ページ】
- ・参考資料「平成27年度 市民によるまちづくり会議 報告書」【省略】
- ・参考資料「札幌市国際戦略プラン」【省略】

第6回 2016年(平成28年)9月8日(木) 18:00～19:00 札幌市役所地下2階2号会議室
--

■出席委員

佐藤座長、石黒委員、梶井委員、木村委員、松本委員、森田委員、横江委員（7名）

■会議の概要

① 事務局からの説明（報告書の作成に向けて）

- ・報告書（素案）の内容について説明を行った。
- ・今後のスケジュールについて、本日の会議を踏まえ修正・加筆等を行って「最終案」を作成し、各委員に提示し確認を受けたうえで、報告書の内容を確定すること、また、確定後に報告書手交式を行うことを説明した。

② 報告書（素案）の内容について審議

軽微な字句の修正が数点あるほか、内容については素案のとおりで良いという結論になった。

■会議資料

- ・資料1 「札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について（素案）」【省略】
- ・資料2 まちづくりセンター自主運営について（参考）【83 ページ】

1 目的

「市民自治推進会議」（以下、「会議」という。）は、札幌市自治基本条例第31条及び第33条の規定に基づいて設置するもので、学識経験者や地域のまちづくり活動の実践者、市民自治に関心がある市民によって、幅広い見地から市民自治によるまちづくりの施策等を評価することを目的とする。

自治基本条例（抜粋）

第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って評価され、又は運用されているかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。

2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。

第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議を置く。

2 構成

- (1) 札幌市自治基本条例第33条第2項及び第6項の規定に基づき、7名の委員と1名の臨時委員の、計8名をもって組織する。
- (2) 札幌市市民自治推進会議規則第2条の規定に基づき、会議に座長を置き、委員の互選によってこれを決定する。

3 評価の対象及びその内容

札幌市における条例の各条項に基づく施策等の運用状況のうち、札幌市が指定した事業・取組等を対象として、条例の理念に沿った取組内容となっているかを検証し、札幌市における市民自治の取組についての評価を行う。

今回の第3次市民自治推進会議では、条例第32条の規定に基づき、条例の規定について検討を行うことから、条例全体を評価の対象とする。

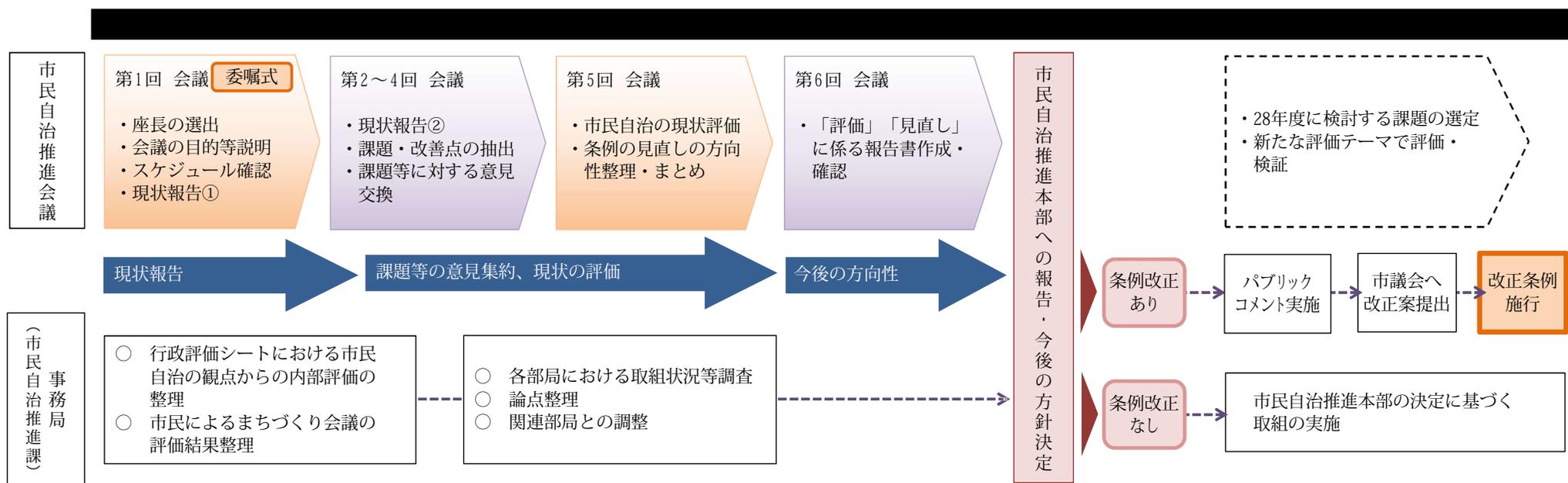
4 評価の方法

第1回会議で、事務局（市民自治推進室）から、札幌市全般における市民自治の取組状況等を説明し、第2回会議以降に課題抽出、重点的な評価対象の決定を行い、必要に応じて担当部局にヒアリングを行うなど情報を集約しながら、検証を進める。

5 会議の位置づけ

札幌市自治基本条例施行後に実施した、条例第32条の規定に基づく前回の条例の見直しから平成28年度で5年を経過することから、平成27年度から平成28年度にかけて、概括的な現状評価と条例の見直しに係る方向性を決定する。

6 今後のスケジュール（案）



<各アンケート調査の設定>

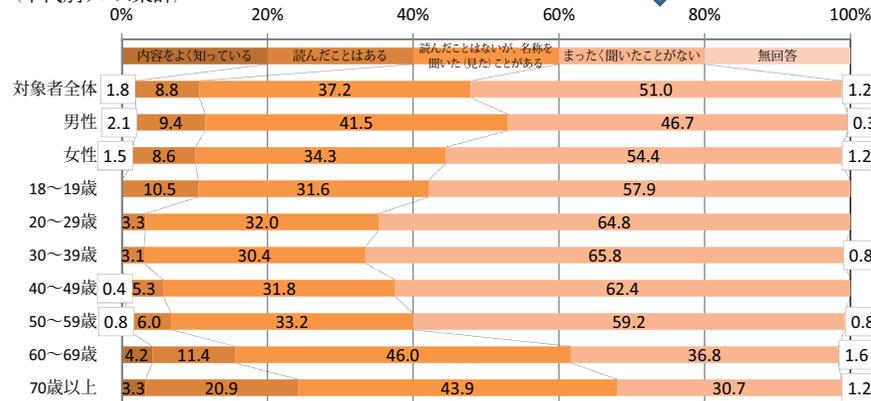
名称	資料表記	主管	調査対象	標本数	調査期間	調査・抽出方法	回収率(率)
評価指標達成度調査	指標	市長政策室 改革推進部	20歳以上の男女	5,000	H23～H26まで 毎年度2月実施	無作為抽出 郵送法	1,904～2,227 (38.1～44.5%)
市民自治に関するアンケート調査	自治	市民まちづくり局 市民自治推進室	18歳以上の男女	5,000	H22.1 H26.7	無作為抽出 郵送法	1,552～1,837 (31～36.7%)
条例に関するアンケート調査	条例	市民まちづくり局 市民自治推進室	18歳以上の男女	3,000	H23.12	無作為抽出 郵送法	635 (21.2%)

自治基本条例 (の理念) について

■自治基本条例の認知度

	H26自治	H23条例
内容をよく知っている	1.8%	1.1%
読んだことはある	8.8%	13.7%
読んだことはないが、名称を聞いた(見た)ことがある	37.2%	37.2%
まったく聞いたことがない	51.0%	47.2%

(年代別クロス集計)



■市民自治によるまちづくりについて (H26自治)

まだ十分ではなく、今後もっと進めていくべき	64.8%
現状のまま進めていくべき	27.2%
市民の意見は、議会や市長の選挙等で反映しているから、市民自治の必要性は感じない	1.9%

■身の回りに問題が起きたときに取る行動 (H26自治)

町内会・自治会に相談	33.2%
自分の周りの人とともに、自分ができそうなことをする	22.8%
区役所・まちづくりセンターに相談	14.3%
市役所の担当窓口に相談	11.4%
民生委員に相談	2.4%
市議会議員に相談	1.0%

条例自体の認知度は低いですが、市民自治の理念はある程度根付いており、多くの市民が今後も推進していく必要性を感じている。

情報共有

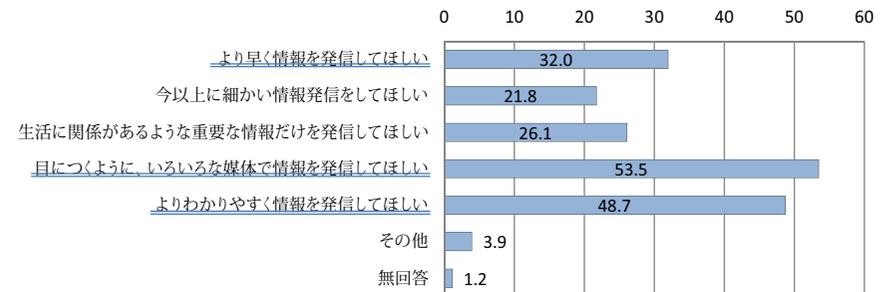
■札幌市の情報がわかりやすいか

	H26自治	H21自治
わかりやすい	15.9%	14.9%
どちらかといえばわかりやすい	47.3%	42.8%
どちらかといえばわかりにくい	18.7%	8.9%
わからない	12.2%	1.8%

■札幌市の情報発信量

	H26自治	H21自治
もっと多い方がよい	42.0%	-
適切	50.7%	54.1%
もっと少なくてもよい	3.2%	-

■より効果的に情報発信するために必要な改善 (H26自治)



情報は「目につくように」「わかりやすく」「より早く」発信することが求められている。

市政への市民参加①

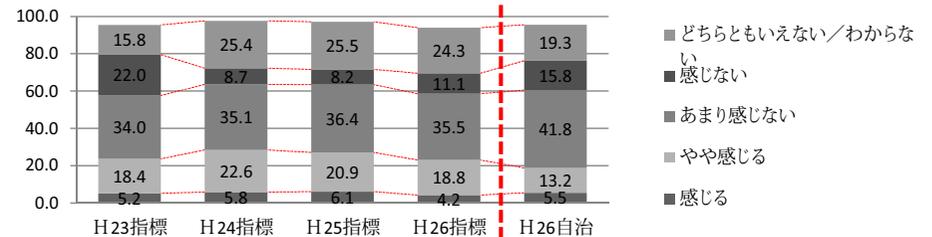
■市政に関心があるか

	H26自治	H21自治
大変関心がある	16.9%	19.8%
まあまあ関心がある	55.4%	55.7%
あまり関心がない	24.3%	22.5%
関心がない	2.5%	2.0%

■市政への参加経験

	H26自治	H21自治
経験がある	12.6%	14.7%
経験がない	85.8%	85.3%

■市政参加の機会が用意されていると感じるか (H23～H26指標達成度調査、H26自治)



参加の機会が用意されていると感じている割合は、調査年によって異なるが、おおむね2割前後で推移しており、参加の機会を実感できている市民は少ない。

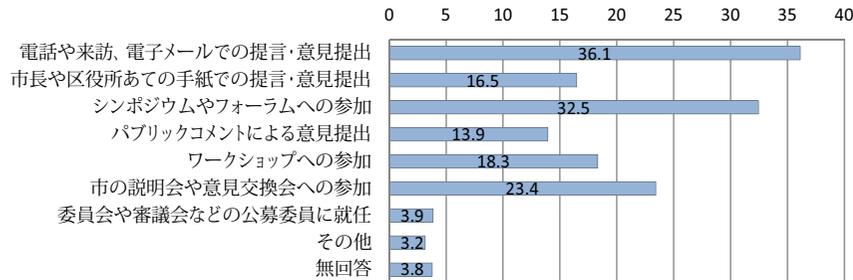
市政への市民参加②

■今後(も)市政に参加したいと思うか

	H26自治	H21自治
積極的に参加したい	2.3%	3.0%
時間があれば参加したい	18.8%	20.6%
興味のある分野であれば参加したい	52.4%	52.4%
これからも参加したいと思わない	23.5%	24.0%

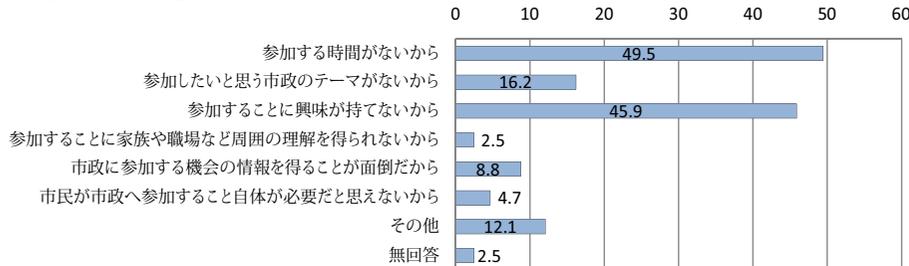
<参加したい方>

■どのような手段で参加したいか (H26自治)



<参加したいと思わない方>

■参加したいと思わない理由 (H26自治)



■市民意見が市政やまちづくりに反映されていると感じるか

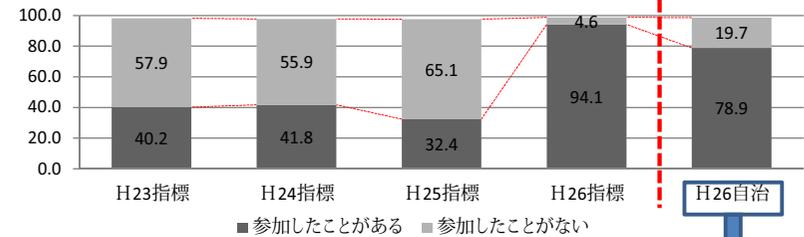
	H26自治	H21自治
よく反映されている	2.7%	4.2%
まあまあ反映されている	32.0%	32.0%
あまり反映されていない	34.5%	24.4%
全く反映されていない	5.1%	4.9%
わからない／どちらともいえない	24.8%	34.5%

■より多くの市民が市政参加しやすくなるためには (H26自治)

実際に反映された事例を紹介するなど、市民参加の効果実感できるようにする	26.7%
誰でも気軽に参加でき、意見を出しやすい参加機会が用意される	25.3%
市民参加を身近に感じられるよう、参加手法を具体的に紹介する	20.7%
市民参加機会に関する情報がよりわかりやすく、簡単に入手できる	10.9%
市が必ず所定の市民参加を行うよう、規則や条例で明確にする	4.1%

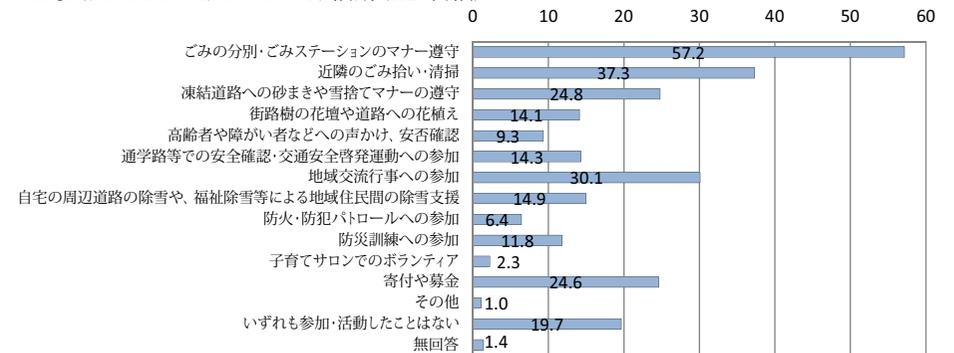
身近な地域のまちづくり参加

■まちづくり活動に参加したことがあるか (H23～H26指標達成度調査、H26自治)

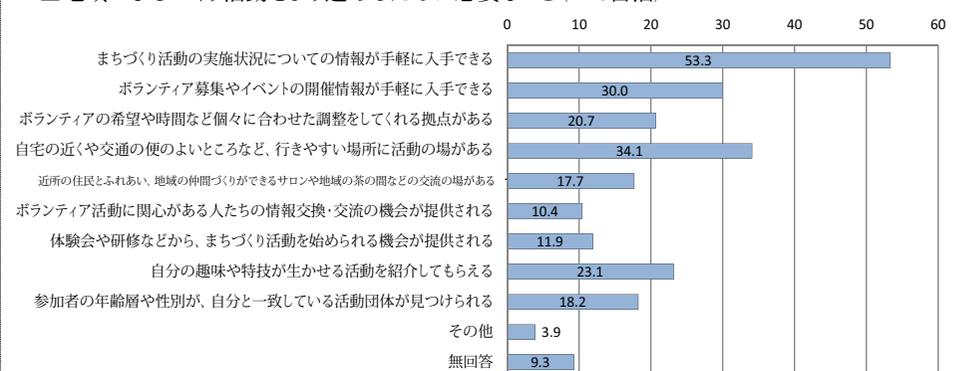


※平成25年度指標達成度調査までは、「まちづくり活動」の定義を問いの注釈で説明した上で、それらに「参加したことがあるか」という問い方をしていたが、平成26年度調査では「まちづくり活動」の具体内容を選択肢に列挙し、参加したことがあるものを複数選択する回答方式に変更したところ、大きな数値の変化が見られた。

■参加したことがあるまちづくり活動 (H26自治)



■地域のまちづくり活動をより進めるために必要なこと (H26自治)



第9条(事業者の責務)

事業者との協働の取組

■さっぽろまちづくりパートナー協定

企業と市がまちづくりに関して協力体制を構築するための包括的協定。札幌市の複数分野の施策・事業において連携・協力し合うこと、NPOや地域団体等が行っているまちづくり活動とも連携・協力すること、企業が自らまちづくり活動に取り組むことを取り決めている。現在10協定(15社)締結。

<協定企業> ※締結年月日順

- ①サッポログループ(2社) ②北海道コカ・コーラボトリング ③イオングループ(4社) ④日本ハム北海道販売・北海道日本ハムファイターズ(2社) ⑤ローソン ⑥札幌青年会議所 ⑦生活協同組合コープさっぽろ ⑧セイコーマート ⑨雪印メグミルク ⑩札幌駅総合開発㈱

<パートナー企業の取組事例>

- ポスター掲出等の各種広報協力
- 宅配事業との連携による高齢者の見守り
- 店頭での古紙回収
- 凍結道路の砂まき
- 元気ショップの出張販売

※各局区における個別協定

平成23年度	10局区31協定(246企業)
平成25年度	16局区31協定(331企業)
平成26年度	19局区59協定(497企業)

■買って食べてSAPP_ROプロジェクト

社会貢献活動に関心のある企業が、期間限定で寄付付きの商品を販売し、売り上げの一部をさぼーとぽっと基金に寄付をする仕組み。

25年度:78店舗参加、寄付額合計310,190円 26年度:135店舗参加、寄付額合計498,399円

■企業の地域・社会貢献活動コンサルティング

まちづくり活動の実施に向けた具体的な方法をアドバイスするコンサルタントを企業に派遣。26年度は9社を対象とし、3社が年度内に活動を実施。4社が27年度の実施に向けて準備中。

第13条(市長の役割及び責務)

個別広聴、集団広聴、調査広聴の実施

■個別広聴

来訪・面談、電話、手紙・文書、インターネットメール、ホームページの投稿フォームなどにより、札幌市に寄せられる意見・要望。平成25年度に広聴部門(市民の声を聞く課や各区の広聴係)に寄せられた市政に関する意見・要望等の数は7,259通となっている。

■集団広聴

<市長とおしゃべりしませんか／ふらっとホーム>

市民と市長が直接意見交換する場で、市政への関心や理解を深めてもらうとともに、寄せられた市民意見を市政の参考とするもの。平成19年度から平成25年度まで、「おしゃべりしませんか」は延べ19回、ふらっとホームは延べ70回実施。

<出前トーク>

市内のまちづくり活動団体等と札幌市の部長職以上の職員等が、札幌市の今後のまちづくりなどについて意見交換を行う。平成19年度から平成25年度まで延べ33回実施、962人が参加。

■調査広聴

市政や市民生活、各種施策・事業に関して、市民の意識や関心の傾向などを推定し、施策推進の参考とするため、毎年度「市民アンケート調査」(対象者数10,000人)と市政世論調査(対象者数1,500人)を実施。

第14条(職員の責務)

市民自治推進本部の設置(H18~)

職員のための情報共有・市民参加推進の手引き運用(H20~)

市民自治チェックリストの運用(H21~)

■市民自治推進本部

札幌市自治基本条例(以下「条例」という。)の理念を実現する具体的な取組を全庁一丸となって進めていくために設置する、市の幹部級会議(本部長:板垣副市長)。自治基本条例の理念を具体化していくため、各局区に対する取組の推進及び進行管理等を行う。

■職員のための情報共有・市民参加推進の手引き

札幌市では、市民参加を進めるため、全職員向け手引きを策定し、自治基本条例の重要ポイントであり市の事業展開の上で必要な視点である「情報共有」と「市民参加」についての具体的な取組手法等を定めている。

手引きは26年度の第2次市民自治推進会議において改訂の議論を進めたところであり、推進会議の提言をもとに、27年度中に改訂を実施予定。

■市民自治チェックリスト

札幌市における施策の立案、実施、評価等の各段階において、市民自治の観点から施策に確実に取り入れられるよう、専決権者が部長以上となる起案に「市民自治チェックリスト」を添付し自己チェックを行うことで、情報共有・市政への市民参加の機会が適切に用意されているかを確認している。

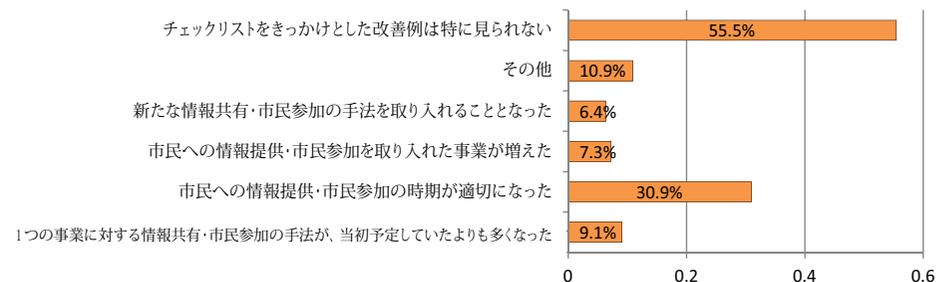
<市民自治チェックリストに関するアンケート調査結果(26年度実施)>

市役所各部(110)を対象に、チェックリストの職場内運用状況や効果等についてアンケートを実施。

○チェックリストによる職員の意識変化

設問	率
チェックリストの有無にかかわらず、部内における情報共有・市民参加の取組は定着している	87.3%
情報共有・市民参加の取組はチェックリストで都度確認しており、チェックリストがなければ、部内における情報共有・市民参加の取組が疎かになる	7.3%
チェックリストがあっても、部内における情報共有・市民参加の取組はまだ不十分である	4.5%
無回答	0.9%

○チェックリストによる業務改善



第17条(総合計画等)

中・長期計画の策定における市民意見の反映

■長期計画「札幌市まちづくり戦略ビジョン」(25年度策定、34年度までの10年計画)
従来の行政計画から、市民と共有できる札幌市の将来ビジョンへの質的な転換を図ることを目的とし、ビジョン策定過程においては、有識者や専門家等で構成された審議会での議論に加え、市民会議をはじめとする重層的な市民参加のステージを設け、幅広い世代・属性の市民参加により「市民とともに作る」という策定プロセスを重視した。

審議会
福祉、経済、都市計画などの各分野に精通した学識経験者、公募委員等で構成する「札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会」を設置し、札幌市長の諮問の下、専門的な見地から検討を実施。

パブリックコメント
＜ビジョン編＞(案)、＜戦略編＞(案)のそれぞれについて意見公募制度を実施するとともに、子どもからの意見聴取として「キッズコメント」を実施。

市民参加事業
幅広い世代や属性に参加いただくための重層的な取組を実施。

<p>札幌の魅力と課題に関するアンケート</p> <p>札幌市民10,000人及び道外在住の札幌居住経験者へのアンケート調査を実施</p>	<p>将来の札幌を考える市民会議</p> <p>将来の札幌市の目指すべき姿やまちづくりの目標等についてワークショップ形式で検討、市長に報告</p>	<p>市民参加事業</p> <p>さっぽろ1,000人ワールドカフェ、まちつながるワークショップなど、多様な市民参加機会を設け幅広い世代からの意見を聴取</p>	<p>子どもの参加</p> <p>中学校における授業、児童会館における意見聴取など、子どもたちが札幌の未来について主体的に考え、意見を表明する取組を実施</p>
---	---	--	--

■中期計画「札幌市第3次新まちづくり計画」(23年度策定、26年度までの5年計画)
計画策定過程の各段階(策定方針公表、主な想定事業公表)において、その内容を市民に公表し、パンフレットやインターネットなどで意見募集を実施したほか、市民アンケートや子どもを対象とした出前講座、まちづくりに関するシンポジウム(まちづくりトーク)の開催、市民会議(まちづくり戦略ビジョン)、パブリックコメント等を実施。

成果指標の設定、進捗状況の公表

■長・中期計画における成果指標
長期計画、中期計画に基づく施策の進捗状況を把握するため、成果指標を設定。指標達成度調査(アンケート調査)等により、毎年度数値を把握し、計画の進捗状況として市民に公表している。

＜第3次新まちづくり計画における成果指標公表状況(一例)＞

重点課題	指標項目	現状値(21年度)	実績(25年度)	目標(26年度)
市民の主体的な地域づくりと多文化共生を推進するまちづくり	ワークショップや各種アンケート、パブリックコメント、意見交換会など市政に参加する機会が用意されていると感じる人の割合	30.9%	27.0%	40%
	「市民まちづくり活動」に参加したことがある人の割合	38.5%	32.4%	70%
	高齢者の活動度(社会貢献活動を行う高齢者の割合)	8.5%	41.7%	15%
	姉妹都市等との国際交流に関心を持った人の割合	36.8%	36.4%	55%

第21条(市政への市民参加の推進)

附属機関の制度運用

■附属機関の公募委員制度
「附属機関等の設置及び運営に関する要綱」において、「設置目的、審議内容等を勘案した上で、委員の公募制を実施すること。」としており、委員公募の推進を規定している。

＜附属機関等の設置状況＞

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
機関数	90	89	91	90	91	88	92
公募委員制導入機関/割合	23 / 25.6%	26 / 29.2%	26 / 28.6%	25 / 27.8%	26 / 28.6%	27 / 30.7%	22 / 23.9%
委員数(人)	1,713	1,714	1,812	1,791	1,709	1,690	1,814
公募委員数(人)/割合	64 / 3.7%	71 / 4.1%	82 / 4.5%	81 / 4.5%	68 / 4.0%	72 / 4.3%	72 / 4.0%
女性委員数(人)/割合	572 / 33.4%	582 / 34.0%	609 / 33.6%	615 / 34.3%	612 / 35.8%	619 / 36.6%	669 / 36.9%

■公募委員制度の概況(平成24年度調査より)
公募委員の平均倍率は4.6倍、公募期間は平均28.5日。公募の周知方法は、広報さっぽろやホームページへの掲載、区役所等市有施設での募集要項の配架。その他、市民活動への参加者が多く集うエルプラザなど、機関の特性に応じて配架場所の工夫がみられる。また、公募委員に子ども委員枠を設けている附属機関もある。

パブリックコメントの運用

■パブリックコメント手続きの運用状況
重要な政策案についての意見公募制度として、条例の制定やパブリックコメント手続きに関する要綱に基づき、パブリックコメントを実施。

＜パブリックコメントの推移＞

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
案件数	18	21	13	15	24	16	17
意見合計	11,527	1,402	628	1,623	1,900	1,057	1,507
提出者合計	5,014	474	236	815	818	413	541
平均意見数	640.3	66.7	48.3	108.2	79.1	66.0	88.6
平均提出者数	278.5	22.5	18.1	54.3	34.0	25.8	31.8
修正有(案件)	13	9	6	11	15	11	9
主なパブコメ実施事業	スリムシティ さっぽろ計画(ごみ有料化)	犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例	さっぽろ子ども未来プラン	子どもの権利に関する推進計画	第3次新まちづくり計画、行財政改革プラン	まちづくり戦略ビジョン	まちづくり戦略ビジョン

■キッズコメントの実施
「第3次札幌新まちづくり計画」や「札幌市行財政改革プラン」などの策定(平成23年度)の際、札幌市の未来を担う子どもたちの意見を吸い上げるため、「キッズコメント」として、小学5年生から中学3年生を対象とした「子ども用パンフレット」による意見募集を実施。平成25年度は、パブリックコメント実施案件17件のうち3件でキッズコメントを実施し、計1,367人の子どもから2,968件の意見を受けた。また、平成24年度から、予算編成時には、中学校へ出前講座、高校生の職場体験学習を通じた意見募集を実施。

第21条（市政への市民参加の推進）

市民意見・提案の反映

■市民意見政策反映システムの運用

広聴部門に寄せられた市民からの提言・要望等（市民意見）を市政に反映させるため、「市民意見政策反映検討会議設置要綱」に基づき、市民意見の具体的な施策への取組方法等について検討を行っている。平成26年度は、8,889通（平成25年度及び平成26年度上半期分）の市民意見から78件を抽出し、市民意見に対する担当部局の検討結果をホームページで公開した。

さらなる市民参加推進の検討

■市民参加条例制定市へのヒアリング調査

一定の人口規模を有する都市を対象として、政令指定都市（本市を除く19市）、中核市（43市）、特例市（40市）の計102都市に対し、市民参加に関する条例の制定状況について文書による調査を26年度中に実施。

条例を制定していると回答のあった市のうち、具体的な市民参加手続きを総合的に規定した8市に対し、訪問によるヒアリング調査を実施した。 ※ヒアリング結果は、次回以降資料添付予定

＜市民参加に関する条例の制定状況（98市から文書にて回答）＞

	条例あり			条例なし
	基本型	一般型	個別型	
政令市	5	4	3	9
中核市	5	9	2	27
特例市	20	8	5	13

基本型：「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」など、自治の基本原則を定める条例の中に市民参加の理念を規定しているもの

一般型：市民参加の理念・原則に加え、ワークショップ、パブリックコメント、審議会等の多様な参加手法を総合的に規定しているもの

個別型：パブリックコメント条例、住民投票条例など、個々の参加手法の具体的な仕組みを規定しているもの

第21条（市政への市民参加の推進）・第26条（情報提供）

■局区実施プランにおける自治基本条例の具体化に向けた取組状況について

各局区が自らの権限と責任を明確にし、その年度に重点的に取り組む政策・事業をまとめた「実施プラン」に掲載されている事業において、市民参加や情報共有がどの程度行われたかを各局区に照会し、調査結果を市民自治推進本部会議に報告の上、今後の取組の検討材料としている。

＜情報共有＞

広報さっぽろ	掲載回数【回】	931	メールマガジン、ツイッター、SNS等	情報提供回数【回】	1,978
ポスター、パンフレット等	作成種類【種類】	1,532		登録人数【人】	36,142
報道機関を利用した情報提供（市政広報番組、報道機関への提供等）	情報提供回数【回】	1,261	対面型の情報提供（出前講座、出前トーク、職員による説明等）	実施回数【回】	28,507
				参加人数【人】	222,014

＜市民参加＞

意見公募、パブリックコメント	実施回数【回】	20	シンポジウム、パネルディスカッション、フォーラム	実施回数【回】	22
	意見数【件】	8,058		参加人数【人】	5,694
審議会、協議会、委員会等	実施回数【回】	204	実行委員会、協議会、検討委員会	実施回数【回】	201
	委員数【人】	1,513		委員数【人】	1,766
市民会議	実施回数【回】	15	事業共催、事業協力	実施回数【回】	2,860
	委員数【人】	291		参加人数【人】	44,094
意見交換会	実施回数【回】	246	市民スタッフ	実施回数【回】	11,119
	参加人数【人】	3,924		参加人数【人】	39,427
ワークショップ	実施回数【回】	260	市民まちづくり活動団体への事業委託	実施回数【回】	244
	参加人数【人】	14,306		参加人数【人】	4,905
アンケート、モニター制度	実施回数【回】	340			
	回答人数【人】	56,129			

第23条（市民によるまちづくり活動の促進）

■さぼーとほっと基金

市民や事業者からの寄附を市が募り、町内会・ボランティア団体・NPOなどが行うまちづくり活動に助成することで、札幌のまちづくり活動を支える制度。

＜寄附・助成実績＞※1回の寄附で複数の寄附先を指定可能なため、寄附件数と個人・企業・団体別寄附件数は一致しない。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累計
寄附	152件	183件	153件	237件	258件	331件	366件	1,680件
	35,546,115円	46,461,076円	64,533,652円	87,785,706円	160,491,123円	101,761,319円	90,930,332円	587,509,323円
個人	27	76	38	65	79	75	86	446
団体	114	82	76	139	147	219	243	1,020
助成	24団体	57団体	102団体	98団体	102団体	101団体	102団体	586団体
	25事業	61事業	109事業	114事業	128事業	120事業	111事業	668事業
	23,186,500円	20,409,080円	45,750,813円	64,965,043円	70,664,733円	94,020,731円	74,440,679円	393,437,579円

第26条（情報提供）

市政やまちづくり参加に関する情報提供

■市民参加メールマガジンの配信

パブリックコメントや公募委員の募集などの市政への市民参加のほか、まちづくりに関するフォーラムやボランティア情報などを配信するメールマガジンを平成24年11月から開始。

登録制だが、市政に参加経験のない人にも登録を促すため、住民基本台帳から無作為抽出して送付するアンケートなどに合わせて登録案内を同封するなど、市民参加の裾野を広げるツールとしている（登録者数341人・平成27年6月末時点）。

■市民参加の実施予定・実施結果のホームページでの公表／「市民参加通信」の発行

札幌市の各局、区の事業について、委員の公募やパブリックコメントの実施など、市政に対する意見や提案をいただくことを予定している取組について、年度当初にその予定をホームページ内の専用ページで一覧公表するとともに、実施結果についても公表。

また、インターネット環境にない市民にもお知らせするため、市民参加の実施予定をまとめたパンフレット「市民参加通信」を年度当初に発行し、区役所等で配架している。

■会議等開催のお知らせ

ホームページに「会議等開催のお知らせ」のページを作成し、市民が参加・傍聴できる札幌市所管の会議やシンポジウム等の予定を掲載。札幌市公式ホームページのトップページにリンクを掲載し、ワンクリックで開催情報を閲覧できる。

対話型の情報提供

■出前講座

市民の皆さんへの情報提供と対話の一環として、市職員が要望に応じて地域に出向き、市の施策や事業について分かりやすく説明を行うもの。

＜出前講座の実施状況＞

出前講座	回数	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
		参加人数	422	543	578	445	466	522	564
		21,048	23,735	31,774	22,165	25,515	24,202	23,240	28,981

第28条(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)・第29条(区におけるまちづくり)

まちづくり協議会の設置と活動を支援

■まちづくり協議会

おおむねまちづくりセンター単位で、町内会、商店街、PTA、地域のボランティア団体、個人などの多様な活動主体が幅広く参加し、ゆるやかに結びつきながら連携・協働する地域横断的組織。それぞれの団体が独自性を発揮しながら、地域課題を考え、共通の課題解決や目標の実現に向けて行動している。

まちづくりセンターは、まちづくり協議会の設立や運営、ネットワーク化の支援を実施。

<まちづくり協議会の設置状況>

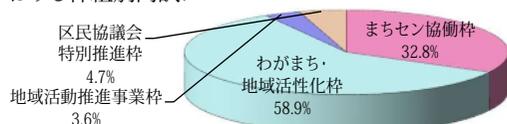
	H16末	H19.1	H23.1	H27.1
設置地区	23地区	68地区	75地区	75地区
(設置数)	-	70協議会	83協議会	82協議会

元気なまちづくり支援事業による財政的支援(H17～)

■元気なまちづくり支援事業

区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる地域づくりを進めるため、さまざまな事業を通じて、市民自治の精神に基づく市民の主体的なまちづくり活動を支援することを目的として各区に配分。平成27年度の配分額は366,260千円。

<25年度決算における枠組別内訳>



<まちづくりセンター協働枠>

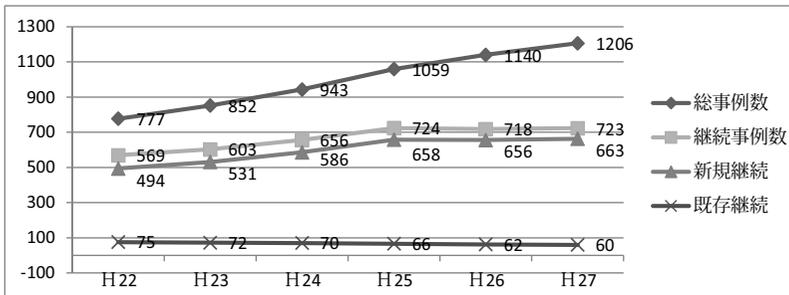
まちづくりセンターの所管地域等の単位で行われるまちづくり活動に対し、まちづくり協議会に対する支援等を目的として、1まちづくりセンターあたり1,000千円を配分し、まちセン所長の裁量によって事業を支援、展開する。

<区民協議会特別推進枠>

区のまちづくりを活性化するため、区長の裁量を生かして、区民協議会の意見等を反映した事業を推進する。27年度の配分額は48,000千円。

■地域まちづくり活動事例数の推移

まちづくりセンターが関わる地域のまちづくり活動事例を、まちづくりセンターを経由して調査。



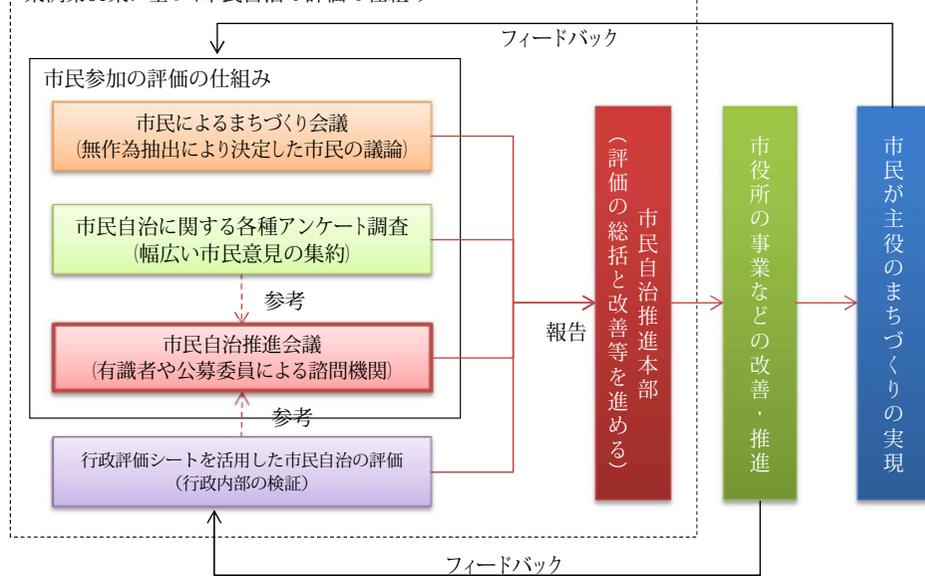
第31～33条(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

■評価の仕組み

市民自治のまちづくりに関する施策等の評価は、多角的な視点が必要となるため、平成22年12月に「①有識者・公募委員等から構成する市民自治推進会議」「②市民によるまちづくり会議」「③各種アンケート調査」「④行政評価シートを活用した市民自治の内部評価」の4つを柱とした評価の仕組みで運用していくことを決定した。

各評価の取組については、相互にとらわれることなく独自の評価(意見集約)を行うこととし、札幌市はそれぞれの取組を総合して評価を総括する。

条例第31条に基づく市民自治の評価の仕組み



札幌市市民まちづくり活動促進条例

平成19年12月13日条例第51号

(目的)

第1条 この条例は、市民まちづくり活動の促進について、基本理念を定め、市民（札幌市自治基本条例（平成18年条例第41号）第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。）、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、市民まちづくり活動の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、市民、事業者及び市が連携・協力してまちづくりを担い、豊かで活力ある地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民まちづくり活動」とは、市民が営利を目的とせず、市内において町内会、自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人等又は個人により自発的に行う公益的な活動であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(基本理念)

第3条 市民まちづくり活動の促進は、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を認識するとともに、次に掲げる協働の原則に基づき相互に連携・協力することにより行われなければならない。

- (1) 市民、事業者及び市は、対等な立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市民、事業者及び市は、市民まちづくり活動に関する情報を相互に提供し、又は公開することにより、その情報の共有に努めること。
- (3) 事業者及び市は、市民まちづくり活動の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民の役割)

第4条 市民は、市民まちづくり活動に関する理解を深め、市民まちづくり活動の促進に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民まちづくり活動を行うものは、まちづくりを担う者としての自覚を持ち、活動の充実を図るとともに、活動の目的及び内容を広く市民に知らせ、理解されるよう努めるものとする。
- 3 市民まちづくり活動を行うものは、まちづくりを効果的に進めるために、情報、人材、活動の場、活動資金等に関して、必要に応じ、他の市民まちづくり活動を行うものとの連携・協力を図るよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、地域社会の構成員として、市民まちづくり活動の意義に対する理解を深めるとともに、自らが有する資源を活用して、市民まちづくり活動の支援に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、市民まちづくり活動の促進に関する総合的な施策を実施し、市民まちづくり活動の促進のための環境づくりに努めるものとする。

(市民まちづくり活動促進基本計画)

第7条 市長は、市民まちづくり活動の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市民まちづくり活動の促進に関する基本計画（以下「市民まちづくり活動促進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市民まちづくり活動促進基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 市民まちづくり活動の促進に関する目標
 - (2) 市民まちづくり活動の促進のための施策に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市民まちづくり活動の促進に関する重要事項

3 市長は、市民まちづくり活動促進基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ札幌市市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴かなければならない。

4 市長は、市民まちづくり活動促進基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、市民まちづくり活動促進基本計画の変更について準用する。

(市の支援体制)

第8条 市は、市民まちづくり活動に対する職員の理解を深めるため、職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、市民まちづくり活動の促進に関する施策の実施に当たっては、関係部局間の連携を図らなければならない。

3 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域における市民まちづくり活動の支援に努めるものとする。

(情報の支援等)

第9条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、必要な情報の収集に努めるとともに、適切な方法により、その情報を市民及び事業者に対して積極的に提供するものとする。

2 市は、市民自らが行う市民まちづくり活動に関する情報の収集が円滑に行われるよう、必要な支援を行うものとする。

3 市は、市民まちづくり活動に対する市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うとともに、学習機会の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(人材の育成支援)

第10条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、まちづくりに関して広く、又は段階的に学べる機会を設けるなど、市民まちづくり活動を担う人材の育成に必要な環境づくりに努めるものとする。

(市民まちづくり活動の場の支援等)

第11条 市は、札幌市市民活動サポートセンターを拠点として市民まちづくり活動の総合的な支援を行うとともに、地域の公共施設等を活用して市民まちづくり活動の場の支援に努めるものとする。

(財政的支援)

第12条 市は、市民まちづくり活動の促進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他の必要な財政的支援を行うものとする。

(寄附文化の醸成)

第13条 市は、市民、事業者等による市民まちづくり活動に対する資金的支援が活発に行われ、市民まちづくり活動に係る寄附文化が市民、事業者及び市の協働により醸成されていくために必要な環境づくりに努めるものとする。

(基金)

第14条 市は、市民まちづくり活動に係る寄附文化の醸成に資するとともに、市民まちづくり活動の促進に関する財政的支援に活用するため、別に条例で定めるところにより、市民まちづくり活動促進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(助成)

第15条 市長は、基金を財源として、市民まちづくり活動を行うものに対し、その活動に係る資金の助成を行うことができる。

2 市長は、前項の助成を行うに当たっては、札幌市市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聴かなければならない。

(事業報告書の提出及び閲覧等)

第16条 前条第1項の資金の助成を受けて市民まちづくり活動を行うものは、当該助成の対象となる事業が終了したときは、別に定めるところにより当該事業の実施状況の報告に係る書類を速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により提出された書類について、当該市民まちづくり活動

を行うものに報告又は説明を求めることができる。

- 3 市長は、第1項の規定により提出された書類又はその写しを一般の閲覧に供するものとする。
- 4 市長は、毎年1回、基金の積立状況及び前条第1項の資金の助成の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(市民まちづくり活動促進テーブル)

第17条 市民まちづくり活動の促進に関し必要な事項について調査審議等を行うため、札幌市市民まちづくり活動促進テーブル（以下「促進テーブル」という。）を置く。

- 2 促進テーブルは、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長の諮問に応じ、市民まちづくり活動促進基本計画に関し調査審議し、及び意見を述べること。
 - (2) 第15条第2項の規定に基づき、基金による助成に関し意見を述べること。
 - (3) 市民まちづくり活動を効果的に促進するための方策等に関し協議等を行い、及び意見を述べること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市民まちづくり活動の促進に関し必要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。
- 3 促進テーブルは、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。この場合において、民意を適切に反映させるとともに、多角的かつ総合的な観点から調査審議等が行われるよう、公募した市民その他の多様な人材を委嘱するように配慮しなければならない。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項等を調査審議するため必要があるときは、促進テーブルに臨時委員を置くことができる。
- 7 促進テーブルに、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、促進テーブルの組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(札幌市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。
別表その他の附属機関の委員の項中

「食育推進会議委員」を「食育推進会議委員
市民まちづくり活動促進テーブル委員」に改める。

(札幌市基金条例の一部改正)

- 3 札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。
 - (1) 第2条第1項に次の1号を加える。
 - (20) 市民まちづくり活動促進基金(以下「市民まちづくり活動基金」という。)市民まちづくり活動の促進に資する。
 - (2) 第4条中「及び敬老乗車証基金」を「敬老乗車証基金及び市民まちづくり活動基金」に改める。
 - (3) 第8条第2項中「の各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条に次の1項を加える。
 - 10 市民まちづくり活動基金は、市民まちづくり活動の促進に必要な場合において、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

自治基本条例の項目

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 条例の位置付け
- 第4条 基本理念
- 第5条 まちづくりの基本原則

第2章 市民

- 第6条 まちづくりに参加する権利
- 第7条 市政の情報を知る権利
- 第8条 市民の責務
- 第9条 事業者の責務

第3章 議会及び議員

- 第10条 議会の役割及び責務
- 第11条 市民に開かれた議会
- 第12条 議員の役割及び責務

第4章 市長及び職員

- 第13条 市長の役割及び責務
- 第14条 職員の責務
- 第15条 職員の育成

第5章 行政運営

- 第16条 行政運営の基本
- 第17条 総合計画等
- 第18条 財政運営
- 第19条 行政評価
- 第20条 公正で信頼の置ける行政運営の確保

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

- 第21条 市政への市民参加の推進
- 第22条 住民投票
- 第23条 市民によるまちづくり活動の促進
- 第24条 青少年や子どものまちづくりへの参加
- 第25条 情報公開
- 第26条 情報提供
- 第27条 個人情報の保護
- 第28条 まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり
- 第29条 区におけるまちづくり

第7章 他の自治体等との連携・協力

- 第30条 他の自治体等との連携・協力

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し

- 第31条 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価
- 第32条 この条例の見直し
- 第33条 市民自治推進会議

第1回 (27.7.6)

作業シートに基づき、以下の点を説明(事務局)

- ・条例に基づく本市の取組概要
- ・第1次会議の評価及びそれを踏まえた市の取組
- ・市民の意識調査結果

【配布資料】

作業シート(資料4)、市の取組状況(資料5)、市民意識調査結果(資料6)

第2回 (27.9.11)

- ・前文及び第1章の文言確認(委員)
- ・第2章～第5章について現状評価、課題抽出(委員)
→委員は、作業シート及び第1回配布資料5・6などをもとに、適宜事務局に質問しながら議論する。
- ・市民参加条例の調査結果について説明(事務局)

【配布資料】

作業シート(資料1)、推進会議の作業工程(資料2)、自治基本条例制定市(政令市)の条文比較表(資料3)、市民参加条例制定市の調査結果及び検証(資料4)

第3回 (27.10下旬)

- ・市民参加条例についての検証(委員)
- ・第6章について現状評価、課題抽出(委員)
→委員は、作業シート及び第1回配布資料5・6、第2回資料2～4などをもとに議論する。

【配布資料】

作業シート、委員からの求めに応じた資料 等

第4回 (27.12中旬)

- ・第6章についての課題抽出、検証(委員)
- ・第7・8章についての現状評価、課題抽出(委員)
→委員は、作業シート及び第1回配布資料5・6、第2回資料などをもとに議論する。

【配布資料】

作業シート、委員からの求めに応じた資料 等

第5回 (28.2中旬)

- ・条例全体の検証、提言の方向性まとめ(委員)
- ・条例の見直し(改正)の必要性について(委員)
- ・「市民によるまちづくり会議」結果報告(事務局)

報告書案作成(座長、委員、事務局)

第6回 (28.3下旬～)

- ・報告書内容の最終確認(委員)

第1章 総則(第1条—第5条)

《省略》

第2章 市民

第1節 市民の権利(第6条・第7条)

《省略》

第2節 市民の責務(第8条・第9条)

第8条(市民の責務)

○調査広聴、評価指標達成度調査、市民自治に関するアンケート調査

第9条(事業者の責務)

○さっぽろまちづくりパートナー協定締結(15社)、19局区における59の個別協定(497企業)
○買って食べてSAPP_ROプロジェクト(参加店舗数135)

第3章 議会及び議員(第10条—第12条)

第10条(議会の役割及び責務)

○議会基本条例の制定・施行(H25)

第11条(市民に開かれた議会)

○インターネットによる議会の動画配信、常任委員会の公開
○市議会だより等による情報提供
○議会キッズページの設置

第12条(議員の役割及び責務)

○請願、陳情に係る制度運用、政務活動費に係る領収書の全面公開

第4章 市長及び職員(第13条—第16条)

第13条(市長の役割及び責務)

○個別広聴、集団広聴(ふらっとホーム等)、集団広聴(市民アンケート調査等)の実施

第14条(職員の責務)

○市民自治推進本部の設置(H18～)
○職員のための情報共有・市民参加推進の手引き改訂
○市民自治チェックリストの運用(H21～)

第15条(職員の育成)

○新採用職員に対するまちづくりセンター研修実施(H24～)
○市民と職員がまちづくりについて共に学ぶ市民参加型研修実施(H24～26)
○市民自治に関する部局研修の推進

第5章 行政運営の基本(第16条—第20条)

第16条(行政運営の基本)

○行財政改革推進プランの制定(直近H23)、プランに基づく取組の推進
○行政評価の実施、出資団体改革推進本部の設置・進捗管理

第17条(総合計画等)

○札幌市まちづくり戦略ビジョン、第3次新まちづくり計画における市民参加
○長・中期計画における指標の設定、政策指標達成度調査の実施・公表

第18条(財政運営)

○予算編成方針の公表、編成過程における随時公表及び意見募集
○広報誌における財政状況等の情報提供、リーフレット「さっぽろのおサイフ」の発行

第19条(行政評価)

○札幌市行政評価委員会による外部の視点からの評価
○行政評価システムの運用、事業評価シートの公表
○市民参加ワークショップによる市民意見の収集

第20条(公正で信頼の置ける行政運営の確保)

○監査委員、オンブズマン制度の運用
○公益通報者保護に係る制度の整備(H21～)

第6章 基本原則によるまちづくりの推進

第1節 市民参加の推進(第21条—第24条)

第21条(市政への市民参加の推進)

○市民参加メールマガジンの定期配信、無作為抽出市民への配信登録呼びかけ(H24～)
○全庁調査による市民参加人数・回数等の実績値把握
○パブリックコメントの運用、パブコメ時のキッズコメント実施・拡充
○附属機関等における公募委員の導入(H26の導入比率23.9%)
○市民意見の政策反映システム事業の実施

第22条(住民投票)

《個別設置型であり、実績なし》

第23条(市民によるまちづくり活動の促進)

○札幌市市民まちづくり活動促進条例の施行(H20)、さぽーとほっと基金の運用
○市民まちづくり活動促進基本計画の策定(H26)
○地域活動の場整備支援事業、ソーシャルデザイナー養成事業
○元気なまちづくり支援事業、NPOによる地域ネットワーク事業

第24条(青少年や子どもたちのまちづくりへの参加)

○札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例の施行(H21)
○「子ども議会」の開催
○パブコメ等におけるキッズコメントの実施(H23～)

第2節 情報共有の推進(第25条—第27条)

第25条(情報公開)

○札幌市公文書館開設、公文書公開制度の運用

第26条(情報提供)

○ふらっとホーム、出前講座などの対話型情報提供の推進
○市民参加の実施予定、実施結果の公表(H21～)
○市民参加メールマガジンの配信、SNSによる各種情報発信
○市民が参加できる公開会議、フォーラム等の公表(H20～)

第27条(個人情報保護)

○札幌市個人情報保護条例の施行、審議会の設置

第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進(第28条・第29条)

第28条(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)

○中・長期計画におけるまちセン支援・調整機能の強化
○まちづくりセンター自主運営化の推進(H20～)、自主運営制度案内DVD・リーフレット作成
○元気なまちづくり支援事業、地域とNPOによるネットワーク事業等による財政的支援
○町内会加入促進事業の実施、アダプト・プログラムの実施、区と企業間の協定締結

第29条(区におけるまちづくり)

○区民協議会を全区に設置(H22)
○元気なまちづくり支援事業予算に区民協議会特別推進枠を創設(H25～)

第7章 他の自治体等との連携・協力(第30条)

第30条(他の自治体等との連携・協力)

○道内連携推進プロジェクト
○「札幌☆取扱説明書」の作成(H26)

第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し(第31条—第33条)

第31条(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)

第32条(この条例の見直し)

第33条(市民自治推進会議)

○市民によるまちづくり会議の実施(H19～)
○行政評価シートによる内部評価の実施(H20～)
○有識者、公募委員等で構成される市民自治推進会議の設置、条例見直しの実施(H22～)
○市民自治に関するアンケート調査等の実施(H26)

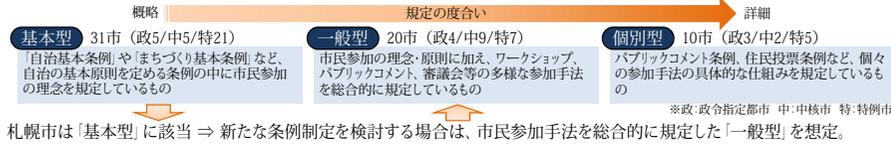
政令指定都市 自治基本条例条文比較表

条例名		札幌市 自治基本条例	川崎市 自治基本条例	静岡市 自治基本条例	新潟市 自治基本条例	熊本市 自治基本条例	北九州市 自治基本条例
施行日		平成19年4月1日	平成17年4月1日	平成17年4月1日	平成20年2月22日	平成22年4月1日	平成22年10月1日
前文		前文	前文	前文	前文	前文	前文
第1章	目的	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条	第1条
	定義	第2条	第3条	第2条	第2条	第2条	第3条
	最高規範性	第3条	第2条	第3条	第3条	第41条	第2条
	自治の基本理念 自治運営の基本原則	第4条	第4・5条		第4・5条	第3・4条	第5条
	まちづくりの基本原則	第5条		第4条 第6・7条			第4条
第2章	市民の権利・責務	第6条～第8条	第6・7条	第8条～第10条	第6条	第5・6条	第6・8条
	事業者の責務	第9条	第8条		第7条	第6条②	第9条
第3章	市議会(議員)の 役割・責務	第10条～第12条	第10条～第12条	第17・18条	第8条～第10条	第7・8条	第10条～第12条
第4章	市長の役割・責務 市職員の責務	第13・14条	第13・14条	第19・20条	第11・12条	第9条～第11条	第13・14条
	職員育成・人事体制	第15条				第17条	
第5章	行政運営(市政)の 基本原則	第16条①	第15条②(5)	第11条	第13条①(3)(4)	第12条	第15条
	組織体制	第16条②	第15条③		第13条③	第15・16条	
	公益通報制度	公益通報等に関する要綱				第18条	
	法務	第16条③	第15条②(6)				第16条
	法令遵守及び倫理保持				第20条 (信頼される市政の確立) 第23条③		
	出資団体	第16条④	第15条④				
	各行政分野における 条例制定			第14条			
	総合計画	第17条	第15条①	第15条	第13条②	第13条	第15条
	財政運営	第18条	第16条	第19条③	第14条	第14条	第17条
	行政評価	第19条	第17条	第24条	第23条①	第13条③	第18条
	外部監査	第20条①			第24条		
	公的オンブズマン ※苦情等に対する措置等	第20条②	第18条 (処理機関を置く)		第22条③ (第三者機関設置)	第23条	第20条 (仕組みの整備)
危機管理					第24条		
行政手続	第20条③			第21条	第20条		

条例名		札幌市 自治基本条例	川崎市 自治基本条例	静岡市 自治基本条例	新潟市 自治基本条例	熊本市 自治基本条例	北九州市 自治基本条例
第6章	市民参加の推進	第21条①	第15条②(2)・第28条	第11条	第13条①(1)	第27条	第22条
	施策の各段階における市民参加	第21条②		第11条			
	市民参加上の配慮事項	第21条③					
	審議会、公募委員	第21条④(市民公募)	第26条(会議の公開) 第29条(市民公募)	第12条②(会議の公開)	第15条①(2)(会議の公開) 第16条(市民公募)	第19条	第19条(市民公募)
	市民意見の聴取 (パブリックコメント)	第21条⑤	第30条	第21条	第17条		第23条
	市民からの提案 施策への反映	第21条②⑥	第15条②(3)	第22条	第13条①(1) 第23条②		第24条
	意見等の取扱い (市民の権利保護)				第22条①	第21条	
	市政の説明責任			第23条		第22条	
	市民参加・協働の ための仕組み整備	第21条⑦・第23条	第32条			第30・31条	第22条(市民参画)
	住民投票	第22条	第31条	第25条	第18条	第37条	第25条
	住民投票の請求及び発議			第26条		第38条	
	協働	第23条	第15条②(4)	第11条	第13条①(2) 第19条	第29条	
	青少年・子どもの参加	第24条				第28条	第7条
	情報公開制度	第25条	第24条		第15条①(1)		第21条①②
	情報共有・情報提供 (仕組み整備)	第26条	第15条②(2) 第23条・第27条	第12条① 第5条	第15条①(2)	第25条	第21条
	個人情報保護	第27条	第25条	第13条	第22条②	第26条	第21条③
	地域活動の支援	第28条 (まちづくりセンター)	第9条		第26・27条	第32条～第34条	第26・27条 (区役所を拠点とする)
	市民公益活動	市民まちづくり活動促進条例				第33・34条	
区におけるまちづくり 区の設置・役割・整備	第29条①、③	第19条～第21条		第25条	第35・36条		
区民会議	第29条② (区民協議会の支援)	第22条					
区自治協議会				第28条			
第7章	国・他の地方公共 団体等との連携	第30条	第34条	第16条	第29条	第39条	第28条
第8章	条例評価の仕組み	第31条					
	条例の見直し	第32条 (5年を超えない期間)		第28条 (期間の指定なし)	附則2 (5年以内)	第42条 (4年を超えない期間)	第29条② (5年を超えない期間)
	条例の評価機関	第33条 (市民自治推進会議)	第33条 (審議会等を設置)	第27条 (市民自治推進審議会)		第40条	第29条①

■政令市・中核市・特例市(102市)への調査結果

＜市民参加に関する条例の制定状況(98市から文書にて回答)＞



＜一般型条例制定市の特徴(照会結果より)＞

	規定の度合い	制定による変化	運用上の課題	運用のチェック機関	罰則
政令市[4] (人口平均97万人)	義務規定は4市ともパブリックコメントのみ、その他の手法(公募委員、意見交換会)等は、2~3つ程度が努力規定	全市が「事業等における市民参加の取組数が増加した」を挙げており、次いで「市民参加取組数増加」「市民理解の深まり」が多い	全市で「職員の理解度・取組レベルの差」、3市で「条例違反事例の調査不可」「条例違反時の対応を確立していない」	3市が「条例所管課」「内部機関」によるチェックと回答	規定なし
中核市[9] (人口平均39.1万人)	パブリックコメント以外にも、2市で審議会開催や公募委員の義務規定を設けている。努力規定を各手法まんべんなく設けている市も多い	ほぼ全ての市が「職員の意識変化」を挙げており、次いで「市民参加取組数増加」「市民理解の深まり」が多い	半数以上が「職員の理解度・取組レベルの差」、3市で「条例違反事例の調査不可」「条例違反時の対応を確立していない」「評価機関がない」	3市が「内部機関」によるチェックと回答	規定なし
特例市[7] (人口平均28.6万人)	半数の市が、複数手法(4~5つ)について義務規定としており、残り半数でも、各手法まんべんなく努力規定を置いている市が多い	ほぼ全ての市が「職員の意識変化」を挙げており、次いで「市民参加取組数増加」「市民理解の深まり」が多い	半数の市で「職員の理解度・取組レベルの差」を挙げており、複数市で「市民意識の変化が見られない」「手法が固定化し、新たな手法の模索に至らない」	半数の市が、「市民参加実施状況を審議会(外部機関)に諮り内容を審議している」と回答	規定なし

■訪問調査8都市へのヒアリング結果

一般型条例制定市から8都市を選定し、訪問によるヒアリング調査を実施。

調査都市: 政令市:京都市、千葉市、熊本市、静岡市
中核市:鹿児島市、西宮市
特例市:大和市、厚木市

条例制定前後での変化・メリット ~職員の意識変化、市民参加取組件数の増加、チェック体制の整備

- ◆ 職員の意識の高まり、市民参加手続き必須の意識が浸透(政令市4市、◎鹿児島市、◎西宮市、◎大和市)
- ◆ 市民参加・協働の取組件数が増加(千葉市、熊本市)
- ◆ パブリックコメントの確実な実施、実施件数の増加(京都市、千葉市、◎西宮市)
- ◆ 市民参画機会の拡大・増加、市民参加経験のある市民の増加(千葉市、熊本市、◎鹿児島市、◎大和市、◎厚木市)
- ◆ 審議会における公募委員導入開始、公募委員導入会議の増加(京都市、◎鹿児島市、◎大和市)
- ◆ 条例を契機に全事業における市民参加予定・結果の取りまとめを開始(熊本市)

条例運用にあたっての課題 ~事務負担増、市民参加手続きの固定化、職員・市民への浸透不足

- ◆ 条例運用のためのチェックによる条例所管課の事務量増加、労力面での負担増(京都市、千葉市、◎厚木市)
- ◆ 条例違反時の罰則を設けておらず、条例を担保するために各事業を的確に把握・評価することが困難(千葉市、熊本市)
- ◆ 義務的規定が多いため条例に縛られ身動きがとれず、厳密な運用の結果、行政遅滞に陥ることも(◎大和市、◎厚木市)
- ◆ パブリックコメントを義務規定としていることから、実施が間に合わず条例違反となる場合が生じる(◎鹿児島市、◎西宮市)
- ◆ 職員の意識として、市民参加手続きが義務的な姿勢になりがちである(熊本市、静岡市)
- ◆ 職員に浸透していない、職員が市民参加の自覚を持っていない(京都市、千葉市、熊本市、◎鹿児島市、◎西宮市)
- ◆ 条例の解釈に関して、各所管課と条例所管課の間で見解が異なる・判断がつきにくい(◎鹿児島市、◎大和市、◎厚木市)
- ◆ 市民に浸透していない、市民参加に対する市民の関心や成熟度が達していない(熊本市、静岡市、◎鹿児島市、◎厚木市)
- ◆ 市民参加の数よりも質を向上させる必要があるが、どのように評価するかが課題(京都市、熊本市)

市民参加条例の制定について ~条例が機能する仕組み整備の必要性、条例制定の意味

- ◆ 条例制定するとすれば、いかに条例が機能する仕組みをつくるかが重要。専門部署を新たに設けるなど、業務や制度設計をしっかりと整理し体制を固めてからとする必要がある(京都市、◎大和市、◎厚木市)
- ◆ 条例化しなければ職員への意識醸成や市民参加の推進ができない、というわけではない(千葉市、静岡市)
- ◆ 条例化によって変化するのは、主に職員の意識や仕事の進め方である(静岡市)
- ◆ 条例制定が市民にとって良いことかどうかは別問題。市職員が、なぜ市民参加手続きを行わなければならないのか、その根本をしっかりと理解できるかが重要(◎厚木市)
- ◆ 自治基本条例制定後、時間が経って改めて市民参加条例を制定すると、条例化の意味付けは難しくなる(熊本市)
- ◆ 自治基本条例で市民参加に言及している場合、別条例で二重に規定する必要性は乏しい(京都市、◎厚木市)

調査結果から

一般型条例制定市の特徴

・一般型制定20市中、市民参加条例単独での制定は11市。
・自治基本条例と市民参加条例の双方を制定している9市のうち8市は、自治基本条例上では市民参加に関する詳細規定を設けていない(詳細は市民参加条例に委ねる)。

一般型条例制定市の自治基本条例制定状況

自治基本条例	うち市民参加規定	詳細規定あり	詳細規定あり	理念のみ	なし
市民参加条例	あり	なし	あり	あり	あり
制定市	1市(厚木)	1市(厚木)	札幌市	8市	11市

各市における市民参加条例制定の契機は2パターン
①自治基本条例が存在しないため、市民参加に関する条例を単独で制定(11市)
②自治基本条例は存在するが、市民参加に関する条文は主に理念規定であるため、詳細を定めた市民参加条例を別途制定(8市、うち2市は、市民参加条例制定後に自治基本条例を制定)

一般型条例制定による効果

- ①職員の意識変化、向上
- ②市民参加手法の実施件数の増加
- ③条例制定をきっかけとした庁内でのチェック体制整備

一般型条例制定にあたっての課題

- ①チェック体制整備に係るコスト増
大規模市の膨大な事業数に対する条例の実効性確保が困難。
例:厚木市(特例市) 札幌市(政令市)
人口22.5万人 人口119.8万人
H26予算754億円298事業 H26予算8847億円1,440事業
- ②手続きの固定化
条例で市民参加手続きを定めることにより、手法が固定化する。
・事業に応じた柔軟な対応ができない
・条例違反とならないよう実施時期を調整することなどによる、行政運営の遅滞化
・新たな市民参加手法の模索・導入に至らない
- ③職員の意識
市民意見を適切に事業・施策に反映するために市民参加を行うには、職員が市民参加を行う意義等を理解し、市民参加の必要性が浸透されていなければならない。
市民参加条例制定市でも職員の意識への浸透が課題となっており、条例の有無とは別問題。

札幌市の現状

自治基本条例第21条における規定

- ①市民参加制度の充実(努力規定)
- ②施策の各段階における市民参加の推進及び市民意見の適切な反映(努力規定)
- ③市民参加の実施時期、方法、事案に関連する市民の参加、性別・年齢等による不利益を受けないことへの配慮
- ④附属機関における委員公募制度(努力規定) ※別途要綱あり
- ⑤パブリックコメント制度の実施 ※別途要綱あり
- ⑥市民提案の反映の仕組み整備 ※別途要綱あり
- ⑦市民参加に関する条例等の整備 ※手引きあり

自治基本条例制定後の変化

平成21年度から「市民自治チェックリスト」の起案添付による自己チェックを開始
■市民自治チェックリストに関するアンケート調査
→87.3%が「チェックリストの有無にかかわらず情報共有・市民参加の取組は定着している」と回答

パブリックコメント実施件数
H18:18件6,341意見数 → H26:33件2,043意見数

審議会における公募委員導入割合
H18:19.1%(18機関) → H25:30.7%(27機関)

局区実施プラン関連事業における市民参加の取組件数
H26:市民参加実施延べ回数 10,143回
市民参加した延べ人数 215,636人

年度	事業数	各事業における市民自治に関する取組(分野別)									
		情報共有	市民参加	市民活動促進	子ども地域とのまちづくり	職員に関する取組	その他	計			
H26	560	455	300	174	94	178	63	16	1280		
H25	543	405	257	165	89	164	60	28	1168		
H24	515	375	233	154	72	160	56	19	1069		
H23	540	355	222	148	66	145	65	19	1020		
H22	551	350	199	127	55	125	64	16	936		
H21	512	301	194	124	53	111	69	20	872		
H20	530	249	206	122	-	149	68	8	802		
H19	467	215	176	-	-	68	8	467			

市民参加の運用体制

「職員による情報共有・市民参加推進の手引き」運用

「市民自治推進本部」(庁内組織)による進捗管理

市民自治推進会議における条例(21条含む)の評価

年間の市民参加予定・結果の集約・公表
局区実施プラン関連事業における市民参加件数の照会・市民自治推進本部への報告

各施策に係る起案への「市民自治チェックリスト」の添付、自己チェック

■第3回市民自治推進会議 資料2 自治基本条例と議会基本条例について

議会基本条例	自治基本条例
<p>札幌市議会は、極限の北の大地において言語に絶する困難の連続にも屈しなかった先人たちの偉業を受け継ぎ、これからの道都札幌の誇りある歴史を刻んでいくために、ここに今、自らが果たすべき役割を強く自覚するものである。</p> <p>札幌市は、北方圏ならではの豊かな自然の恵みや文化などの資源を基盤として、一人ひとりの創造性を生かした先進的な取組により、世界に誇り得る都市として飛躍的な発展を遂げてきた。</p> <p>こうした先人たちによる豊かで、かつ、厳しい自然との共生や戦いの歴史の中で連綿と培われてきた寛容かつ進取の気風を大切に、本市議会は、少数意見も尊重した議会運営や、他の地方議会に先駆けて議会の傍聴を完全に自由化するなど積極的な公開を行うとともに、請願及び陳情を随時受け付け、その審査に際し提出者からの説明の機会を設けるなど、開かれた議会の実現に向けて、これまでも先進的かつ積極的な取組を進めてきたところである。</p> <p>近年、地域のことは地域が決める市民自治を実現するという地方分権社会への転換が進められている。市政課題が複雑高度化する中で、本市議会が、多くの権限と責任を担う政令指定都市の議会として、市長その他の執行機関に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言など議会が果たすべき機能を最大限に発揮していくためには、本市議会のこうした伝統を重んじながら、一方で、災害時における議会の役割を踏まえるなど、既存の枠組みにはとらわれない柔軟な姿勢を併せ持ち、自らの改革及び機能強化に継続的に取り組んでいかなければならない。</p> <p>よって、札幌市議会は、市民、市議会及び市長、この三者の関係の中で、本市議会及び本市議会議員が果たすべき役割等を明確化し、これを市民と共有することを通して、市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、地方自治の本旨である市の発展及び市民福祉の向上に寄与することを誓い、本市議会における最高規範たるこの条例を制定する。</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、二元代表制における札幌市議会（以下「議会」という。）及び札幌市議会議員（以下「議員」という。）の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託に基づき、市の発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	

■第3回市民自治推進会議 資料2 自治基本条例と議会基本条例について

議会基本条例	自治基本条例
<p>第2章 議会</p> <p>(議会の役割)</p> <p>第2条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。</p> <p>(1) 議案、請願及び陳情等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。</p> <p>(2) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。</p> <p>(3) 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。</p> <p>(4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。</p> <p>(議会の活動原則)</p> <p>第3条 議会は、前条に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。</p> <p>(1) 二元代表制の下、<u>本市の意思決定を担う議決機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮すること。</u></p> <p>(2) <u>多様な市民意見を十分に把握した上で、市民の代表として公正かつ公平な議論、審議、審査等をし、意思決定を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>市民が参加しやすい開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、市民への説明責任を果たし、積極的に情報公開を進めること。</u></p> <p>(4) 市民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。</p> <p>(交流及び情報交換の推進)</p> <p>第4条 議会は、議会活動の成果をより高めるため、他の地方公共団体の議会と交流し、相互に情報交換を図るよう努めるものとする。</p> <p>(災害時の議会の役割)</p> <p>第5条 議会は、災害が発生した場合においては、生活基盤の整備、市民生活の回復等に必要な予算を迅速に決定し、必要に応じて関係機関と連携を図るための組織を設置するなど、災害からの復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組むものとする。</p>	<p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び<u>執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。</u></p> <p>(議会の役割及び責務) <再掲></p> <p>第10条 議会は、<u>本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。</u></p> <p>2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、<u>市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。</u></p> <p>(市民に開かれた議会)</p> <p>第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、<u>審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。</u></p>

■第3回市民自治推進会議 資料2 自治基本条例と議会基本条例について

議会基本条例	自治基本条例
<p>(議員定数) 第6条 議員定数については、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能の確保を考慮するとともに、多様な市民意見を市政に反映させるための適切な人数を確保するという視点等を踏まえて、別に条例で定める。</p> <p>(議長及び副議長の役割) 第7条 議長は、その職務として、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会事務をつかさどり、及び議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行うものとする。 2 前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用する。</p> <p>(本会議) 第8条 定例会及び臨時会（以下「本会議」という。）は、議員全員で構成し、議会の最終的な意思決定を行う。</p> <p>(委員会) 第9条 議会は、常任委員会及び議会運営委員会を設置するとともに、必要に応じて特別委員会を設置する。 2 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下これらを「委員会」という。）は、その設置目的に沿う機能が発揮されるように運営されなければならない。</p> <p>(本会議及び委員会の運営) 第10条 議会は、本会議及び委員会の運営に当たり、議会活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員平等の原則にのっとり民主的で円滑な運営を推進するものとする。 2 議員は、議案及び市政の課題等について、その論点が市民にとって明らかになるよう質疑又は質問（以下「質疑等」という。）を行うものとする。 3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、議員の質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。</p>	

■第3回市民自治推進会議 資料2 自治基本条例と議会基本条例について

議会基本条例	自治基本条例
<p>(議員報酬)</p> <p>第11条 議員報酬及び議員の期末手当については、市政課題等の複雑高度化に対し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境を整備するという視点等を踏まえ、別に条例で定める。</p> <p>第3章 議員</p> <p>(議員の活動原則)</p> <p>第12条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。</p> <p>(1) <u>多様な市民意見と市政の課題を的確に把握し、市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。</u></p> <p>(2) 自らの議会活動及び議会における意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること。</p> <p>(3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研さんに努めること。</p> <p>(4) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員相互間の討議を活発に行うこと。</p> <p>(会派)</p> <p>第13条 議員は、政策の決定及び形成に資するため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成する会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策の立案、提言等を主体的に実施するものとする。</p> <p>(政務活動費)</p> <p>第14条 会派(所属議員が1人の場合を含む。)は、議会の活性化を図るため、<u>政務活動費を活用して、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能の強化に取り組むものとする。</u></p> <p>2 政務活動費については、その使途の透明性を確保しなければならない。</p> <p>3 政務活動費の交付に関する事項については、別に条例で定める。</p>	<p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、<u>総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</u></p> <p>2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、<u>広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。</u></p> <p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第12条3 議員は、<u>調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。</u></p>

■第3回市民自治推進会議 資料2 自治基本条例と議会基本条例について

議会基本条例	自治基本条例
<p>第4章 市民との関係</p> <p>(市民参加)</p> <p>第15条 議会は、市民の意見を議会活動に反映することができるよう、次に掲げる方法その他の方法により、市民の議会活動への参加を推進するものとする。</p> <p>(1) 公聴会及び参考人の制度等の活用に努めること。</p> <p>(2) 請願及び陳情が提出されたときは、公正かつ公平に処理すること。</p> <p>(3) 請願及び陳情の審査に際し、原則として、その提出者の意見を聴く機会を設けること。</p> <p>(広報及び広聴の充実)</p> <p>第16条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、<u>多様な情報発信手段を用いて、議会活動について積極的な広報を行うものとする。</u></p> <p>2 議員又は会派は、<u>議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握するものとする。</u></p> <p>(本会議及び委員会の公開)</p> <p>第17条 議会は、本会議及び委員会を原則公開し、必要な資料を市民に配布するとともに、市民が傍聴等をしやすい環境の一層の充実に取り組むものとする。</p> <p>2 議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにするものとする。</p> <p>第5章 市長等との関係</p> <p>(市長等との関係)</p> <p>第18条 議会は、二元代表制の下、市長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提言を通じて、市の発展及び市民福祉の向上のために活動するものとする。</p>	<p>(市民に開かれた議会)</p> <p>第11条2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、<u>広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。</u></p> <p>(議員の役割及び責務) <再掲></p> <p>第12条2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、<u>広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。</u></p>

■第3回市民自治推進会議 資料2 自治基本条例と議会基本条例について

議会基本条例	自治基本条例
<p>(議会への説明等) 第19条 市長等は、計画、政策、施策又は事業（以下「計画等」という。）を立案し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にし、かつ、水準を高めるため、計画等の内容に関する必要な資料を作成し、議会へ適時適切な報告を行うものとする。</p> <p>(監視及び評価) 第20条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ公平に、及び効率的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果及び成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。</p> <p>(政策の立案及び提言) 第21条 議会は、議員提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。</p> <p>第6章 議会の機能強化及び議会改革</p> <p>(議会の機能強化及び議会改革) 第22条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を強化するとともに、自らの改革に継続的に取り組むものとする。</p> <p>(議決事件の拡大) 第23条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件については、市民の負託に応える市政運営を実現できるよう、別に条例で定める。</p> <p>(専門的知見の活用) 第24条 議会は、本会議等における審議の充実、政策の立案及び提言機能の強化並びに政策の効果の評価に資するため、地方自治法第100条の2の規定に基づく<u>専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。</u> 2 議会は、必要に応じて専門的知見を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。</p>	<p>(議会の役割及び責務) 第10条3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、<u>積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。</u></p>

■第3回市民自治推進会議 資料2 自治基本条例と議会基本条例について

議会基本条例	自治基本条例
<p>(検討組織の設置) 第25条 議長は、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置することができる。</p> <p>第7章 政治倫理</p> <p>第26条 議員は、市民の負託に応えるため、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うしなければならない。</p> <p>第8章 議会事務局等</p> <p>(議会事務局) 第27条 議会は、自らの政策の立案及び提言機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化を図るものとする。</p> <p>(議会図書室) 第28条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を設置するとともに、充実強化し、一般の利用にも配慮するものとする。</p> <p>第9章 他の条例等との関係等</p> <p>(最高規範性) 第29条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>(条例の見直し) 第30条 議会は、この条例の施行後、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行う。</p>	

■第3回市民自治推進会議 資料3 他都市の自治基本条例における「職員」の記載

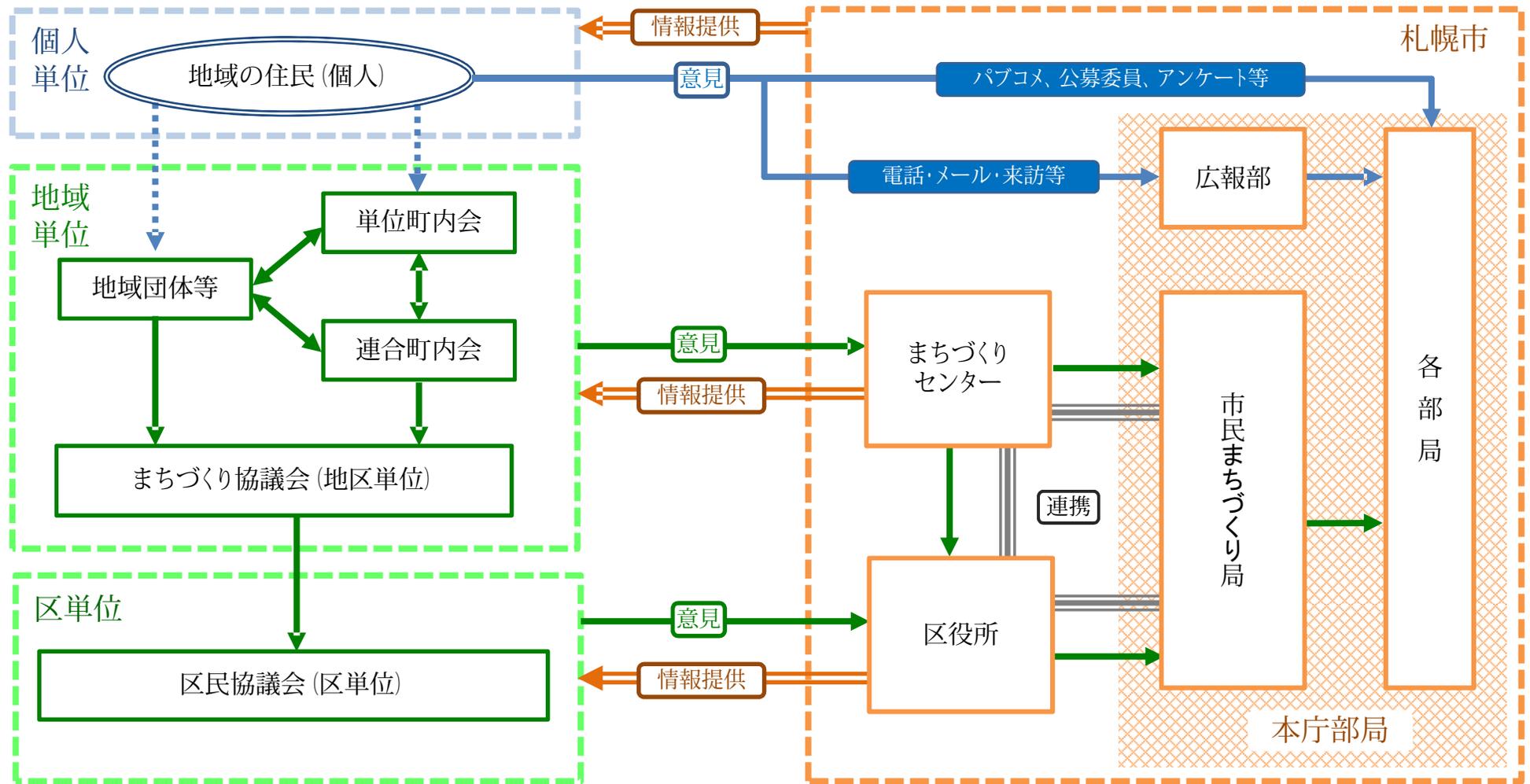
市	条文	解説（逐条解説又は市民会議の提言書より）
札幌市	<p>(市長の役割及び責務)</p> <p>第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、<u>補助機関である職員</u>の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、<u>職員</u>は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。</p> <p>(職員の育成)</p> <p>第15条 市長その他の任命権者は、<u>職員</u>の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。</p>	<p>(「市民自治を進める市民会議」最終報告書)</p> <p>市長は自治体の代表として、しっかりと札幌の市政の舵取りを行う責任があります。</p> <p>また、市長と市長を補佐する職員には、私たち市民の視点に立ち、経営感覚とコスト意識を持って、公正かつ効率的な市政運営を行うことを求めます。</p> <p>この項目では、市長や職員の責務や、市政運営の基本となるルールや仕組みを明確に規定します。</p>
川崎市	<p>(市長等の権限、責務等)</p> <p>第14条3 <u>職員</u>は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。</p>	<p>職員は、市民と共に自治を運営していくとの意識を常に持ち、誠実かつ公正に職務を執行しなければなりません。また、職員は、市の各執行機関に属して行政運営に従事しているので、各執行機関が果たすべき責務についても職務を通じて果たしていく必要があります。</p>
静岡市	<p>(職員の責務)</p> <p>第20条 <u>職員</u>は、この条例に定める事項を自覚し、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 <u>職員</u>は、まちづくりに関する専門的な知識を十分に発揮するとともに、法令等を遵守することはもとより法令等を活用して、まちづくりに積極的に取り組まなければならない。</p> <p>3 <u>職員</u>は、市民自治によるまちづくりの推進及び市政の運営に必要な能力の向上に絶えず努めなければならない。</p>	<p>職員は市長を始めとする執行機関の命により職務を行います。実務者として、市民の協働の相手方となる機会が多いため、まちづくりを行ううえで大きな責務を負うことになります。</p> <p>第1項は、職員は、この条例に基づくまちづくりにおける責務を自覚し、役人感覚ではなく、まちづくりの主体である市民の視点に立って、職務を行う責務があることを規定しています。</p> <p>第2項は、職員は行政のプロとしての立場から、専門的な知識や現場における経験などを生かし職務を行うとともに、法令などを遵守するだけでなく、政策法務能力を高め、法令の適切な解釈や事業実施に伴う新規条例の立案などを積極的に行い、まちづくりに取り組むよう定めています。</p> <p>第3項は、市民自治によるまちづくりを進めるうえで、また、最少の経費で最大の効果を挙げる市政運営を行うために、職員に必要とされる知識や、技術を自発的に習得し、政策形成能力や調整能力などの向上を図るよう定めています。</p>
新潟市	<p>(職員の責務)</p> <p>第12条 市長等の<u>補助機関である職員及び議会の事務局の職員(以下これらを「職員」といいます。)</u>は、公正かつ誠実に職務を遂行し、及び市民とともに市民自治を推進しなければなりません。</p>	<p>(解説なし)</p>
熊本市	<p>(市の職員の責務)</p> <p>第11条 <u>市の職員</u>は、市長等の補助機関としてその役割を担い、職務を遂行するための知識と能力の向上に努めるとともに、全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行います。</p>	<p>市長の補助機関である市の職員(副市長等の特別職、その他の一般の職員)の責務を定めています。「補助機関としてのその役割」とは、第10条に掲げる行政の役割のことです。</p> <p>職員は、職務を遂行するために必要な知識、技術、政策立案の能力、コミュニケーション能力等の向上に努めること。さらに全体の奉仕者として市民の視点に立って職務を行うことを定めています。</p>
北九州市	<p>(職員の役割及び責務)</p> <p>第14条 <u>職員</u>は、市民の視点に立って公正かつ誠実に職務を遂行する。</p> <p>2 <u>職員</u>は、職務の遂行に当たって、市民及びコミュニティが相互に連携する機会を積極的に提供しよう努めるものとする。</p> <p>3 <u>職員</u>は、絶えず自らを研さんすることにより、その職務に関する能力の向上に努める。</p>	<p>職員は、自らも市民の一員であることを意識しながら、常に市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を遂行することを定めています。</p> <p>職員に求められる役割として、特に市民やコミュニティ間の相互の連携を図る自治のコーディネーターとしての役割を重視し、こうした機会の提供に積極的に努めることを定めています。これは、現場で実務に当たる職員のみならず、直接間接に自治に関わるすべての職員の心構えとして定めるものです。</p> <p>さらに、職員が職務を十分遂行するために、職員は、絶えず自己研さんを図り、その職務に関する能力の向上に努める責務を定めています。</p>

項目	評価・意見等
全般 取組	<p>条例の認知度向上について</p> <p>②条例のPRよりも、行政の取り組みや市民参加情報の提示を行うべき。</p> <p>②市民が何を求めているかを、職員が受け止めることが重要。</p> <p>②自治基本条例を学校の教科に採り入れるなど、子どもに対する普及を図るべき。</p>
前文	<p>防災の観点について</p> <p>②前文は国際的な意識が強い反面、福祉・防災等市民に身近な事柄との関わりが薄い。</p> <p>②市民の関心が強い「防災」の観点を前文に入れることを検討してはどうか。</p> <p>②条例制定時の議論でも「安全・安心なまちづくり」の条文を置くべきとの意見が出たが、第2条に「安全・安心の推進」を盛り込んで折り合いをつけた経緯がある。</p>
第2条	<p>市民の範囲について</p> <p>②市内に固定資産を所有する(固定資産税を払っている)だけの人は現条例では市民に含めていないが、これを含めるかどうか。</p>
第8条 取組	<p>積極的な市民参加について</p> <p>②市民が主役となるためには、市民がまちづくりに積極的に参加することが大切。</p>
第14条 取組	<p>職員の地域参加意識醸成について</p> <p>①職員にも地域に参加する意識を持ってもらうような取組をさらに推進すべき。</p>
第16条	<p>行政運営の基本について</p> <p>②第3項の「市長等は」と「まちづくりを進めるために」の間に「自治基本条例の趣旨を踏まえて」という旨の表現を入れると、より趣旨が明確化するのではないかと。</p>
第21条	<p>地域意見の反映について</p> <p>③市民参加の規定(第21条)は個人の市民が中心であり、町内会、まち協、区民協など地域の声を反映する理念や仕組みが見えない。地域の声についても、第21条で反映に関する理念(第2項)や具体的な仕組み(第4～6項)を盛り込むべき。</p>
第21条 取組	<p>女性の登用等について</p> <p>③附属機関への女性委員登用を進め、女性の声を市政に取り上げるように努めるべき。</p>
第21条	<p>市民参加条例について</p> <p>③市民参加条例をどうするかについては時間をかけてじっくり議論する必要があると考える。今回の自治基本条例の見直し後の残余期間で検討したいと考えている。</p> <p>③仮に市民参加条例を作るとしたら、自治基本条例の市民参加の部分を改正する(自治基本条例からは落として市民参加条例に移す)可能性もある。</p>

第 24 条	青少年・子どもの市民参加について ③「必要な配慮に努めなければならない」を具体的・効果的な表現にできないか。
第 28・29 条	区とまちづくりセンター（まちセン）について ③区とまちセンの関係性や支援体制を条文で述べることを検討しても良いのでは。
第 28 条 取組	まちセンの体制について ③まちセンに正職員が 1 人しかいないため、土日の活用のためサポート体制が必要。
第 29 条 取組	区民協議会の担い手について ③区民協議会の担い手が固定化しているため、人材確保が必要。

※ 取組と表示があるものは、条例の規定や条文そのものではなく、条例に基づく市の施策や取組に関する評価・意見であることを示す。

※ ①は第 1 回（H27.7.6 実施）、②は第 2 回（H27.9.11 実施）、③は第 3 回（H27.11.5 実施）の会議でそれぞれ出された評価・意見等であることを示す。



【参考】地域の意見を直接聴く機会

◎ 定例的な会議等

- ・地域単位 地区懇談会 (年 1 回)
- ・区単位 区民協議会 (年 1 回)、連合町内会長会議 (毎月)
- ・地域団体等 各種団体 (社会福祉協議会等) の会議

◎ 特定課題関連 (案件に応じて随時実施されるもの)

- ・地区に対する説明会
- ・職員が地域に出向いての意見交換
- ・各種案件に関する検討会議

札幌市自治基本条例	第1次市民自治推進会議における評価	各条項に関する市の施策・制度等	当会議における評価等																											
<p>前文</p> <p>私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人々と、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国の先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展を遂げてきました。</p> <p>「わたしたちは、時計台の鐘がなる札幌の市民です」とうたい出される札幌市民憲章は、こうした札幌の歴史と風土そして自然環境を誇りとし、昭和38年に市民の総意として制定され、永く市民の心のよりどころとなっています。</p> <p>私たちには、この気高い市民憲章を札幌の心としながら、先人の築いたまちを、更に良いまちにして未来の世代に継承していく責任があります。</p> <p>私たちは、平和を愛し互いを尊び、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしの中で自己実現できる札幌でありたいという、一人一人の札幌への思いが、世界の人々が思い描く理想と響き合うことを願っています。そして、自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の縁と地域の絆を大切に力を寄せ合い、まちづくりのために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します。</p> <p>そこで、私たちは、まちづくりの担い手である市民と議会、行政の役割や関係を明らかにし、私たちのまちを私たちみんなの手で築いていくために、まちづくりの最高規範として、ここに札幌市自治基本条例を制定します。</p>		<p>【市民意識調査結果】 第1回 資料5(1)</p> <table border="1" data-bbox="1160 240 1662 504"> <tr> <td>◆条例の認知度</td> <td>H23</td> <td>H26</td> </tr> <tr> <td>条例の内容をよく知っている</td> <td>1.1% ⇒</td> <td>1.8%(△0.7)</td> </tr> <tr> <td>読んだことはある</td> <td>13.7% ⇒</td> <td>8.8%(▼4.9)</td> </tr> <tr> <td>◆市民自治によるまちづくりについて</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今後もっと進めていくべき</td> <td></td> <td>64.8%</td> </tr> <tr> <td>◆問題が起こったときの相談先</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>町内会・自治会</td> <td></td> <td>33.2%</td> </tr> <tr> <td>自分(の周り)で解決</td> <td></td> <td>22.8%</td> </tr> <tr> <td>⇒「まずは地域・自分(自助・共助)で」が約6割</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	◆条例の認知度	H23	H26	条例の内容をよく知っている	1.1% ⇒	1.8%(△0.7)	読んだことはある	13.7% ⇒	8.8%(▼4.9)	◆市民自治によるまちづくりについて			今後もっと進めていくべき		64.8%	◆問題が起こったときの相談先			町内会・自治会		33.2%	自分(の周り)で解決		22.8%	⇒「まずは地域・自分(自助・共助)で」が約6割			<p>＜条例全般＞</p> <p>② 自治基本条例について学校のカリキュラムに取り入れると、子どもたちも札幌市の考え方を学び、それについて自分が感じたことなどを考える機会になり、認知度の向上にもつながると考える。</p> <p>② 子どもの学年に合わせて理解できるようなパンフレットの作成や、子どもと併せて保護者にもPRするような手法も考えられる。</p> <p>② 条例はお堅いイメージがあり、市民が直接関心を持つのは難しいが、何らかの個別のテーマに対して関心を持つことは多い。市民の関心が何かを把握して条例を周知することも大切である。</p> <p>② 条例自体を認知させることも大事だが、それよりも、行政が何に取り組んでいるのか、市民が参加できるものに何があるかを具体的に考えていくことが、より重要。</p> <p>＜前文＞</p> <p>② 前文は国際的な意識が強い一方、福祉や防災等、市民の身近な事柄との関わりが薄い。防災について市民意識が高まっているため、防災の観点からの表現を盛り込むべき。</p> <p>→ 自治基本条例制定時の市民会議でも「安全・安心なまちづくり」について単独の条文を置くべきとの意見があったが、第2条で「安全・安心の推進」を盛り込んで折り合いをつけた経緯がある。</p> <p>② 入れるべきキーワードはいろいろあるが、前文なのですべてを盛り込むことはできない。それぞれ関係するところで述べていけばよい。</p> <p>④ 「自らの権利と責務を重く受け止め」以下の一文が長すぎる。</p>
◆条例の認知度	H23	H26																												
条例の内容をよく知っている	1.1% ⇒	1.8%(△0.7)																												
読んだことはある	13.7% ⇒	8.8%(▼4.9)																												
◆市民自治によるまちづくりについて																														
今後もっと進めていくべき		64.8%																												
◆問題が起こったときの相談先																														
町内会・自治会		33.2%																												
自分(の周り)で解決		22.8%																												
⇒「まずは地域・自分(自助・共助)で」が約6割																														

札幌市自治基本条例	第1次市民自治推進会議における評価	各条項に係る市の施策・制度等	当会議における評価等
<p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び議員並びに市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の役割及び責務並びにまちづくりの基本的事項を定めることにより、市民自治によるまちづくりを実現することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。</p> <p>2 この条例において「まちづくり」とは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすいまちを実現するための公共的な活動の総体をいう。</p> <p>3 この条例において「市政」とは、まちづくりのうち市(議会及び市長等をいう。以下同じ。)が担うものをいう。</p> <p>(この条例の位置付け)</p> <p>第3条 市及び市民は、本市のまちづくりの最高規範として、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、総合計画その他まちづくりに関する計画の策定及びまちづくりに関する条例、規則等の制定改廃等に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第4条 まちづくりは、市民が主体であることを基本とする。</p> <p>2 市政は、市民の信託に基づくものであることを基本とする。この場合において、議会及び市長は、緊張関係を適切に保ちながら市政を進めるものとする。</p> <p>3 市民、議員並びに市長及び職員は、それぞれの役割や責務を相互に認識し、不断の努力を重ね、連携して市民自治によるまちづくりに取り組むことを基本とする。</p> <p>(まちづくりの基本原則)</p> <p>第5条 まちづくりは、市民の参加により行われるものとする。</p> <p>2 市及び市民は、まちづくりを進めるために必要な情報を共有するものとする。</p> <p>3 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うものとする。この場合において、市は、市政への市民参加を推進し、市民の意思を尊重するものとする。</p>			<p><第2条></p> <p>② 「市民」の範囲として、市内に固定資産を所有するだけで居住も通勤等もしていない人はどうか。そのような人は除くとする考え方もあり得るが、</p> <p>→ 現行の条例では、市内に固定資産を所有するだけで居住も通勤等もしていない人は想定していない。</p> <p>② 市内に固定資産を所有するだけで居住も通勤等もしていない人にも、広い意味での権利と責務があると位置づけるべき、という考え方もあり得るが、条例改正を行うとなると影響が大きいと考える。</p> <p><第5条></p> <p>② 第2項「市及び市民は」の記載順を逆にして、「市民及び市は」としてはどうか。</p>

札幌市自治基本条例	第1次市民自治推進会議における評価	各条項に係る市の施策・制度等	当会議における評価等												
<p>第2章 市民</p> <p>第1節 市民の権利 (まちづくりに参加する権利)</p> <p>第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。</p> <p>(市政の情報を知る権利)</p> <p>第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。</p> <p>第2節 市民の責務 (市民の責務)</p> <p>第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>		<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市情報公開条例 (H12.4 施行) ◎札幌市公文書管理条例 (H25.4 施行) ◎札幌市公文書館条例 (H25.7 施行) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎札幌市公文書館開設 (H25.7 開設) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査広聴 (市政世論調査：年1回×1,500人) (市民アンケート調査：年2回×10,000人) 評価指標達成度調査 (年1回×5,000人) 市民自治に関するアンケート調査 (H21・26×5,000人) <p>【市民意識調査結果】 <u>第1回 資料5(1)(2)</u></p> <table border="1" data-bbox="1093 874 1653 1114"> <tr> <td>◆市政への関心 関心がある</td> <td>H21: 75.5% ⇒ H26: 72.3%</td> </tr> <tr> <td>◆市政への参加経験 経験がある</td> <td>H21: 14.7% ⇒ H26: 12.6%</td> </tr> <tr> <td>◆市政参加の機会が用意されていると感じるか 感じる</td> <td>H23: 23.6% ⇒ H26: 23.0%</td> </tr> <tr> <td>感じる</td> <td>H23: 56.0% ⇒ H26: 46.6%</td> </tr> <tr> <td>◆市民意見が市政に反映されていると感じるか 感じる</td> <td>H21: 26.2% ⇒ H26: 34.7%</td> </tr> <tr> <td>感じる</td> <td>H21: 29.3% ⇒ H26: 39.6%</td> </tr> </table> <p>[主な取組] <u>第1回 資料6(1)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○さっぽろまちづくりパートナー協定 (包括協定) (H20～、H21：5協定7社 ⇒ H26：10協定15社) ○個別協定 (H23：10局区31協定246企業 ⇒ H26：19局区59協定497企業) ◎買って食べてSAPP_ROプロジェクト (H25～、参加店舗数 H25：78店舗 ⇒ H26：135店舗) ◎企業の地域貢献活動導入時のコンサル派遣 (H26～) 	◆市政への関心 関心がある	H21: 75.5% ⇒ H26: 72.3%	◆市政への参加経験 経験がある	H21: 14.7% ⇒ H26: 12.6%	◆市政参加の機会が用意されていると感じるか 感じる	H23: 23.6% ⇒ H26: 23.0%	感じる	H23: 56.0% ⇒ H26: 46.6%	◆市民意見が市政に反映されていると感じるか 感じる	H21: 26.2% ⇒ H26: 34.7%	感じる	H21: 29.3% ⇒ H26: 39.6%	<p><第7条></p> <p>②「すべての市民は」との記載は、市の情報公開条例の「何人も」との間で若干のずれがあるが、改正検討の必要があるか。 → 情報公開条例の方が対象を広くしており、自治基本条例の方が狭いので、整合性の点では問題ない。</p> <p><第8条第2項></p> <p>② これからは、行政がまちづくりをすべて担うのは、財政的にも無理。市民が主役になるためには、積極的にまちづくりに参加することが大切。</p> <p><第9条></p> <p>② 事業者の責務があることに加えて、事業者の活動を応援するような規定があれば、更に市政の参加率が上がるのではないかと。 → 事業者の支援については、第6章(第23条)で出ており、市民参加によるまちづくりを促進していくべきという考え方に立ってつくられている。</p>
◆市政への関心 関心がある	H21: 75.5% ⇒ H26: 72.3%														
◆市政への参加経験 経験がある	H21: 14.7% ⇒ H26: 12.6%														
◆市政参加の機会が用意されていると感じるか 感じる	H23: 23.6% ⇒ H26: 23.0%														
感じる	H23: 56.0% ⇒ H26: 46.6%														
◆市民意見が市政に反映されていると感じるか 感じる	H21: 26.2% ⇒ H26: 34.7%														
感じる	H21: 29.3% ⇒ H26: 39.6%														

札幌市自治基本条例	第1次市民自治推進会議における評価	各条項に係る市の施策・制度等	当会議における評価等
<p>第3章 議会及び議員</p> <p>(議会の役割及び責務)</p> <p>第10条 議会は、本市の意思を決定する機関として、及び執行機関を監視する機関として、その役割を果たすとともに、機能の充実強化に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、政策の形成に反映させるものとする。</p> <p>3 議会は、政策形成機能の充実を図るため、積極的に調査研究を行うとともに、参考人制度等により広く専門家等の知見を生かすよう努めるものとする。</p> <p>(市民に開かれた議会)</p> <p>第11条 議会は、十分な討論により市政における争点を明らかにするとともに、審議に関する情報を公開することなどにより、開かれた議会運営に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、広く市民の声を聴く機会を設けるものとする。</p> <p>(議員の役割及び責務)</p> <p>第12条 議員は、この条例に定める議会の役割及び責務を果たすため、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 議員は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴き、これを政策形成及び議会の運営に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議員は、調査研究活動等を通じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努めるものとする。</p>		<p>[関係条例等] (第3章全体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例 (H25.4 施行) 第3回資料2 <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インターネットによる議会の動画配信 (本会議：H17～、特別委員会：H24～) ・市議会だより等による情報発信 (市議会だより：年4回発行、広報さっぽろ「市議会の動き」：毎月) ・議会キッズページの設置 ・常任委員会の公開 <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請願、陳情に係る制度運用 ・政務活動費に係る領収書等の全面公開 	<p><第3章全般></p> <p>② 議会基本条例との整合性を確認する必要がある。</p> <p>→ 確認の結果、議会基本条例との齟齬はみられなかった。</p> <p>(第3回資料2)</p>

札幌市自治基本条例	第1次市民自治推進会議における評価	各条項に係る市の施策・制度等	当会議における評価等
<p>第4章 市長及び職員</p> <p>(市長の役割及び責務)</p> <p>第13条 市長は、本市の代表として、事務の管理及び執行、補助機関である職員の指揮監督、内部組織の運営その他の職務を公正かつ誠実に遂行しなければならない。</p> <p>2 市長は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市民の意思を把握し、市政の運営に反映させるものとする。この場合において、市長は、まちづくりについての自らの考えを市民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努めるものとする。</p> <p>(職員の責務)</p> <p>第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。</p> <p>(職員の育成)</p> <p>第15条 市長その他の任命権者は、職員の適材適所の配置及び登用、職務能力の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めるものとする。</p>	<p><H23 評価結果>第14・15条関連</p> <ul style="list-style-type: none"> 市職員について、地域やNPOにインターンシップで市職員が研修に当たる仕組み作りを進め、市職員が町内会とNPOのマッチングに仲介役となる能力向上を目指すべき。 より多様な主体による多数の市民の参加で活動を活性化していくため、職員の参加を一層促す取組が必要。 行政や企業のボランティア休暇制度の導入や活用の推進など、意欲向上が期待できる環境整備が必要。 	<p>各条項に係る市の施策・制度等</p> <p>[主な取組] 第1回 資料6(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別広聴（本庁市民の声を聞く課、各区広聴係、等） 集団広聴（市長とおしゃべりしませんか：延べ19回、ふらっとホーム：延べ70回、出前トーク：延べ33回 ※何れもH19～25累計） 調査広聴（市政世論調査：年1回×1,500人） （市民アンケート調査：年2回×10,000人） 評価指標達成度調査（年1回×5,000人） 市民自治に関するアンケート調査 （H21、H26×5,000人） <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のための情報共有・市民参加推進の手引き（H20.12策定。27年度中改訂予定） 札幌市職員人材育成基本方針（H20.3策定） 札幌市職員研修規程（H3.3施行） <p>[主な取組] 第1回 資料6(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民自治推進本部の設置（H18～） 市民自治チェックリストの運用（H21～） ○「職員のための情報共有・市民参加の手引き」改訂に合わせて、新たに「地域との共感・協働」の観点を追加（H27 予定） ◎新採用職員に対するまちづくりセンター研修の実施（H24～） ◎市民と職員がまちづくりについて共に学ぶ市民参加型研修（ジョイまちゼミナール）の実施（H24～26） 市民自治に関する部局研修等の実施（随時） <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市勤務条件条例（H7.1施行） <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ボランティア休暇制度 	<p>当会議における評価等</p> <p><第4章全般></p> <p>② 「職員」を「市職員」という表現にしては。 → 第4章では「市長の補助執行者としての職員」ということで「市」を入れない。「市」職員と書くと、例えば出資団体の職員が漏れるなど、場合によっては狭く捉えられることもあり、あえて「市」を入れないことで、出資団体などにも網をかけることが可能になる。（第3回 資料3）</p> <p><第14条></p> <p>① 職員も地域の住民であり、地域に参加する意識を持ってもらうための取組を、これからも推進してほしい。</p> <p>④ もっと市職員が地域に参加すべきで、そこから地域に共感を持つような方向性を条例に示すべき。</p> <p>④ 職員が率先して地域活動を行うという位置づけを示すべき。</p> <p>④ 条例作成時の市民会議でも、市民・市長・議会の三者に市職員も入れて四者連携にすべきという意見があったが、職員を市長と並んで四者とするのはおかしいということになった。また、職員も1人の市民であり、市民と別に特殊な市民と位置づけるのもおかしいということになった。</p> <p>④ 職員を市民と別に位置づけるのは反対。職員が削られ市役所の仕事が増える中で、さらに地域参加を求めるのは難しい。普通の市民と同じ立場で良い。職員は市のことを考えて日ごろ仕事をしているはずなので、新たに負担を増やすのではなく仕事の中でまずは生かしてほしいと考える。</p> <p>④ 三者の構図を変えろとまでは言わないが、職員も市民と一緒にまちづくりを考える意識を常に持ってほしい。</p> <p>④ 条例の文言の不足や表現の問題もあるが、大事なことは、職員にも条例の趣旨を理解してもらい、市民と一緒にまちづくり考えていくことを常に感じて行動してほしいということ。</p> <p>④ 理解して協力してくれる職員がいると、地域の活動が大きく前進する。職員に、積極的に参加してほしい。経験上、上手に職員を誘って、手伝うというより参加してもらうのが効果的。環境が整えば来てもらえると思う。そういう環境づくりをしていきたい。</p> <p>④ 市民の一部には、市職員が来るといわずに要望や苦情をいう人がいるが、そうすると職員も出にくい。職員のほとんどは市民だし、市を良くしようと思っただけだから、上手に参加してもらうようにすると良いと思う。</p>

札幌市自治基本条例	第1次市民自治推進会議における評価	各条項に係る市の施策・制度等	当会議における評価等
<p>第5章 行政運営の基本</p> <p>(行政運営の基本)</p> <p>第16条 市長等は、市民参加と情報共有を基本とした、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長等は、計画、財政、評価等の制度を相互に連携させ、これらに対応した組織運営を行うなど、総合的かつ計画的な行政運営を行うよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、まちづくりを進めるために必要な条例の立案及び規則等の制定改廃を適切に行うとともに、法令の解釈及び運用を適正に行うものとする。</p> <p>4 市長等は、本市の関与の大きい出資団体について、その設立目的に沿った適正な運営等の視点から、必要な指導及び調整を行うものとする。</p>	<p><H23 評価結果></p> <p>・条例の運用及び進捗管理においては、その結果を評価して、条例改正や運用変更を行う必要であることから、政策法務という観点を市及び市民に浸透させる必要がある。</p> <p>・出資団体に対して、市がどういった観点で指導、調整を行うのがよいのかは、行政運営の基本にかかわる重要な事項であり、より厳正・公正な仕組みが求められる。</p>	<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市行財政改革推進プラン（直近H23.12策定） →H27～「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」 札幌市行政評価実施要綱（H17.5施行） <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> 行財政改革推進プランに基づく取組の推進（各年度） 行政評価委員会の設置と行政評価の実施（毎年度） <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市市民自治推進本部設置要綱（H18.12施行） 札幌市市民自治推進会議規則（H26.10施行） <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民自治推進本部の設置と進捗管理（毎年度） 市民自治推進会議の設置と条例に係る取組の評価 市民まちづくり会議(旧集中評価会議)の開催(毎年度) <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市出資団体改革新方針（H21.2策定） 札幌市出資団体指導調整事務実施要綱（H10.4施行） 出資団体評価システム実施要綱（H14.7施行） <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> 出資団体改革推進本部の設置と指導事項（毎年度） 改革新方針年次行動計画の策定（毎年度） 出資団体評価の実施と関連情報公開（毎年度） 	<p><第16条第3項></p> <p>②「市長等は」と「まちづくりを進めるために」の間に、「自治基本条例の趣旨を踏まえて」という旨の文言を加えると、よりはっきりするのではないかと。</p>

札幌市自治基本条例	第1次市民自治推進会議における評価	各条項に係る市の施策・制度等	当会議における評価等
<p>(総合計画等)</p> <p>第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。</p> <p>2 市は、総合計画の策定に当たっては、市民の意見を反映させるため、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、広く市民の参加を得るものとする。</p> <p>3 市長等は、総合計画について、指標を用いることなどにより、その内容及び進捗状況に関する情報を市民に分かりやすく提供しなければならない。</p> <p>4 前2項の規定は、まちづくりに関する重要な計画(総合計画を除く。)について準用する。</p> <p>(財政運営)</p> <p>第18条 市は、中期的な財政見通しのもとに、総合計画及び行政評価の結果を踏まえて、予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 市長は、毎年度の予算及び決算その他市の財政状況に関する情報を市民に分かりやすく公表しなければならない。</p> <p>(行政評価)</p> <p>第19条 市長等は、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、行政評価に関する制度を整備し、実施するものとする。この場合において、市長等は、市民の視点に立った外部評価を取り入れるものとする。</p> <p>2 市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政評価の結果及びこれに対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを行うものとする。</p> <p>(公正で信頼の置ける行政運営の確保)</p> <p>第20条 市は、公正で信頼の置ける行政運営を確保するため、監査委員制度及び外部監査制度のほか、必要な制度の整備を進めるものとする。</p> <p>2 市は、行政運営における市民の権利利益を擁護し、並びに行政を監視し、及び行政の改善を図るため、別に条例で定めるところにより、オンブズマンを置くものとする。</p> <p>3 市は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導その他の行政手続に関して共通する事項を明らかにするものとする。</p>	<p><H23 評価結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「行政評価は何のためにするのか」を明確にし、条例制定を含めた行政評価に関する制度を改めて整備し、実施する必要がある。 	<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市まちづくり戦略ビジョン(長期計画、H25 策定) ・第3次札幌新まちづくり計画(中期計画、H23 策定)→H27～「まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015」 <p>[主な取組] <u>資料6(2)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○札幌市まちづくり戦略ビジョン：審議会、市民会議、パブリックコメント、市民参加ワールドカフェ、市民アンケート調査、ワークショップ等 ○第3次新まちづくり計画：市民会議、パブリックコメント、シンポジウム、市民アンケート調査、子ども向け出前講座等 ・戦略ビジョンにおける「成果指標」(53 指標)、第3次新まちづくり計画における「えがお指標」(86 指標)の設定 <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革プラン(直近H23.12 策定) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算編成方針の公表、編成過程における随時公表及び意見募集 ・広報さっぽろにおける予決算、財政状況等の情報提供 ・財政状況を分かりやすく解説したリーフレット「さっぽろのおサイフ」の発行 <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価実施要綱(H17.5 施行) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政評価システムの運用(一次評価、二次評価) ・行政評価委員会による外部の視点からの評価 ・事業評価シートの公表 ・市民参加ワークショップによる市民意見の収集 <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員条例(S22.11 施行) ・オンブズマン条例(H13.3 施行) ・行政手続条例(H7.4 施行) ・札幌市職員等の公益通報等に関する要綱(H21.10 施行) <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員、オンブズマン制度の運用 <u>第3回 別添資料</u> ・公益通報者保護に係る制度の整備 	<p><第20条></p> <p>② H26年度のオンブズマンの取扱件数は。</p> <p>→「札幌市オンブズマン活動状況報告書」に掲載。 <u>(第3回別添資料)</u></p>

札幌市自治基本条例	第1次市民自治推進会議における評価	各条項に係る市の施策・制度等	当会議における評価等
<p>第6章 基本原則によるまちづくりの推進</p> <p>第1節 市民参加の推進</p> <p>(市政への市民参加の推進)</p> <p>第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。</p> <p>2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 実施の時期が適切であること。</p> <p>(2) 効果的かつ効率的な方法によること。</p> <p>(3) 事案に係る市民又は地域に係る市民が参加できること。</p> <p>(4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。</p> <p>4 市長等は、附属機関について、その設置の目的等に応じ、委員の一部を公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努めなければならない。</p> <p>5 市は、本市の重要な政策の意思決定過程における市民参加の機会の拡大並びに公正の確保及び透明性の向上を図るため、重要な政策案についての意見公募制度を設けるものとする。</p>	<p><H23・24 評価結果></p> <ul style="list-style-type: none"> 市民参加を進めるには、きめ細かい情報提供の仕方に改善すべき。(H23) 現在運用されているメールマガジンを活用し、市政への参加意識の啓発などを進めていくべき。(H24) 市政への市民参加の状況把握について更なる工夫や改善等が必要。(H24) 市民自治チェックリストは、隔年度の調査をするなど運用状況の把握を進めるべき。また、運用状況について、外部の第三者がチェックする取組を導入するなど、透明性を確保することも検討すべき。(H24) 公募委員制度拡充のため、非公募とする附属機関においては、公募制の除外をできる限り限定するよう規定の運用を行い、公募委員の積極的導入に努めるべき。(H24) 意見公募制度の提供資料をわかりやすいものにする努力をするとともに、各分野の市民活動団体の関係者などが、それぞれの専門性をもった分野に対して意見を出せる環境づくりを検討すべき。(H24) 子どもの声を市政に反映する取組をさらに推進し、幅広い意見の反映ができるようにすべき。(H24) 	<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員のための情報共有・市民参加推進の手引き (H20.12 策定。27年度中に改訂予定) [主な取組] 第1回資料6(2)(3) ○「職員のための情報共有・市民参加の手引き」改訂時における、情報提供手法の記載の工夫 (H27) ○市民参加メールマガジンの定期配信、無作為抽出市民へのメルマガ登録の呼びかけ (H24～/H27.6 現在登録者数 341人) ◎全庁調査における市民参加の把握において、市民参加人数や回数等の実績値を調査 (H26～) ◎市民自治チェックリストに関するアンケート調査実施による運用状況の把握 (H26) <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 附属機関等の設置及び運営に関する要綱 (H10.4 施行) [主な取組] 第1回資料6(2)(3) 附属機関等における公募委員の導入 (付属機関等における公募委員制導入比率 H21: 29.2% ⇒ H26: 23.9%) <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> パブリックコメント手続きに関する要綱 (H16.7 施行) [主な取組] 第1回資料6(2)(3) パブリックコメントの実施(H21～25: 延べ85案件) ○パブリックコメント時のキッズコメントの拡充、予算編成時の中学校への出前講座等の実施 	<p><第21条></p> <p>③ 市民参加は個人が中心となっていて、町内会等の声が市政に反映される仕組みが不明確。本条で位置づけをすべき。 (参考:第4回資料2)</p> <p><第21条第2項></p> <p>③ 第1次市民自治推進会議での評価にある「外部の第三者がチェックする取組」の導入状況は。 → 外部委員による行政評価委員会を設置している。また、市民ワークショップでの評価を行っているほか、行政評価シートをすべてホームページ上で公開し、随時意見を募っている。</p> <p><第21条第3項></p> <p>③ 第4号の「不当に」という表現は必要か。 → 審議会の性質等によってはやむを得ない制約もある。それに対して、正当な理由のない差別的取扱が「不当」にあたるかとする。</p> <p><第21条第4項></p> <p>③ 附属機関の女性委員の比率が少なく感じる。目標(4割)達成に努めるべき。市は、女性の意見を聴くという姿勢を行政として持つべき。</p>

札幌市自治基本条例	各条項に関する主な取組・条例等	各条項に関する市の施策・制度等	当会議における評価等出						
<p>6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。</p> <p>7 市は、市民参加を進めるために必要な条例等を整備するものとする。</p> <p>(住民投票)</p> <p>第22条 市は、市政に関する重要な事項について、住民(市内に住所を有する者(法人を除く。))をいう。)の意思を確認するため、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p> <p>(市民によるまちづくり活動の促進)</p> <p>第23条 市は、市民との協働によるまちづくりを進めるため、市民によるまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、適切な支援を行うものとする。この場合において、市は、必要な条例等を整備するものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりについて、市民が自ら学び、考えることができる環境づくりに努めなければならない。</p> <p>(青少年や子どものまちづくりへの参加)</p> <p>第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。</p>	<p>・各部署に出された意見や提案を整理し、反映状況を市民に分かりやすく示すための検討を進めるべき(H24)</p> <p>・今後さまざまな市民参加手法に工夫を凝らし、市民参加の機運を高めていくべき。(H24)</p> <p>・他部局に対し、市民参加を推進させていくための根拠として、市民参加制度の条例化を検討すべき。(H23。H24 評価結果でも同様の提言)</p> <p><H23 評価結果></p> <p>・札幌市でも、先進他都市の現状を調査し、住民投票条例に関する通則的な条例制定の検討を始める必要がある。</p> <p><H23 評価結果></p> <p>・地域の居場所づくりの中などで、市政やまちづくりについて学ぶことのできる環境が必要。地域の活動を広くPRし、まちづくりを学ぶ機会をより多く創出すべき。</p> <p>【市民意識調査結果】資料5(2)</p> <table border="1" data-bbox="763 975 1265 1129"> <tr> <td>◆まちづくり活動の参加経験 参加したことがある</td> <td>H21 53.8%</td> <td>H26 ⇒ 94.1%</td> </tr> <tr> <td>◆まちづくり活動をより進めるために必要なこと まちづくり活動の情報が手軽に入手できる 自宅から行きやすい所に活動の場がある</td> <td></td> <td>53.3% 34.1%</td> </tr> </table>	◆まちづくり活動の参加経験 参加したことがある	H21 53.8%	H26 ⇒ 94.1%	◆まちづくり活動をより進めるために必要なこと まちづくり活動の情報が手軽に入手できる 自宅から行きやすい所に活動の場がある		53.3% 34.1%	<p>[関係条例等]</p> <p>・市民意見政策反映検討会議設置要綱(H17.4 施行)</p> <p>[主な取組] 第1回 資料6(2)(3)</p> <p>・市民意見の政策反映システム事業の実施</p> <p>◎市民参加に関する条例を制定している他都市への文書及びヒアリング調査実施(H26) 第2回 資料4</p> <p>[関係条例等] 第1回 資料7</p> <p>・市民まちづくり活動促進条例(H20.4 施行)</p> <p>○市民まちづくり活動促進基本計画(H26.6 策定)</p> <p>[主な取組] 第1回 資料6(3)</p> <p><情報支援、人材育成支援、活動の場支援></p> <p>・市民活動サポートセンターを拠点とした各種支援</p> <p>◎ソーシャルデザイナー養成事業(H26～)</p> <p>◎地域活動の場整備支援事業(H24～)</p> <p>◎コミュニティカフェにおける、まちづくりセンターと連携した活動の場の創出(H25)</p> <p><財政的支援、寄付文化の醸成></p> <p>・元気なまちづくり支援事業(H16～)</p> <p>◎NPOによる地域ネットワーク事業(H25～)</p> <p>・さぼーとほっと基金(H20～26 累計 寄付：1,680件 587,509千円、助成：668件 393,437千円)</p> <p>[主な取組]</p> <p>・「子ども議会」の開催(H13～)</p> <p>◎パブリックコメント等におけるキッズコメントの実施(H23～)</p>	<p><第21条第7項></p> <p>① 市民参加を行政としても重視し、市民参加を進めるために必要な条例を具体的に進めていく場合に、この審議会の中でいろいろ練っていったって具体化していく必要がある。</p> <p>③ 市民参加を進めるために必要な条例の制定の要否については、制定によるメリットもデメリットもあるため、時間をかけて議論する必要がある。自治基本条例の規定についての検討の終了後に、あらためて議論したいと考えている。</p> <p>③ 市民参加を進めるために必要な条例を制定する場合、自治基本条例の市民参加関係部分を削除する可能性も考えられる。</p> <p><第21条第3項></p> <p>③第1次市民自治推進会議での評価にある「住民投票に関する通則的な条例制定」の検討状況は、</p> <p>→ 法制課で議論を進めているが、今のところ個別条例のほうが良いということで、通則的な条例の制定が必要という議論には至っていないと聞いている。</p> <p><第24条></p> <p>③ 第24条は未来社会において重要な部分であるが、「必要な配慮に努め」では漠然としすぎるので、具体的、効果的な表現にはどうか。</p> <p>④ 学校と連携することで、子どもの市民参加をスムーズに進めることが期待できる。</p>
◆まちづくり活動の参加経験 参加したことがある	H21 53.8%	H26 ⇒ 94.1%							
◆まちづくり活動をより進めるために必要なこと まちづくり活動の情報が手軽に入手できる 自宅から行きやすい所に活動の場がある		53.3% 34.1%							

札幌市自治基本条例	第1次市民自治推進会議における評価	各条項に係る市の施策・制度等	当会議における評価等
<p>第2節 情報共有の推進</p> <p>(情報公開) 第25条 市は、市政に関して、市民に説明する責任を果たすため、別に条例で定めるところにより、市が保有する公文書を適正に公開するものとする。</p> <p>(情報提供) 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するように努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達手段により、市民に積極的に提供するものとする。</p> <p>(個人情報の保護) 第27条 市は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。</p>	<p><H23 評価結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が個人情報保護法や個人情報保護条例の詳細を周知し、市民の個人情報保護に対する正しい理解を促すことが重要。 ・各区社会福祉協議会や地区福祉のまち推進センターが個人情報の適正な運用に配慮しながら実施している高齢者の見守り活動の事例等を多くの市民に周知することで、地域の活動をスムーズに実施できるようにすることが求められる。 	<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例（H12.4 施行） ◎札幌市公文書管理条例（H25.4 施行） ◎札幌市公文書館条例（H25.7 施行） <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎札幌市公文書館開設（H25.7 開設） ・公文書公開制度、市政刊行物コーナーの運用 <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報公開条例（H12.4 施行） ・公式ホームページに関する基本方針（H16.1 策定） ・公式ホームページガイドライン（H16.1 策定） <p>[主な取組] 第1回 資料6(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対話型情報提供の推進（ふらっとホーム、出前講座等） ・市民参加の実施予定、実施結果の公表 ・市民参加メールマガジンの配信 ・札幌市公式ホームページ、メールマガジン、SNS 等による情報発信 ・市民が参加できる公開会議、フォーラム等の公表 <p>【市民意識調査結果】 第1回 資料5(1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◆札幌市の情報がわかりやすいか わかりやすい H21: 57.7% ⇒ H26: 63.2% ◆札幌市の情報発信量 適切 H21: 54.1% ⇒ H26: 50.7% もっと多い方がよい H26: 42.0% ◆より効果的に情報発信するため必要な改善 目につくよう、いろいろな媒体で発信 H26: 53.5% よりわかりやすい情報発信 48.7% より速い情報発信 32.0% </div>	<p><第26条></p> <p>④ 「札幌市まちづくり戦略ビジョン」のイメージ映像は、とても分かりやすかった。若者や高齢者にも理解を得やすいので、様々な機会をとらえて積極的に放映してほしい。</p> <p><第27条></p> <p>③ 個人情報保護条例があるため活動しにくいという民生・児童委員の声がある。第1次市民自治推進会議の評価「地域活動をスムーズに実施できるようにすること」への対応は、 → 民生・児童委員が持つ個人情報をまちセン所長が共有し、可能な範囲で福祉のまち推進センターの見守り活動への情報提供を行うことができる。災害時の要援護者は、本人同意を得て地域にリストを提供可能。災害時に向けて平常時も活用できるように、国の法改正を受けて所管課で動きを進めている。</p>

札幌市自治基本条例	第1次市民自治推進会議における評価	各条項に関係する市の施策・制度等	当会議における評価等
<p>第3節 身近な地域におけるまちづくりの推進</p> <p>(まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり)</p> <p>第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの(地縁による団体を除く。)又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。</p> <p>(1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。</p> <p>(2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。</p> <p>(3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。</p> <p>(区におけるまちづくり)</p> <p>第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。</p>	<p><H23 評価結果></p> <p>(1) まちづくり活動の場及び機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会は、誰もが参加できるような環境づくりが必要。今後は、活動を支援する仕組みも強化していく必要がある。 <p>(2) まちづくり活動に資する情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主運営化の利点と課題を市役所が説明する機会を創出し、情報の格差がないよう配慮していくべき。 <p>(3) まちづくり活動を行う団体間の連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動している市民グループや NPO 等、横の連携をさらに強化していく必要がある。 <p>(4) その他まちづくり活動に資する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会等の加入率低下による活動の鈍化、市民サービスの低下に関してどのように対処すべきか認識を持ち、地域の活動が幅広い市民に理解されるよう地域内交流を促進するなどの対策を講じるべき。 ・近年注目を浴びている企業のまちづくり活動への参加についても、市民および企業等に理解を広げるよう努力すべき。 <p><H23 評価結果></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民協議会で提言された内容を予算に具体的に盛り込んでいく仕組みを確立すべき。 ・区民協議会は、区民が共有すべき課題を討議できる仕組みとなるよう検討すべき。 ・区民に区民協議会での議論内容が正しく伝わるよう、議事録をオープンにし、区民が区民協議会を評価できるような形にしていくべき。 ・区民協議会に幅広い団体、市民が参加できるように努めるべき。 	<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市まちづくり戦略ビジョン (H25 策定) →まちづくりセンターなどによる支援・調整機能の強化 ・第3次札幌新まちづくり計画 (H23 策定) →5-1-1, 2 市民の主体的な地域づくり <p>[主な取組] <u>第1回 資料6(4)</u></p> <p>(1) まちづくり活動の場及び機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎地域活動の場整備支援事業 (H24～) ・元気なまちづくり支援事業 (H16～) (活動事例数 H21: 710 事業 ⇒ H26: 1, 140 事業) <p>(2) まちづくり活動に資する情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自主運営近況報告会の開催 (H21～) ◎自主運営制度案内 DVD、リーフレット作成 (H24～) ◎戦略的地域カルテ・マップ構築推進事業 (H26～) <p>(3) まちづくり活動を行う団体間の連携促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎地域と NPO によるネットワーク事業 (25 年度: 3 地域、26 年度: 6 地域) ・まちづくり協議会への企業・NPO の参画促進 <p>(4) その他まちづくり活動に資する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎町内会加入促進事業の実施 (広告による周知啓発、地域ワークショップ支援等) ◎各区における企業とのパートナー協定締結の推進 ◎アダプト・プログラムの実施 <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌市まちづくり戦略ビジョン (H25. 10 策定) ・第3次札幌新まちづくり計画 (H23 策定) ・各区実施プラン (各年度策定) <p>[主な取組] <u>第1回 資料6(4)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民協議会を全区に設置 ◎元気なまちづくり支援事業予算に区民協議会特別推進枠 (27 年度 48, 000 千円) の創設 (H25～) 	<p><第28条></p> <p>③ まちづくりセンターには正職員が1人しかいないので土日に活用しにくい。職員のサポート体制を検討してほしい。</p> <p><第28条第2項></p> <p>③ 自主運営まちセンは当てはまらないのでは。 → まちセンとしての支援活動という点では直営も自主運営も同じ。</p> <p>③ 福祉のまち推進センターが位置づけられていないのは問題。 → 地域福祉活動を担う1団体であり、基本条例の中で全団体を網羅することはできないので包括的な表現にしている。</p> <p><第29条></p> <p>③ 区民協議会は同じ人たちでずっと活動していることが多い。新しい人材確保の工夫が必要。</p> <p>③ 無作為抽出した市民に活動を呼び掛けた他都市事例もあると聞く。それがすべてではないが、人材確保のための模索することも今後大切になる。</p> <p>③ 区とまちセンの関係性や支援体制が述べられていないので検討しても良いのでは。</p>

札幌市自治基本条例	第1次市民自治推進会議における評価	各条項に関する市の施策・制度等	当会議における評価等
<p>第7章 他の自治体等との連携・協力</p> <p>(他の自治体等との連携・協力)</p> <p>第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。</p> <p>3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。</p>		<p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市まちづくり戦略ビジョン（H25.10策定） ⇒北海道と道内市町村との連携体制の確立 <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○道内連携推進プロジェクト ◎「札幌☆取扱説明書」の作成（H26.7発行） 	<p><第30条></p> <p>④ 国際的な視点、外国人に来てもらうためのおもてなしの視点も今後大事になってくる。</p> <p>④ 姉妹都市への派遣や交流で得た情報をうまく反映させるべき。</p> <p>④ 前文で国際的なことを謳っているので、本条でも国際連携がまちづくりや市民自治にどうプラスの影響を与えるのかを示してはどうか。</p>
<p>第8章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価及びこの条例の見直し</p> <p>(市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価)</p> <p>第31条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備しなければならない。</p> <p>2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>(この条例の見直し)</p> <p>第32条 市は、5年を超えない期間ごとに、市民の意見を聴いたうえで、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて見直し等の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(市民自治推進会議)</p> <p>第33条 前2条の規定による市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うため、札幌市市民自治推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。</p> <p>2 推進会議は、委員7人以内をもって組織する。</p> <p>3 委員は、学識経験者、公募した市民その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>5 委員は、再任されることができる。</p> <p>6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、第2項の委員のほか、推進会議に臨時委員を置くことができる。</p> <p>7 推進会議に、必要に応じ、部会を置くことができる。</p> <p>8 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。</p>		<p>[主な取組] <u>第1回 資料6(4)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 市民によるまちづくり会議の実施 行政評価シートによる内部評価の実施 市民自治推進会議の設置 市民自治に関するアンケート調査等の実施 <p>[関係条例等]</p> <ul style="list-style-type: none"> 札幌市市民自治推進会議設置要綱（H22.12～26.10） 札幌市市民自治推進会議規則（H26.10施行） <p>[主な取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1次市民自治推進会議（H23.3～25.3） ⇒市民自治による施策等の評価及び条例の規定についての検討 「市政への市民参加の推進」に関する施策について 第2次市民自治推進会議（H26.6～27.3） ⇒「職員のための情報共有・市民参加推進の手引き」について 第3次市民自治推進課会議（H27.7～） ⇒市民自治による施策等の評価及び条例の規定についての検討 	<p><第31条></p> <p>④ 行政評価委員会で市民自治の不足点が指摘されたら当会議でそれを審議したり、当会議で指摘すれば行政評価委員会に反映できるような仕組みがあるとよさそうな気がする。</p> <p>④ 市民アンケートに、第7章の国際的な観点からの評価を加えてはどうか。 → 他部局でも様々な調査をしているので、それらを確認しながら、必要なものは反映する方向で検討する。</p>

第3次市民自治推進会議 報告書の構成について（案）

報告にあたって

目次

1 評価及び検討の概要

- (1) 目的
 - ・札幌市の施策・制度の整備及び運用の状況の評価（第31条）
 - ・5年を超えない期間ごとに行う条例の規定についての検討（第32条）
 - ・評価及び検討を行うための仕組みとしての市民自治推進会議（第33条）
- (2) 施策・制度の評価方法
 - ・条文と市の施策・制度を照らし合わせて検討
 - ・市の説明、過去の指摘事項に対する取組状況、客観的な指標など多角的な観点で
 - ・改善のための方向性やレベルアップの方策も提示
- (3) 条例の規定についての検討の視点
- (4) 評価及び検討の工程
 - ・第1回で市からの説明、第2回以降で具体的議論
 - ・第6回で評価及び検討の結果報告について整理

2 札幌市の施策・制度の整備及び運用の状況

- ・第1回会議で報告した札幌市の取組を、章(節)ごとに掲載
- ・各取組について、概要、目標、実績を掲載（別紙）

3 条例第32条に基づく条例の規定についての検討結果

- ・改正の要否、要の場合改正すべき項目、趣旨及び改正時期など

4 条例第31条に基づく施策・制度の評価結果

- ・各委員の意見を項目ごとにまとめて文章化

資料集

- (1) 札幌市自治基本条例
- (2) 札幌市市民自治推進会議規則
- (3) 第3次市民自治推進会議委員名簿
- (4) 会議開催状況一覧
- (5) 会議資料

報告書掲載例

2 札幌市の施策・制度の整備及び運用の状況について

札幌市が行っている市民自治によるまちづくりに関する施策・制度に関する整備及び運用の状況は、次のとおりである。

(1) 第2章 市民 (第6条～第9条)

条例第8条第2項では、市民の責務として、市民がまちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものと規定されている。札幌市では、各種アンケート調査を活用し、市民自治に関する市民の意識の把握に努めている。

取組	概要	実績
市政世論調査 [市長政策室広報部]	市政や市民生活に関して、市民の意識、関心要望の傾向などを推定し、市政の参考とするためのアンケート調査 (年1回実施)	各回 1,500 人に実施
市民アンケート調査 [市長政策室広報部]	各施策や事業についての周知度や要望を把握し施策推進の参考とするためのアンケート調査 (H26 まで年2回、H27 は3回)	(H26 まで) 各回 10,000 人に実施 (H27) 各回 5,000 人に実施
評価指標達成度調査 [市長政策室改革推進部]	各事業に対する市民意見を採取し事業の効果・成果を効率的に把握し市民に分かりやすい評価の資料とするためのアンケート調査 (年1回実施)	各回 5,000 人に実施
市民自治に関するアンケート調査 [市民まちづくり局市民自治推進室]	市民自治の基本「情報共有」「市民参加」等の取組への市民の認識等を調査するためのアンケート調査 (H21・H26 実施)	各回 5,000 人に実施

条例第9条では、事業者の責務として、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めることを規定している。札幌市は、企業と連携してまちづくり活動を行うための体制の構築や、企業の社会貢献活動の支援などの取組を行い、企業のまちづくり活動を支援している。また、企業の協力を得て、市民が日々の購買活動を通して気軽にまちづくり活動に参加できるための取組も実施している。

取組	概要	実績
さっぽろまちづくり パートナー協定 [市民まちづくり局市民自治推進室]	企業と札幌市がまちづくりに関して協力体制を築くための包括的な協定 (H20～)	(H28.3時点) 17社と12協定を締結
買って食べて SAPP_RO (サッポロスマイル) プロジェクト [市民まちづくり局市民自治推進室]	参加店舗で指定商品の飲食や購入をすると、代金の一部が「さぽーとほっと基金」に寄付される (H25～)	(H26) 135店舗が参加 寄付金額 498,399円
企業の社会貢献活動導入時のコンサルタント派遣 [市民まちづくり局市民自治推進室]	企業が社会貢献活動をする際に必要な情報提供や具体的な活動方法をアドバイスするコンサルタントを派遣 (H26～)	(H26) 9社に派遣

第3次市民自治推進会議 報告書作成に向けた論点整理

1 条例改正についての基本的な考え方

自治基本条例の改正の要否については、条例の目的である市民自治によるまちづくりの実現のために、現時点において条例の規定が有効に機能しているか否かという観点から評価・判断する必要がある。

条例においては、市民にとって分かりやすいものであることが望ましいが、一方で、自治基本条例は最高規範として位置づけられるものであり、多岐の分野にわたる市民自治に関する事項を総括的に規定する必要があるため、理念条例として相当程度の抽象度や包括性を持つ必要があることにも注意を要する。

このため、個々の具体的な事項については個別条例で定めていることを踏まえ、自治基本条例においては、市民自治を推進するための現在の札幌市の取組が不足しており、かつ、条例の規定を改正しなければ取組を進めることが困難である場合において、改正を要するものである。

2 条例の規定についての検討項目

上記1を踏まえ、自治基本条例の規定についての検討においてこれまで議論されてきた事項のうち、条例改正を行う必要が否かを検討すべき項目として、次の6点を検討の対象とする。

検討項目(1)

前文	防災など市民の関心が高いまちづくりの観点を前文に盛り込むことについて
<p>(現状)</p> <p>前文では、これまでの札幌の発展経過と、市民自治によるまちづくりを進めるうえでの理念的な事柄を述べており、防災などのまちづくりの視点や目的については、第2条で「安全・安心の推進」の中に包含されている。</p>	
<p>(主な意見)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>○ 前文は国際的な意識が強い一方、福祉や防災等、市民の身近な事柄との関わりが薄い。防災について市民意識が高まっているため、防災の観点からの表現を盛り込むべき。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>○ 入れるべきキーワードは多々あるが、前文なので全て盛り込むことはできない。それぞれ関係する所で述べていけば良い。</p> <p>○ 条例策定時「安全・安心なまちづくり」に関する条文を置くべきとの意見があったが、最終的には第2条のまちづくりの定義の中で「安全・安心の推進」を盛り込んだ経緯がある。</p> </div> </div>	

検討項目(2)

第2条	条例における「市民」の対象範囲に、市内に固定資産を所有するだけの人を新たに加えることについて
(条文)	
第2条第1項 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。	
(主な意見)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 固定資産を所有するだけの人も、広い意味でまちづくり活動を担う権利と責務があると位置づけるべき、という考え方もある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定資産を所有するだけの人も、まちづくりの中では一定の位置を占める場合はある（空き家問題など）が、現実的にまちづくり活動への参加が難しいという問題点がある。 ○ 固定資産を所有するだけの人を新たに条例の適用範囲に加えるとなると影響が大きいため、慎重な議論が必要。

検討項目(3)

第14条	職員の責務に職員が地域活動に率先して参加すべき旨の内容を加えることについて
(条文)	
第14条 職員は、全体の奉仕者として、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。この場合において、職員は、市民の視点に立って職務を遂行するとともに、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めるものとする。	
(主な意見)	
<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員が率先して地域活動に参加し、地域参加によって地域に共感を持つような方向性を示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は全体の奉仕者の立場である以上、市民をさしおいて率先するべきでない。市民の1人として、市民と同じ立場で良い。職員は当然に市のことを考えているはずなので、新たに負担を課すのではなく、まずは自身の職務の中で生かすべき。 ○ 条例策定時、市民・議会・市長に加えて「職員」も入れて四者の連携にすべきとの意見があったが「職員を市長と並列して四者にするのはおかしい」「職員を市民と別に特殊な市民と位置づけるのもおかしい」となった。 ○ 条例の文言や表現よりも、大事なのは、職員も条例の趣旨を理解し、市民と一緒にまちづくりを考えることを常に意識すること。市民も、職員が参加しやすいような環境を整え、上手に参加してもらうことが大切。

検討項目(4)

<p>第21条 第28条 第29条</p>	<p>まちづくりの基礎単位である地域の意見反映に向けた、まちづくりセンター・区・本庁の連携推進に係る記述の盛り込みについて</p>
<p>(関係条文)</p> <p>第21条 市は、市政への市民参加を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。</p> <p>2 市は、政策の立案、実施、評価等の各段階において、市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、市政への市民参加の機会を設ける場合には、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 実施の時期が適切であること。</p> <p>(2) 効果的かつ効率的な方法によること。</p> <p>(3) 事案に関係する市民又は地域に係る市民が参加できること。</p> <p>(4) 性別、年齢、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等により不当に不利益を受けないこと。</p> <p>6 市は、市政に関する市民からの提案について、これを反映する仕組みを整備するものとする。</p> <p>第28条 市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 まちづくりセンターは、町内会、自治会等の地縁による団体若しくは地域においてまちづくり活動を行うもの（地縁による団体を除く。）又はこれらの団体等により構成されるまちづくり協議会その他の団体が行うまちづくり活動に対して、その自主性と自立性を尊重しつつ、次に掲げる支援を適切に行うものとする。</p> <p>(1) まちづくり活動の場及び機会の充実に関すること。</p> <p>(2) まちづくり活動に資する情報の共有に関すること。</p> <p>(3) まちづくり活動を行う団体間の連携の促進に関すること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、まちづくり活動に資する取組に関すること。</p> <p>第29条 市は、区役所を拠点として、区民との協働により、区の課題及びその特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。</p> <p>2 市は、区における課題について、区民の意向を把握するとともに、区民の合意を形成するための意見調整の場を設けるなどの支援を行い、その合意された意見を市政に反映するよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、複数の区に関する課題について、関係する区民の調整が図られるよう必要な支援を行うものとする。</p>	
<p>(主な意見)</p> <p>○ 意見の反映については第21条に規定されているが、総括的に地域の声を受け止めて、これを市政に反映させる旨の表現が不足している。</p> <p>○ 第28・29条の内容は支援を中心としており、区民や地域住民の声を受け止めて反映させる観点の表現が不足している。</p> <p>○ 第28・29条で区とまちづくりセンターが個別・並列的に述べられていて、札幌市全体での連携・支援体制が不明確である。</p> <p>・ 第21条の「市民」には、団体も含まれる。</p>	

検討項目(5)

<p>第24条</p>	<p>青少年や子どもの参加を進めるための「必要な配慮」をより具体的な表現に改めることについて</p>
<p>(条文)</p> <p>第24条 市及び市民は、青少年や子どもがまちづくりに参加することができるよう、必要な配慮に努めなければならない。</p>	
<p>(主な意見)</p> <p>○ これからの社会において重要な部分になるが「必要な配慮」という表現では漠然としているので、もう少し具体的、効果的な表現があっても良いのでは。</p> <p style="margin-left: 400px;">・ 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」第24条～第27条において、子どもの参加・意見表明の機会の保障に関して具体的に規定されている。</p>	
<p>[参考] 札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例 (抜粋)</p> <p style="text-align: right;">平成20年11月7日条例第36号</p> <p style="margin-left: 40px;">第4節 参加・意見表明の機会の保障</p> <p style="margin-left: 40px;">(子どもの参加等の促進)</p> <p>第24条 市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。</p> <p>2 施設設置管理者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。</p> <p>3 市民は、地域の文化・スポーツ活動等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。</p> <p style="margin-left: 40px;">(市の施設に関する子どもの意見)</p> <p>第25条 市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。</p> <p style="margin-left: 40px;">(審議会等への子どもの参加)</p> <p>第26条 市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。</p> <p>2 前項の審議会等は、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。</p> <p style="margin-left: 40px;">(子どもの視点に立った情報発信等)</p> <p>第27条 市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。</p>	

検討項目(6)

第30条	海外も含めた他都市との連携による市民自治や市民への影響を明確化する内容を加えることについて
<p>(条文)</p> <p>第30条 市は、他の自治体と共通するまちづくりの課題について、関係する自治体との連携を図り、その解決に努めるものとする。</p> <p>2 市は、まちづくりの課題について、必要に応じ、北海道、国等と連携・協力するとともに、関係する制度の整備等の提案を行うものとする。</p> <p>3 市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を札幌のまちづくりに生かすものとする。</p>	
<p>(主な意見)</p> <p>○ 国際交流によってまちづくりにどのようにプラスになるかをもう少し示すべき。</p> <p>○ 他都市との交流を通して、市民がまちづくりの視点を広げられるような情報提供を行うべき。</p>	
<p>・「札幌市国際戦略プラン」の基本方針Ⅲ「海外ネットワークの活用～未来へつなぐ世界との互恵的協力関係の構築」において、札幌にとってメリットのある海外ネットワークの構築や、蓄積してきたネットワークの時代にふさわしい活用などについて述べられている。</p> <p>[参考] 「札幌市国際戦略プラン」13・20・21ページ</p>	

3 札幌市の施策・制度の評価

自治基本条例第31条に基づく札幌市の施策・制度に対する評価については、これまでの各委員からの意見を踏まえ、次の10項目に大別される。報告書への掲載にあたっては、項目ごとに個々の意見を統合し、文章化することとする。

(1) 条例の認知度について（条例全般）

- ・自治基本条例の認知度は依然として低く、市民へ十分に浸透していないのが現状。市は、引き続き条例の普及啓発に努めるべき。
- ・青少年や子どもへの浸透を図ることは、将来的な条例の認知度向上にもつながるため、自治基本条例を学校の授業に採り入れるなど、若年層への周知強化も検討すべき。
- ・子どもの学年に合わせて理解できるようなパンフレットの作成を考える方法もある。また、子どもと併せて保護者にもPRする手法も考えられる。
- ・市民が条例そのものに関心を持つのは難しい。市民が関心を持つのは、例えば介護とか、何らかのテーマがある場合が多い。市民が何に関心があるのかを把握して、条例を周知することが大事である。
- ・条例そのものを認知させることも大事だが、それよりも、行政が何をしてくれるか、市民が何をできるかということ具体的に考えていくことが大事である。
- ・条例自体の認知度は低いが、条例の理念に沿うための地域活動への支援、情報提供、市民参加等、具体的な取組に対しては一定の認知度や関心がある。具体的に市政やまちづくりに関心を持って参加していただく取組に力を入れることが大切と考える。

(2) 市民の積極的な参加について（第8条）

- ・条例の目的は「市民が主役のまちづくり」であり、市民が主役となるためには、市民が積極的に参加することが必要である。行政がすべてを担うということは、財政的にももうできないし、市民も過大な要求をしてはいけない。市民は、市に対してどういう協力ができるかということを中心に考えるべきであり、市も、市民がどのような参加をできるかを明確に示していく必要がある。

(3) 職員の地域参加について（第14条）

- ・職員も1人の市民として、一緒にまちづくりを考えるという意識を常に持つことが大切である。市民もそのことを意識して、同じ市民として一緒にまちづくり活動を行っていく気持ちが必要である。
- ・地域のまちづくり活動において、職員の協力を得ることは非常に有効である。地域の取組でも、職員が理解し協力してくれることで、大きく前進する。条例の趣旨を職員が理解し、みんなで考えて活動していくことを意識してほしい。地域で企画、実施するため、職員にはそれほど手間がかからないので、いろいろな企画に積極的に参加してほしい。
- ・市民も、いたずらに苦情や要望を言うのではなく、職員が参加しやすいような環境を作る必要がある。職員の参加を得ることでメリットにつながることを理解して、上手に職員に参加してもらおうと良いと考える。

(4) 市民参加の推進について (第 21 条)

- ・ 札幌市は附属機関の女性委員登用率 40%を目標としており、平成 26 年度の女性委員比率は 36.9%であった。附属機関の性質等により異なる場合もあるが、女性委員の比率が少ないと感じている。これからはバランスよく女性も市政に参加することが必要と考える。札幌市は、附属機関の女性委員登用率 40%を達成するように努めるとともに、女性の意見を聴くという姿勢を行政としても持っていただきたい。
- ・ 条例第 21 条第 7 項の「市民参加を進めるために必要な条例等」について、条例を制定すべきか否かについては、条例を制定することによるメリットもデメリットもあるとの市の説明であったため、少し時間をかけて議論する必要がある。条例の規定についての検討の終了後に、あらためて議論したいと考えている。

(5) 青少年・子どもの市民参加について (第 24 条)

- ・ 子どもの市民参加については、学校と連携することでスムーズに進むことが期待できる。学年に応じた地域活動を教育のメニューとして行うことで、多くの子どもたちが参加でき、地域のまちづくり活動への関心が高まる効果を期待できる。

(6) わかりやすい情報提供について (第 26 条)

- ・ 札幌市のホームページで公開している「札幌市まちづくり戦略ビジョン」のイメージ映像は、非常に分かりやすかった。このような映像化した情報は、紙面だけの情報よりも、高齢者や若者にとっても理解しやすく、市政への関心の向上にもつながると考える。このような映像を、様々な機会をとらえて積極的に流してほしい。

(7) まちづくりセンターの体制について (第 28 条)

- ・ 町内会でまちづくりセンターを活用しようとする際、まちづくりセンターには正職員が 1 人しかいないため、土日に活用することが困難であるが、平日では社会人の参加が難しい。土日にまちづくりセンターをもっと活用できるようにするために、職員のサポート体制を検討すべきである。

(8) 区民協議会の担い手について (第 29 条)

- ・ 区民協議会においては、幅広い団体や市民が参加できるように努めることが、第 1 次市民自治推進会議の評価においても求められているところであるが、人材が不足しており、いつも同じ人が担っているのが実情である。町内会、学校、NPO、その他各種地域団体等、さまざまな団体が地域活動を企画して実行しているため、区民協議会にも新たな担い手を確保できるような工夫が必要である。
- ・ 他都市では、無作為抽出した市民 2,000 人に対して区民協議会委員就任を呼び掛け、最終的には 80 人余りが協議会に携わっているという事例があると聞く。この方法がすべてではないが、参加の裾野を広げるための方法を模索していくことも、今後大切になっていくと考える。

(9) 国際的な観点について (第 30 条)

- ・ 毎年、たくさんの外国人が札幌を訪れる。これからは、国際都市として、おもてなしの視点を持つことが必要になる。市民が国際感覚を持つためにどうしていくかを考えていく必要がある。

- ・ 海外都市との国際連携や人事交流等によって得られた情報を、札幌市のまちづくりの施策等にうまく反映させるべき。
- ・ 海外を含めた他都市との連携によって、札幌市民のまちづくりにとってどのような良い影響があるかを、市民にわかりやすく示すべき。
- ・ 市民自治に関する市民アンケートには、国際的な観点からの評価の項目がない。他部局で行っているアンケート等を参考他部局でも様々な調査をしているので、それらを確認しながら、必要なものは反映するよう検討してほしい。

(10) 行政評価について (第31条)

- ・ 市民自治の評価と行政評価は現状では連携していないが、これを連携して、行政評価委員会で市民自治の不足点が指摘されたら市民自治推進会議でそれを審議したり、市民自治推進会議で指摘をしたら行政評価委員会に反映したり、そのような連携ができる仕組みがあると良い。

まちづくりセンターの事務分掌

- 諸証明書の発行取次ぎ
- 市政情報提供
- 市民集会施設建設に係る相談及び要望等の集約
- 地区に係る要望等の集約
- 地域住民組織の振興
- 地域ネットワーク化支援
- 地区のまちづくりに関する施策等の企画・推進に係る調整
- 地域の情報交流促進
- 地区内における地域保健福祉活動の支援・調整

●は、区保健福祉部地区福祉活動支援担当課長としての事務分掌。

まちづくりセンター自主運営について（参考）

1 現況

希望する地域団体（まちづくり協議会等）に対して、まちづくりセンターの運営業務を委託する。平成20年10月1日から希望する地域で実施、平成28年8月末時点で、次の9か所のまちづくりセンターが自主運営に移行済み。

- ①【東】元町(H20.10) ②【南】澄川(H21.1) ③【南】石山(H21.3)
 ④【南】真駒内(H21.12) ⑤【北】麻生(H22.1) ⑥【南】芸術の森(H22.1)
 ⑦【豊】月寒(H22.4) ⑧【南】藻岩下(H23.1) ⑨【南】簾舞(H26.4)

※【 】は区、()は自主運営開始年月。

2 まちづくりセンター自主運営化に関する市の支援

(1) 既存の自主運営地域に対する支援の取組例 (◎：自主運営のみ ○：直営と共通)

◎ 委託料（人件費相当分）の増額改定

685万円 → 785万円（H24～） → 835万円（H27～）

◎ 地域活動ビジョン実現のための「地域交付金」の交付（年間200万円＋世帯加算額）

◎ 自主運営まちづくりセンターの職員に対する研修や意見交換会の実施

過去の実施例：広報誌・チラシの作り方（H24）、証明書取次業務について（H25）、地域包括支援センターについて（H26）、意見交換会（H27）

◎ 社会保険労務士、税理士の派遣

活用実績（延べ件数） H27：0件 H26：7件 H25：5件

◎ 区地域振興課による定期又は随時の訪問

○ 「まちセンアドバイザー」（大学教授やまちづくりコンサルタント）の派遣

活用実績（延べ件数） H27：4 [0]件 H26：4 [0]件 H25：5 [1]件

[]が自主運営まちづくりセンターの内数

○ まちづくりセンター所長研修

(2) 自主運営制度周知の取組例

・ 地域からの要望に応じて自主運営制度の出前説明を実施

実績 H27：3か所 H26：2か所 H25：5か所

・ 制度周知のためのリーフレットやDVD等の資料を提供（随時）

・ 自主運営近況報告会（自主運営地区による取組状況発表・質疑応答等）の実施（年1回）

札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について〈報告書〉

第3次市民自治推進会議

2016年（平成28年）11月 発行

（お問い合わせ先）札幌市市民文化局市民自治推進室市民自治推進課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話 011-211-2253 FAX011-218-5156
